

ガイドライン改訂検討に係る論点整理(案)

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>1 - 1 : 採掘産業における歳入の透明性 「基本方針」 「歳入の透明性の重要性を、環境社会配慮確認にかかる基本方針として明記する」 「当該国が EITI に参加している場合には、その実施状況を確認する。当該国が EITI に参加しておらず且つ当該プロジェクトが当該国歳入への相当の影響を与えうる場合には、EITI への参加を働きかける」 (直接に対応する現行条文なし)</p>	<p>コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定することの必要性の有無とその具体的理由は何ですか？</p> <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>我が国の G 8 サミットにおける EITI への支持の具体的内容は何ですか？特に、環境社会配慮の観点ほどの程度明確ですか？</p> <p>< JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p> <p>EITI の現時点での加盟国また加盟企業の数ほどの程度ですか？</p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 規定することが必要不可欠とは云えませんが、個別に確認が必要となる場合もあり得ると思います。</p> <p>(2) 代表的国際的基準であっても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので一律に規定するには相応の合理的理由が必要と考えます。</p> <p>(3) 当該国また当該プロジェクトの固有の事情を踏まえて参照する国際的条約、宣言、概念等は多数存するものであり、特定の内容のみを例示することは、環境社会配慮確認の内容を狭めるおそれもあり得ます。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定・参照することは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある為、問題があると考えております。また、コモンアプローチは競合関係にある OECD 加盟国の共通規範であり、基本的にコモンアプローチをベースにすべきと考えます。</p> <p>< 参加者：NGO ></p> <p>< 必要性について ></p> <p>(1) 採掘産業のもたらす利益は莫大である一方、特に途上国においてこの利益配分が適切に行われないことが多々あります。</p> <p>(2) 政府に税金等の形で歳入があったとしても、政府が採掘産業の利益でおこなう事業が、貧困の削減に役立たないことや、地域住民の人権を侵害し、環境を破壊することがあります。そのような悪影響を防ぐべきです。</p> <p>(3) 採掘産業に伴う多額の政府の歳入は、当該国の財政運営や経済政策をゆがめ、また汚職の温床になるなどの危険性が存在します。これらの弊害を防止するため、プロジェクト実施者による政府への支払いや政府との主要な合意が公開され、政府への資金の流れを透明にする必要があります。</p> <p>(4) 新 JBIC は、その機能の一つを「日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進」としています。JBIC を通じてこれらの歳入の透明性を推進していくことが重要です。</p> <p>(5) IFC、OPIC、EBRD など、採掘産業への主要な融資機関が EITI への支持を表明している中、JBIC が、国際社会において、先進的な歳入の透明性に関する政策の抜け道になってしまうことは避けるべきです。</p> <p>< ガイドラインで義務付けるべき具体的理由 ></p> <p>(1) 歳入の透明性のうち、汚職に関する部分は、企業のリスクマネジメントとして積極的にとらえるべきです。商取引上の必要性を理由として、発展途上国で不透明なりべートの支払いを余儀なくされていることがあります。近時税務当局が過去に遡って経費算入を否定し、課税をしている事案があります。JBIC のガイドライン上そのようなことができないことが明確化されれば、JBIC もプロジェクト実施主体に対して働きかけることになるので、日本企業としては、不当な要求を拒みやすくなります。</p> <p>(2) JBIC は民間企業の支援をするといっても、民間金融機関と異なり営利を目的としているのではなく、公的金融機関として政府の行政目的の下業務を遂行しており、日本政府に準じて、日本政府が支持していることについて、協力すべきであります。</p> <p>(3) 汚職が法制度上容認されている国はないと考えられます。少なくとも腐敗防止に関しては現地国基準によっても、事業主体が順守しなければならないはずですが。</p> <p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 「汚職及び収入、支出双方における公的資金の不適切な管理と闘う」上での「資源に起因する支払フローに関して、透明性を促進する継続した取組の一部として、良い統治と EITI 等の反腐敗イニシアティブを支持する」と、EITI 支持は、腐敗防止の取組の一部として説明されています。</p> <p>(2) EITI への支持については、「資金的、技術的及び政治的手段を通じて、適切な場合には、EITI 強化のための継続的な支援にコミットする」と説明されていますが、環境社会配慮との関係は特段言及されておらず、一般的な関係にとどまるものです。</p> <p>< 参加者：FoEJ ></p> <p>(1) 改訂された IFC のセーフガード政策でも、「社会と環境の持続可能性に関する政策」において歳入の透明性について規定しており、環境社会配慮ガイドラインに歳入の透明性に含めることに弊害はないと考えます。</p> <p>(2) 腐敗は、資源に依存する途上国の「持続可能な開発」につながらない (= 適切な環境社会配慮が難しくなる) ということは明らかです。</p> <p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 実施国としては、2007 年 12 月時点で候補国 15 カ国、未確定国 9 カ国です。</p> <p>(2) 支援企業は、欧米の石油・金属メジャーを中心に数十社です。</p> <p>(3) 非加盟の国及び企業には、一義的には EITI は適用されません。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	又、非加盟の国及び企業の EITI の拘束力はどのようなものですか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 >	< 参加者：FoEJ > (1) EITI の加盟如何は問題ではありません。EITI への加盟の是非に関わらず、歳入の透明性の確保に関する方針をガイドラインで規定すれば良いと思います。
	「歳入の透明性」を、ガイドラインに規定する ECA はありますか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) 今回調査を行った他 ECA において、歳入の透明性をガイドライン等で明記している事例は確認されておりません。
	「歳入の透明性」というテーマの重要性はどのようなものですか？ < NGO 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) ハイリゲナム・サミット首脳宣言「世界経済における成長と責任」の「天然制限に対する責任：透明性及び持続可能な成長」では、採掘分野における透明性の向上は、説明責任、良い統治及び持続可能な経済成長を世界中で達成するために、決定的に重要であること、また、これは、最貧国にとって、採掘分野によって生産される天然資源が、持続可能な成長と貧困削減のために特に価値ある財産であり、この分野の重要かつ継続的な進歩は、透明性と良い統治を基礎としてのみ達成可能との認識に基づくものであると、述べています。 (2) 他方、同宣言においては、上記(1)関連の内容において、環境社会配慮や ECA の役割については特段の言及はありません。 < 参加者：NGO > (1) 歳入の透明性の重要性は、多くの資源保有国が資源開発による税金やロイヤリティなどによる資源開発による収入を得ているにも関わらず、それを貧困削減のために有効に活用できていないという問題が背景にあります。その原因は、資源保有国政府における不十分な説明責任、汚職、民主主義の不確立、重債務、法令順守の認識の低さなど様々な制度的、政策的な問題があるとされていますが、歳入の透明性を確保することによって、採掘産業による資源保有国の収入を貧困削減や「持続可能な開発」に効果的に貢献させることには意義があります。なお、NGO 提言では「基本方針」「ガバナンスリスクのレビュー」「政府との主要な合意の情報公開」の 3 つの観点で提言をしています。 (2) 採掘産業への依存率と経済成長には負の関係があることは「採掘産業の再検討」などより明らかであります。採掘産業の収入を適切に使い、貧困削減や環境問題に適切に取り組むようなガバナンスが確保されていることを JBIC は確認するべきであります。 < 参加者：産業界 > (1) テーマとして重要なことは理解できますが、環境社会配慮ガイドラインに EITI を包含することは問題の性質が異なり、また JBIC/NEXI のガイドラインだけが改訂されて解決できる問題ではなく、EITI はそれ自体を別途別の枠組みで取り扱い、解決されるべき問題と考えます。
	日本政府が国際的な場で宣言している内容との整合性は図れますか？ < NGO 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) ハイリゲナム・サミット首脳宣言「世界経済における成長と責任」の「天然資源に対する責任：透明性及び持続可能な成長」の内容と、現行 JBIC / NEXI ガイドラインの内容とは、整合性に特段の問題を有する点はないものと認識しています。 < 参加者：NGO > (1) 2003 年のエビアンサミットにおける G8 宣言において、採掘産業の透明性についての重要性がかかれています。 (2) 2005 年のグレンイーグルで開催された G8 サミットにおいて、日本を含め先進 8 か国は、EITI を支持しています。 (3) 2006 年のサンクトペテルブルグサミットにおいても、日本政府を含めた G8 諸国は EITI を支持しています。 (4) 汚職腐敗の防止との観点では OECD の外国公務員贈賄防止条約を順守する必要があります。また、日本は国連腐敗防止条約を批准していませんが、国連腐敗防止条約締約国会議において日本政府は、腐敗との闘いにおける国際協力を積極的に促進していると公言しているのですから、腐敗防止の取り組みを強化せねばならず、歳入の透明性を要求すべきです。 (5) IFC でも、実施主体が政府に支払うプロジェクト関連の重要な支出（ロイヤリティ、税金、利益分配など）や、受入国政府契約(HGAs)、政府間協定(IGAs)などの主要な合意が公開を借入人に求めています。NGO 提言 p.15, 16 を参照ください。
	他機関における取組状況はどのようなものですか？ < NGO 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) 今回調査を行った機関では、IFC が持続可能性ポリシー（para21・22）に考え方を反映し、OPIC が腐敗防止の観点から取り組みを行っていることを認識しています。 < 参加者：NGO > (1) ECA と類似の機能を果たす公的機関・OPIC は「歳入の透明性」についての政策を持っています。JBIC/NEXI は他 ECA の政策にこだわることなく、国際基準を引き上げるためのリード役となることを期待しています。

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
		<p>(2) ECGD の Business Principles Unit において、採掘産業関連の企業に対し EITI に関する意識を高める旨書かれています。プロジェクトスポンサーに ECGD が直接のコンタクトを持つ場合には、EITI についての企業の認識を確認し、またその遵守を促進することとしています。</p> <p>(3) IFC のセーフガード政策である「社会と環境の持続可能性に関する政策」でも、大規模採掘産業の場合リスクは適切に緩和されるべきであり、より小規模のプロジェクトでは、プロジェクトから期待される純便益、およびガバナンスの弱さによるリスクが審査されることを規定しています。また、便益とリスクのバランスが受け入れられない場合は、IFC はプロジェクトを支援しないことになっています。</p> <p>(4) IMF は、歳入における透明性確保のために、全ての契約書の公開を提言しています。</p> <p>(5) EBRD では、エネルギー政策において、石油・ガス・石炭採掘事業のスポンサーが、最低限の歳入透明性義務として、受入国への実質的な支払い(ロイヤリティ・税・Profit sharing 等)を公開することを要求しています。NGO 提言 p.16 を参照ください。</p>
<p>1 - 2 : 採取産業における歳入の透明性 「ガバナンスリスクのレビュー」 「採取産業に関する大規模プロジェクトの環境レビューの際には、当該国政府のガバナンスのリスクも審査する」 「上記リスクが事業の便益を上回る場合には事業に対する支援をしない」 「当該国政府のガバナンス向上努力や貧困削減の努力について情報収集を行い、貧困削減の努力やガバナンス改善に悪影響を与えるリスクが高い場合には、支援を行わない」 (直接に対応する現行条文なし)</p>	<p>IFC パフォーマンス・スタンダードについて、コモンアプローチが参照対象としているのは、前文のポリシー部分と本文(P S 1 ~ 8)の何れですか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p> <p>ガバナンスリスクのレビューをガイドラインに規定する E C A はありますか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) コモンアプローチが参照対象としているのは、 P S 1 ~ P S 8 のみであり、前文については国際金融機関としての IFC が自らのポリシーを述べた内容と認識しています。</p> <p>< 参加者 ></p> <p>< JBIC / NEXI > (1) 今回調査を行った他 ECA において、ガバナンスリスクのレビューをガイドライン等で明記している事例は確認されておりません。</p> <p>< 参加者 ></p>
<p>1 - 3 : 採取産業における歳入の透明性 「政府への支払、主要な合意の情報公開」 「採取産業に関するプロジェクトにおいては、実施主体が当該国政府に支払うプロジェクト関連の重要な支出(ロイヤリティ、税金、利益分配など)や受入国政府契約(HGAs)、政府間協定(IGAs)等の主要な合意を公開する」 (直接に対応する現行条文なし)</p>	<p>「政府への支払と政府との主要な合意の情報公開」の実施は、個別プロジェクトにおける環境社会配慮において、如何なる裨益効果を有しますか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p> <p>「政府への支払と政府の主要な合意の情報公開」をガイドラインに規定する E C A はありますか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 「政府への支払と政府との主要な合意の情報公開」は、採取産業を通じた当該国の収入が当該国の財政運営や経済政策を歪めたり汚職の温床となる危険性を軽減する機能を担うものの一つと史料します。 (2)他方、当該プロジェクトの実施主体による環境社会配慮への直接的な裨益効果は明示的には認識し難いものです。</p> <p>< 参加者 : 産業界 > (1) 「政府への支払と政府との主要な合意の情報公開」は、採取産業を通じた当該国の収入が当該国の財政運営や経済政策を歪めたり汚職の温床となる危険性を軽減・抑制する機能を担うものの一つと考えますが、個別プロジェクトに対する裨益の程度を具体的に示すことは不可能だと考えます。EITI は別途の枠組みで対応すべきと考えていますので、こうした情報公開も別の枠組みで対応すべきです。</p> <p>< 参加者 : FoEJ > (1) 汚職によって、補償措置等環境社会配慮に必要な費用が確保されない危険性があるため、これらの文書の公開はそれを防ぐ一助となる。 (2) これらの合意文書には、人権など環境社会配慮に対して甚大な影響を及ぼす項目が含まれている場合があるので、個別プロジェクトにおける環境社会配慮の確保にも資するものです。</p> <p>< JBIC / NEXI > (1) 今回調査を行った他 ECA において、政府への支払と政府の主要な合意の情報公開をガイドライン等で明記している事例は確認されておりません。</p> <p>< 参加者 : FoEJ > (1) OPIC は EITI を採択し、借入人に対して EITI 原則の実施を促しているため、EITI にある「政府への支払と政府の主要な合意の情報公開」についても要求していることとなります。 (2) ECGD は、特に既に EITI を採択しているもしくは採択に近い国については、スポンサーはその遵守を促進することになっているため、 EITI にある「政府への支払と政府の主要な合意の情報公開」についても要求していることとなります。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	合分>	
<p>2：国際的基準の取扱いの明確化 「国際的基準の取扱いについて、 コモンアプローチ今次改訂 (would be applied expected to meet)を踏まえ、ガイドライ ン改訂要否を検討」 (現行条文) 「さらに、JBICは、環境社会配慮 等に関し、国際機関、地域機関、 日本等の先進国が定めている基 準やグッドプラクティスなどを 参照する。」(JBIC 第1部3 (4)) 「NEXIは、世界銀行等の国際金融 機関が定めた基準、他の国際的 に認知された基準、日本等の先 進国が定めている基準またはグ ッドプラクティス等をベンチマ ークとして参照し」(NEXI 3 (3))</p>	<p>コモンアプローチとの 関係において現行の JBIC / NEXI ガイドラ イン規定でも矛盾はし ない内容を、改訂するこ との必要性の有無とそ の具体的理由は何です か？ < JBIC / NEXI 第 3 回会 合分 ></p> <p>世銀OP及びIFCパ フォーマンススタンダ ードなど国際基準の“ベン チマークとして参照” の JBIC / NEXI におけ る運用状況はどのよう なものですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会 合分 ></p> <p>現行ガイドラインがコ モンアプローチと矛盾 しないと考える理由は 何ですか？ < NGO 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 例えば現行ガイドラインの規定が運用方針を必ずしも十分に反映しておらず、かつそれを明確化することにより顧客の利便性に資すると判断される場合は、JBIC / NEXI として、当該ガイドラインの規定箇所の改訂を検討すべきだと考えます。</p> <p>< 参加者：産業界 > (1) 内容が明確化し、利便性が向上するのであれば、改訂は必要と考えますが、具体的改訂案について OECD 加盟国企業との公平・対等な競争が阻害されないかとの観点から、個別に検討の上判断すべきと思われます。</p> <p>< 参加者：NGO > (1) 現行ガイドラインは、国際基準を「参照する」としており、国際基準の遵守は求めていません。一方、コモンアプローチは、国際基準について “expected to meet” とし、要件を満たさない場合を “exceptional cases” としています。したがって、現行ガイドラインは、コモンアプローチの水準に満たないものと考えます。 (2) 本ガイドライン第 2 部は詳細な規定を設けておらず、より詳細な要件を定める世界銀行のセーフガード政策ないし IFC のパフォーマンススタンダードへの遵守を求めることは、環境社会配慮の向上につながります。</p> <p>< JBIC / NEXI > (1) JBIC / NEXI としては、対象となるプロジェクトの参照すべき国際的基準の充足の有無を確認していますが、これはコモンアプローチの考え方にも則したものです。 (2) 対象となるプロジェクトの環境社会配慮に国際的基準との大きな乖離が存在すると確認された場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認することになります。</p> <p>< JBIC / NEXI > (1) JBIC は、JBIC ガイドライン第 1 部 3 (4)、また NEXI も NEXI ガイドライン 3 (3) のとおり、対象となるプロジェクトの環境社会配慮において参照すべき国際的基準の充足の有無を確認し、大きな乖離が存在すると確認された場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認することになっていることから、コモンアプローチとは矛盾したものではないと考えております。</p> <p>< 参加者：産業界 > (1) JBIC/NEXI のガイドラインにおいては、対象となるプロジェクトの環境社会配慮において参照すべき国際的基準の充足の有無を確認し、大きな乖離が存在すると確認された場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認することとされており、コモンアプローチは、上記の国際的基準に包含されると考えます。 (2) また、産業界としては、JBIC/NEXI が、実際の運用面でも上記ガイドラインの趣旨を遵守されることを強く希望します。なぜなら、JBIC/NEXI の支援による商業ベースのプロジェクトが厳しい競争に晒されている現状において、日本企業がせめて OECD 加盟国企業と公平・対等に競争できるようになるためには、コモンアプローチを基準とすることにより JBIC/NEXI と同様の機能をもつ OECD 加盟国の公的機関と同水準の確認内容・手続として頂き、Equal Footing の原則を確保して頂く必要があると考えるからです。</p>
<p>3：参照すべき国際的基準の明確化 「国際的基準の取扱いについて、 コモンアプローチ今次改訂(世 銀 SP 及び IFC-PS の明確化)を 踏まえ、ガイドライン改訂要否 を検討」 (現行条文) 「さらに、JBICは、環境社会配慮 等に関し、国際機関、地域機関、 日本等の先進国が定めている基</p>	<p>コモンアプローチとの 関係において現行の JBIC / NEXI ガイドラ イン規定でも矛盾はし ない内容を、改訂するこ との必要性の有無とそ の具体的理由は何です か？ (検討ポイント 2 に同 じ) < JBIC / NEXI 第 3 回会</p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 例えば現行ガイドラインの規定が運用方針を必ずしも十分に反映しておらず、かつそれを明確化することにより顧客の利便性に資すると判断される場合は、JBIC / NEXI として、当該ガイドラインの規定箇所の改訂を検討すべきだと考えます。</p> <p>< 参加者：産業界 > (1) 内容が明確化し、利便性が向上するのであれば、改訂は必要と考えますが、具体的改訂案について OECD 加盟国企業との公平・対等な競争が阻害されないかとの観点から、個別に検討の上判断すべきと思われます。</p> <p>< 参加者：NGO > (1) 現行ガイドラインの規定はコモンアプローチと矛盾するものではありませんが、参照すべき国際基準の明確化は、審査のアカウントビリティ・予測可能性の向上につながるものと考えます。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>準やグッドプラクティスなどを参照する。」(JBIC 第 1 部 3 (4)) 「NEXI は、世界銀行等の国際金融機関が定めた基準、他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている基準またはグッドプラクティス等をベンチマークとして参照し」(NEXI 3 (3))</p>	<p>合分> 世銀 O P 及び I F C パフォーマンススタンダードについての JBIC / NEXI での参照状況はどのようなものですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 国際的基準を参照する場合、一義的には、世銀セーフガードポリシーを用いています。但し、プロジェクトファイナンス案件については、IFC パフォーマンススタンダードを参照することを原則としています。 < 参加者 ></p>
<p>4：環境審査に係わる保険種 「NEXI ガイドラインにおける対象保険種については列記されているが、保険種新設の場合等の取扱いが必ずしも明確ではない」 (現行条文) 「NEXI による環境社会配慮確認は、貿易一般保険、貿易代金貸付保険、海外投資保険及び海外事業貸付保険に係るすべての 2 年以上案件を対象として行うものであり」(NEXI 2)</p>	<p>NEXI が環境社会配慮確認の対象とする案件範囲は如何なる形での明確化が望ましいものですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) ガイドラインは不特定多数の方が読まれることを前提に、平明に誤解なくご理解いただける内容であることが、本項目のみならず、ガイドライン全般に通じるコンセプトと考えております。 (2) 上記(1)のコンセプトを踏まえ、対象保険種のような基本的な事項についてはより平明かつ漏れのない形での明確化が望ましいものと考えます。 < 参加者：産業界 > (1) 対象となる案件範囲はわかり易く示されるべきであり、不明瞭な記載については改訂すべきと思われます。例えば、対象保険種を「別紙に掲げる」として別紙対応とするのも一案と思います。 < 参加者：NGO > (1) コモンアプローチでは、保険種によって環境社会配慮確認の対象から除外することはしておらず、現行ガイドラインはコモンアプローチの水準を満たしていないと考えます。また、現在のガイドラインでは、「資源エネルギー総合保険」等新たに創設された保険種はガイドラインの対象外となってしまいます。改訂ガイドラインでは全ての保険種を対象とすべきだと考えます。</p>
<p>5：人権状況の把握 「相手国国内・プロジェクト対象地域の自由権及び社会権に関わる人権状況(ステークホルダーの認識も含む)を把握し、適切なプロジェクト実施に関わる確認に反映する」 (現行条文) 「JBIC は、環境レビューにおいて、ガイドラインに照らし、プロジェクトの特性及び国、地域固有の状況を勘案した上で、1) プロジェクト実施前に適切かつ十分な環境社会配慮がなされるか、また、2) プロジェクト実施主体者や相手国政府の準備状況、経験、実施能力、資金の確保状況、外的不安定要因等に照らし、環境社会配慮が融資等の決定後も適切に実行されるかど</p>	<p>当該国における全般的な自由権、社会権を JBIC / NEXI 環境社会配慮確認の対象とすることの必要性の有無とその具体的理由は何ですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 人権の概念は広く、国家全体に関するものから、個別プロジェクトに関するものまで多岐にわたります。 (2) 「当該国における全般的な自由権、社会権」は前者にあたり、外交上あるいは政策上の対応として国レベルで対処すべき人権であると考えております。 (3) 従って、日本企業の海外ビジネス支援を目的とするパイの公的与信機関たる、JBIC / NEXI のガイドラインで上記「全般的な自由権、社会権」そのものを環境社会配慮の確認対象とするのは無理があると考えます。 (4) もっとも、例えば、プロジェクト実施者等による自由権、社会権の具体的侵害が客観的に存在する状況等、JBIC / NEXI としても明確に把握・認識でき、かつ個々のプロジェクトレベルで具体的に対応できる場合は、人権の側面も確認しております。 < 参加者：産業界 > (1) 全般的な自由権、社会権は、JBIC/NEXI の一公的金融・保険機関が対処すべきものではなく、外交政策上の対応となることと考えます。また、環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、JBIC/NEXI はパイの公的機関としてその実施状況を確認する立場となりますが、個別プロジェクトとは因果関係の無いプロジェクト実施国における全般的な自由権、社会権を JBIC/NEXI の環境社会配慮確認の対象とすることには無理があると考えます。 また、自由権、社会権は定義や見方により曖昧な概念であり、これを取入れることにより審査に時間を要する可能性も考えられ、迅速な決定にも影響を与えます。JBIC/NEXI コメントにあるように、個々のプロジェクト実施主体者が明らかに侵害しているときは、個別に確認・対応するという運用で十分と考えます。 < 参加者：NGO > < 必要性について > (1) 現行ガイドラインにおいても、第 2 部の検討する影響の範囲として、「社会的関心事項(非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、子どもの権利、HIV/AIDS などの感染症)」が記載されています。そして、「合理的と考えられる範囲で、派生的・二次的な影響・累積的影響、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい」とされています。チェックリストでは、作業員の安全衛生などもあげられています。「人権の実現状況の把握」は、それらと方向性を同じくするものであり、むしろ、人権の視点を加味することによって、事業の及ぼす影響について、より実質的かつ緻密な分析が可能となるものと考えています。 (2) ガイドラインやそのチェックリストでは、社会的合意の形成や住民移転において、女性・子供・老人・貧困層・少数民族・先住民等の社会的弱者に適切な配慮がなされなければなら</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>うかを確認する。」(JBIC 第 1 部 3(2)) 「NEXI は、保険契約の対象となるプロジェクトが環境(自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む)に及ぼす可能性のある影響が回避又は緩和されるよう、当該プロジェクト実施者により環境社会配慮が適切に行われているかについて確認する。」(NEXI 2)</p>		<p>らないとしています。適切な配慮がなされているか否か判断するには、そのプロジェクトの行われる地域において、どのような社会的弱者がいるか、どのような権利の保障が脆弱となっているのかを把握する必要があります。</p> <p><具体的理由></p> <p>(1) 諸外国では、米国のように外交政策の一環として、政府が他国の人権状況について包括的に調査している例があり、また、スウェーデンのように、援助機関が民主主義と人権の視点に基づく国別分析を行っている例もあるが、日本ではいずれの取り組みも行われていません。そのため、社会的弱者に適切な配慮がなされているかの確認や、子どもの権利、先住民族への悪影響を及ぼさないか検討するといっても、基礎情報に欠けるので、具体的なプロジェクトに関連して調査をして情報を蓄積していかざるをえないと考えます。</p> <p>(2) 日本企業の CSR の観点でみると、プロジェクトが人権面で悪影響がどうか分析しておくことが必要であり、企業に過重な負担を与えるものとはいえません。</p> <p>(3) 日本政府は社会権規約、自由権規約等の締約国であるので、日本政府の活動は、人権を尊重し、保護し充足する方向でおこなわなければなりません。JBIC も準政府機関であるので、JBIC の貸付金が人権侵害に用いられることがないようにすべきです。</p> <p>(4) 現地国基準によったとしても、自由権規約や社会権規約の締約国は相当数にのぼっており、また、国連加盟国は人権を尊重する一般的義務がありますので、人権状況を把握し、それに与える影響を分析することは、相手国基準に照らしても必ずしも、過重な要求をするものではありません。</p>
	<p>プロジェクト実施者が直接には対応しきれないと思われる事象を JBIC / NEXI が要求することの必要性また実効性の有無とその具体的理由は何ですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 個々のプロジェクトにおいて当該国また当該プロジェクト固有の事情から、確認を行う場合は有り得ます。但し、実効性については、当該プロジェクト実施者または JBIC / NEXI として、働きかけの限界があるものと考えます。</p> <p>(2) 例えば、警察権行使などの当該国内政に属する事項、また、当該プロジェクト実施者以外の第三者の活動に属する事項、等については、当該プロジェクト実施者等また JBIC / NEXI の働きかけには限界があります。</p> <p><参加者：産業界></p> <p>(1) JBIC/NEXI が環境社会配慮を求めるのは、プロジェクト実施主体が自ら具体的に対応することが可能な事象に限定すべきであり、プロジェクト実施者が直接には対応しきれない事象(例、第三者の活動に起因する事象等)への対応を要求することは妥当ではなく、仮に要求したとしても実効性はないと考えます。</p> <p><参加者：NGO></p> <p>(1) JBIC が、環境社会配慮確認をするに際して、プロジェクト実施地域でのもともとの人権の保障状況を把握したうえで、確認することを求めているものです。プロジェクト実施主体者に直接対応しきれないと思われる事象まで対応すべきことを求めているわけではありません。</p> <p>(2) ただし、プロジェクトの派生的・二次的な影響、累積的影響を判断するに当たっては、もともと権利の保障がきわめて限定的であるような場合、プロジェクトでの悪影響がそれほど大きいものでないとしても、累積的影響としては致命的ということもありうるので、なんらかの緩和策をプロジェクト実施主体がとらなければ、事業遂行をすべきでないということはありません。</p>
	<p>他 ECA またコモンアプローチ対応状況はどのようなものですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) コモンアプローチには人権に関する固有の記載はなく、適用すべき国際基準に記載された全ての関連する環境社会影響を考慮する内容となっており、具体例の一つとして、世銀セーフガードポリシー等に記載された住民移転、先住民族が該当します。今回調査を行った他 ECA でも、世銀セーフガードポリシーやコモンアプローチの内容を参照しており、一般的な人権を対象としている事例は確認されていません。</p> <p><参加者：NGO></p> <p>(1) そもそも、コモンアプローチは OECD 加盟国での最低基準を示したものであり、この基準を下回らないことは必要ですが、JBIC のガイドラインがコモンアプローチに示された内容に限られるべきではありません。「国際協力銀行の環境ガイドライン統合に関する研究会の提言」においてもその 1 の 4 で「国際協力銀行においては、OECD/ECG が示す世界共通のアプローチにとどまることなく、本報告書で示したような高い水準のガイドラインを作成すべきであり、さらに ECG 全体の水準を引き上げる牽引役となることを期待したい」としています。</p> <p>(2) JICA では、人権への配慮について、人権問題が指摘されている国で、アムネスティレポートから情報を得たり、ステークホルダー協議の際に、人権問題で活動している NGO にも招待状を送付した例があるとしています。(JICA 環境社会配慮ガイドラインの運用実態の確認報告 p 25)</p> <p><参加者：ヒューマンライツナウ></p> <p>(1) 欧州復興開発銀行は、Environmental and Social Policy を改定中ですが、その para.9 では、「EBRD は、プロジェクトの評価により認められた環境保護、人権、持続的開発に関する国際条約に基づく国家の義務に矛盾するプロジェクトに、それを知りながら、融資することはない。」としています。</p> <p>(2) JICA は、ガイドラン 2.7.2 で「国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する。」として、人権に関する国別報告書や関連機関の情報を入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映するとしています。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	<p>当該国における自由権及び社会権の全般的な実現状況について具体的・客観的に確認する情報・手法には、どのようなものがありますか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p> <p>当該国における自由権及び社会権の全般的な実現状況の確認をガイドラインに規定する ECA はありますか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 自由権及び社会権の全般的な実現状況については、先ず当該国の関係法令の整備状況を確認することが想定されます。 (2) 他方、関係法令の包括的な遵守状況を具体的・客観的に確認することは、自由権・社会権という抽象的かつ主観の介在しやすい内容でもあり、JBIC / NEXI あるいは他の ECA 機関では困難と認識します。また、内政干渉の観点から、二国間外交においても当該問題は極めて機微なる内容と一般的には認識されているものと思料します。</p> <p>< 参加者：産業界 > (1) 全般的な自由権、社会権は、JBIC/NEXI の一公的金融・保険機関が対処すべきものではなく、外交政策上の対応となることと考えます。また、環境社会配慮はプロジェクト実施主体が当該国の法令に従って実施し、JBIC/NEXI はバイの公的機関としてその実施状況を確認する立場となりますが、個別プロジェクトとは因果関係の無いプロジェクト実施国における全般的な自由権、社会権を JBIC/NEXI の環境社会配慮確認の対象とすることには無理があると考えます。 (2) また、自由権、社会権は定義や見方により曖昧な概念であり、自由権・社会権の実現をどう判断するかは難しく、また政治的にセンシティブな問題であることも往々にしてあり、環境ガイドラインで軽々に判断できない問題と考えます。</p> <p>< 参加者：FoEJ > (1) 残念ながら、日本政府ではまとまった分析等を行っていませんが、国連における条約機関 / 人権理事会による定期人権状況審査 (UPR) / 国連特別手続きなどによる人権報告書 (国連特別報告者による報告等) や、各国政府機関による報告書 (米国国務省の人権に関わる年次報告書等) また、国際人権 NGO による報告書 (アムネスティ・インターナショナル、ヒューマンライツ・ウォッチ等) などからの情報収集が考えられます。</p> <p>< 参加者：ヒューマンライツナウ > (1) 自由権・社会権の全般的な実施状況については、自由権規約、社会権規約、子どもの権利条約、女性差別撤廃条約、人種差別撤廃条約、拷問禁止条約、障害者権利条約などの人権条約の批准の有無、や関連の国内法の整備状況のみならず、実際の運営状況の把握が重要です。 (2) それぞれの条約機関の各国政府の報告書調査における総括所見、国連人権理事会における UPR (普遍的定期的審査) の結論文書、ILO の条約適用専門家委員会が行っている批准条約の審査に基づく意見・直接請求や、未批准条約も含めた一般調査、総会基準適用委員会の報告、結社の自由委員会の報告などにより、把握することができると考えます。 (3) アムネスティ・インターナショナル、ヒューマンライツ・ウォッチなど国際人権 NGO のレポートも一般的に信頼性が高いと考えられており、有用であると考えます。 (4) なお、現地住民が、人権が保障されていると考えているか、人権についてどのような認識を持っているのかといった主観的認識も重要です。たとえば、社会的合意の形成の前提として、表現の自由が確保されていることが必要ですが、ステークホルダー自身が、自らの表現の自由が保障されていると認識できなければ、自由な発言はできません。特に表現の自由の場合、嫌がらせを受けるなどすれば、表現の自由が侵害されていることは明らかになりますが、侵害されるまでは、保障されているかどうかということ客観的に測ることは難しいこともあり、ステークホルダーの主観的認識は重要です。 (5) また、非自発的住民移転において、社会的弱者に特別な配慮を要する場合にも、そのような社会的弱者自身が、適切な住居を確保する権利を主張できることの認識を有していなければ、そもそも、ステークホルダー協議で、諦めてしまって特段の要望を出さず、結局のところ表面的には社会的合意があったと扱われてしまうかもしれません。このような点についての配慮も必要です。 (6) そのため、必ずしも客観的な状況把握にこだわらず、現地の人権 NGO がどのような見解を表明しているかについても、把握する必要があると考えます。</p> <p>< JBIC / NEXI > (1) 今回調査を行った他 ECA において、当該国における自由権及び社会権の全般的な実現状況の確認をガイドライン等で明記している事例は確認されておりません。</p> <p>< 参加者 ></p>
<p>6：社会配慮基準に関する態度 「実施主体の社会配慮に関する基準を実施する意思及び能力について、確認する」 「具体的には、実施主体のコンプ</p>	<p>コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC /</p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 規定することが必要不可欠とは云えませんが、個別に確認が必要となる場合もあり得ると思えます。また、個々のプロジェクトにおいて、当該国また当該プロジェクトの固有の事情を踏まえ、参照する場合もあると考えます。 (2) 代表的国際的基準であっても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので一律に規定するには相応の合理的な理由が必要と考えます。 (3) 当該国また当該プロジェクトの固有の事情を踏まえて参照する国際的条約、宣言、概念等は多数存するものであり、特定の内容のみを例示することは、環境社会配慮確認の内容を狭めるおそれもあり得ます。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>ライアンス規定に、労働の基本原則及び権利の擁護、腐敗防止、国際的に宣言されている人権の擁護の支持・尊重が含まれているかを確認する』その確認の基準として、コンプライアンス規定の有無、グローバル・コンパクト等の国際的規定への賛意の有無、当該国で一般的なコンプライアンス規定への賛意の有無など』何の行動もなされていない場合には、融資 / 保険契約への規定も検討」</p> <p>(現行条文) 「環境レビューにおいては、JBIC は、プロジェクトに関する、あるいはプロジェクトを取り巻くガバナンスが適切な環境社会配慮がなされる上で重要であることに留意する。」 (JBIC 第 1 部 3 (4))</p>	<p>NEXI のガイドラインで規定することの必要性の有無とその具体的理由は何ですか？ (検討ポイント 3 に同じ) < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< 参加者：産業界 > (1) コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定・参照することは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある為、問題があると考えております。</p> <p>< 参加者：NGO > < 必要性について > (1) JBIC のオピニオンによれば、プロジェクト実施主体による社会配慮確認をするうえで、社会配慮をする意思や能力は審査スコープに含まれるものと認識しているとありますが、ガイドライン上はどのように位置づけられているのか不明確であるので、明確にしたほうが、審査の透明性と予測可能性が高まると思われれます。 (2) チェックリストのモニタリングの項目をみると、たしかに、将来のモニタリングの体制をも審査するのであることがわかるが、人権侵害を引き起こさないなどなどの社会配慮に関する意思・能力を判断するものであるかどうかは明らかではありません。</p> <p>< 具体的理由について > (1) コンプライアンス規定の存在や、グローバルコンパクトや OECD 多国籍企業行動指針の順守は、社会配慮をする意思・能力を判断する要素として掲げたのみであり、これのみに限られる趣旨ではありません。また、これらが、「代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等であり、指標として適切でない」とすれば、別の方法で、社会配慮をする意思や能力を確認すればよいと考えられます。</p>
	<p>実施主体の社会配慮基準に関する意思及び能力について、具体的かつ客観的に確認する情報 また手法には、どのようなものがありますか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 実施主体の社会配慮基準に関する意思及び能力については、当該プロジェクトにおける実施主体の個々の社会配慮実施状況から総合的に確認することが、最も具体的かつ客観的な手法と史料します。 (2) なお、JBIC / NEXI の環境社会配慮確認の対象は、一義的には実施主体による当該プロジェクトであり、当該実施主体自身に係わる一般的な意思及び能力は、参考としてはさておき、唯一絶対の判断材料とは成り得ぬものと思料します。</p> <p>< 参加者：産業界 > (1) 実施主体の社会配慮基準に関する意思及び能力を表すものとして、OECD 多国籍企業行動指針や国連グローバル・コンパクトなどの国際的基準への参加や、わが国の業界団体による憲章等の策定（経団連「企業行動憲章」や日本貿易会「環境行動基準」など）があり、さらに個々の企業において社是、指針、基準などの形で環境社会配慮の方針を掲げると共に担当部署を設置するなど具体的な体制を整備し、対策を講じています。 (2) しかし、これらのみをもって環境社会配慮の意思と能力を確認することは困難で、個別案件ごとに確認する必要がありますが、客観的・具体的に確認する画一的手法はないと思います。</p>
	<p>コンプライアンス規定の有無あるいはグローバル・コンパクトや OECD 多国籍企業行動指針への参加（何れも制定や参加は各企業の任意）の有無のみを以って、実施主体の社会配慮基準に関する意思及び能力の有無を確認することは適切ですか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>< 参加者：ヒューマンライツナウ > (1) すくなくとも、実施主体が社会環境配慮について、どのような意思を表明しているかを確認することは、必要です。そもそも、必要な配慮をすることについて表明していないのに、必要な配慮をする意思があるとみることが困難だと思います。そのため、意思表明すら確認できない場合には、融資契約で条件づけることも必要だと考えます。 (2) もっとも、立派なコンプライアンス規定を有していたり、さまざまな取り組みを行っていることを公表していても、機能していない場合もあるので、当該実施主体の同種事業の運営状況等を確認することも必要であり、社会的配慮をする意思の有無については、総合的判断にならざるを得ないとは思いますが。</p> <p>< JBIC / NEXI > (1) 企業の社会的責任（CSR）の重要性は世界的に認識されるものであり、昨年ハイリゲンダム・サミットでの首脳宣言「世界経済における成長と責任」において、OECD 多国籍企業行動指針また国連グローバル・コンパクトへの言及があったことも承知しています。 (2) 他方、OECD 多国籍企業行動指針は「労働基準、環境、情報開示、技術移転、競争、等幅広い分野における、責任ある企業行動に関する任意の原則と基準を定めるが、法的な拘束力はなく、その適用実施は各企業の自主性に委ねられている」ものであり、国連グローバル・コンパクトは「規制の手段ではない。つまり企業の振る舞いや行動を取り締まったり、強制したり、判定するものではない。むしろ、企業、労働、市民社会がグローバル・コンパクトが礎とする原則を推し進めることで、実質的な行動をおこし、分かち合うための説明責任、透明性および賢明な自己利益に期待している」ものであり、強制力のない任意の原則であるとともに、環境に特化したものではなく、環境に関する規定は世銀や IFC の定める国際的基準やコモンアプローチに比して、一般論を述べるにとどまっています。 (3) こうした内容に鑑み、また、そもそも、JBIC / NEXI の環境社会配慮確認の対象は、実施主体による当該プロジェクトであるところ、グローバル・コンパクトや OECD 多国籍企業行動指針への参加の有無のみを以って当該実施主体の社会配慮に関する意思及び能力の有無を確認することは困難と思料します。</p>
	<p>< JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>< 参加者：産業界 > (1) 企業の社会的責任（CSR）の重要性については、産業界も十分認識しており、社内的にコンプライアンス規定を整備する企業が増えてきていることは事実です。また、グローバル・コンパクト、OECD 多国籍企業行動指針等に参加している企業もありますが、JBIC / NEXI の環境社会配慮確認の対象は、実施主体による当該プロジェクトであることから、コンプライアンス規定の有無あるいはグローバル・コンパクトや OECD 多国籍企業行動指針への参加の有無のみを以って、実施主体の社会配慮基準に関する意思及び能力の有無を確認することは適切でないと考えます。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
		<p><参加者：ヒューマンライツナウ> (1) グローバルコンパクトやOECD多国籍企業行動指針への参加のみをもって、実施主体の社会的配慮基準の意思および能力の有無を判断することはできませんが、ひとつの判断要素になると考えています。</p>
<p>7：発展途上国以外で実施されるプロジェクト 「NEXI 現行ガイドラインでは、発展途上国以外でのプロジェクトについて、原則としてカテゴリCに分類と規定されているが、発展途上国の区分基準であるDACリスト改訂時の対応を規定していない」 「他方、コモンアプローチは仕向国による特段の区別は規定されていない」 (現行条文) [カテゴリC] 発展途上国以外で実施されるプロジェクト 保険価額が10百万SDR相当円以下のプロジェクト (NEXI 3(2))</p>	<p>条文が不明確なために、取扱いが混乱するおそれがある場合のガイドライン改訂の必要性の有無とその具体的理由は何ですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>他 ECA またコモンアプローチ対応状況はどのようなものですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) ガイドラインは不特定多数の方が読まれることを前提に、平明に誤解なくご理解いただける内容であることが、本項目のみならず、ガイドライン全般に通じるコンセプトと考えております。 (2) 従って、ガイドラインの記載内容が不明確なため取扱いに混乱を生じるおそれがある場合には、文言の明確化等のガイドライン改訂を以って対応すべきであると考えます。</p> <p><参加者：産業界> (1) ガイドラインの条文は可能な限り明瞭であるべきであり、取扱いが混乱するおそれがある不明確な条文については当然改訂すべきと思われます。</p> <p><参加者：NGO> (1) コモンアプローチでは、環境に重大な負の影響を与える可能性のあるプロジェクトを発展途上国（DAC 掲載国）に限らず、カテゴリAに分類することとしています。また現行 JBIC ガイドラインでも同様です。改訂ガイドラインでも、DAC 掲載国に限らず、環境に重大な影響を及ぼすプロジェクトをカテゴリAに分類するよう規定すべきだと考えます。</p> <p>< JBIC / NEXI > (1) 今回調査行った他 ECA においても、明示はされていませんが、上記 (1) のコンセプトを以って作成また必要に応じ改訂がなされています。</p> <p><参加者></p>
<p>8：カテゴリBプロジェクトのレビュー内容 「NEXI 現行ガイドラインでは、JBIC 現行ガイドラインの規定するEIA報告書等の扱いが、不明確」 (現行条文) [カテゴリB] 「カテゴリBに属するプロジェクトに対しては、カテゴリAに属するプロジェクトと同様、負の環境影響の回避、最小化、緩和又は代償及び環境改善を図るための方策を含め、プロジェクトが有する潜在的な正及び負の環境影響を確認する。」(NEXI 3(3))</p>	<p>条文が不明確なために、取扱いが混乱するおそれがある場合のガイドライン改訂の必要性の有無とその具体的理由は何ですか？ (検討ポイント7に同じ) < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>他 ECA またコモンアプローチ対応状況はどのようなものですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 多くの関係者の方が平明に誤解なく理解いただける内容であることが、本項目のみならず、ガイドライン全般に通じるコンセプトと考えております。 (2) 従って、ガイドラインの記載内容が不明確なため取扱いに混乱を生じるおそれがある場合には、文言の明確化等のガイドライン改訂を以って対応すべきであると考えます。</p> <p><参加者：産業界> (1) ガイドラインの条文は可能な限り明瞭であるべきであり、取扱いが混乱するおそれがある不明確な条文については当然改訂すべきと思われます。</p> <p><参加者：NGO> (1) カテゴリBに分類されたプロジェクトであっても、できる限り包括的に環境影響及び回避、最小化、緩和又は代償及び環境改善を図るための方策を確認するため、EIAがある場合は参照すべきだと考えます。</p> <p>< JBIC / NEXI > (1) 今回調査を行った他 ECA でも、明示はされていませんが、上記 (1) のコンセプトを以って作成また必要に応じて改訂がなされています。</p> <p><参加者></p>
<p>9：スクリーニング終了後の情報公開の内容 「環境社会配慮に関する主要な文書を入手後速やかに公開する」</p>	<p>情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容はどのよう</p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 事業者は、当該国法令等が規定する情報公開の範囲、内容等に則し当該プロジェクトに関する情報を当該国国民に公開する責任を有します。 (2) JBIC / NEXI は、我が国政府系機関として、関係法令が規定する情報公開の範囲、内容等に則して、当該プロジェクトに関する情報を、我が国国民に公開する責任を有します。また、環境ガイドラインの規定に則して、我が国法令が規定する以上の情報公開を行っております。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>「主要な文書とは、EIA 報告書、環境管理計画、住民移転計画、先住民族への配慮に関する計画、生活再建計画、及び左記文書に添付されるステークホルダーとの協議情報を原則とし、これに限らない」「主要な文書には、翻訳版を含む」 (現行条文) 「カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等、借入人等 (NEXI : 輸出者等) から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を JBIC (NEXI) ウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開する。」 (JBIC 第 1 部 5 (2)・NEXI 6)</p>	<p>なものでしょうか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>(3) 上記(1)(2)何れにおいても、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等に十分配慮した上で情報公開に努めるべきことは論を待ちません。</p> <p><参加者：産業界> (1) 事業者は、所在国の法令に基づき当該国の国民に対する情報公開の責任を負い、JBIC/NEXI は政府系金融機関として環境社会配慮の為のガイドラインを含む関連法規に基づき国民に対する情報公開義務を負っていると了解しております。</p> <p><参加者：NGO> (1) プロジェクト実施主体は、適切な環境社会配慮を行うため必要な情報を公開する責務を負っています。 (2) JBIC/NEXI が行う情報公開は、ステークホルダーからの早期の情報提供を促進し、環境レビューのアカウンタビリティ・透明性を確保するために行われます (JBIC ガイドライン 5. (1))。したがって、JBIC/NEXI が公開すべき情報の範囲・内容は、ステークホルダーからの情報提供を可能にし、環境レビューのアカウンタビリティ・透明性を確保するための必要性から決せられるべきです。具体的には、自然及び非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重等の社会面 (JBIC ガイドライン前書き) について、プロジェクト実施主体が適切かつ十分な配慮を行っているか、準備状況・実施能力等に照らし環境社会配慮が適切に実行されるか、プロジェクト実施中・実施後に適切な環境社会配慮が実施されたか等を判断するために必要な情報が含まれると考えます。</p>
	<p>JBIC / NEXI が、事業者が当該国法令等で不要であることから公開していない文書、情報等を公開せしめることの実効性の有無とその具体的理由は何ですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 当該文書、情報等が、他 ECA も共有する国際的基準 (例えば世銀、IFC 等) において公開を望ましいと規定するものであれば、事業者に対して公開を促す実効性はあると考えております。 (2) 他方、国際的基準での公開規定の存しない文書、情報等については、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等への十分な配慮を前提とすべきところ、実効性に一定の限界はあるものと考えております。また、JBIC / NEXI が固有の規定を以って、これを要求することにも一定の限界があるあるいは十分な配慮を要すべきと思われる。</p> <p><参加者：産業界> (1) 対象となる情報が、一般的に国際的基準においても公開を求めているものでない限り、実効性には限界があると思われれます。</p> <p><参加者：NGO> (1) 本論点に関する NGO 提言は、一定の文書について JBIC/NEXI による情報公開を求めており、事業者に文書・情報を公開させることを求めているわけではないため、本検討ポイントは失当です。</p>
	<p>上記検討ポイントに関連し、借入人等/輸出者等からの公開を前提とした文書/情報の提供依頼に対し、事業者の側が商業上の機密を理由にこれを断った場合の実効性はどのようなものですか？ また、借入人等/輸出者等自ら商業上の機密を理由に公開を断った場合の実効性はどのようなものですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 事業者の側から公開を断った場合の実効性については、上記 9 (2)の通りです。 (2) 借入人等/輸出者等が自ら公開を断った場合についても、入札段階での競争関係等の十分配慮すべき事由の存する場合もあり得るところ、一定の限界があるあるいは十分な配慮を要すべきものと思われれます。</p> <p><参加者：産業界> (1) JBIC/NEXI が支援する商業ベースのプロジェクトは厳しい競争に晒されており、商業上の機密また競争関係等に十分な配慮が必要であり、これを理由に事業者、借入人等/輸出者等が情報公開を拒んだ場合には実効性には限界があると考えられます。</p> <p><参加者：NGO> (1) NGO 提言で公開を求めている文書・情報に商業上の機密が含まれる可能性は低いものと考えます。 (2) 文書・情報に商業上の機密が含まれる場合には、これら機密情報を取り除いた上で公開することが考えられます。 (3) 最終的に事業者ないし借入人等が公開を前提とした情報提供を断った場合、JBIC/NEXI は審査におけるアカウンタビリティ・説明責任を確保することができないため、融資審査を行うべきではありません。 (4) (なお、NGO 提言で公開を求めている「環境社会配慮に関する主要な文書」は、そのほとんどが世界銀行・IFC 等国际基準において公開を求められているものです。</p>
	<p>JBIC / NEXI ガイドラインに規定する“環境社会配慮に関する主要な文書”の具体的な内容は何か？</p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 現行ガイドラインにおいて明示する“環境社会配慮に関する主要な文書”は、環境影響評価報告書 (EIA 報告書) であり、等として当該 EIA 報告書の承認文書と考えております。 (2) 但し、“環境社会配慮に関する主要な文書”の範囲は各国環境法令により多様であり、例えば、環境管理計画 (EMP) 住民移転計画 (RAP) また先住民族への配慮に関する計画等を含有するものもあり、この場合はこれらも“環境社会配慮に関する主要な文書”の一部として取扱っております。</p> <p><参加者：産業界></p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	<p>< JBIC / NEXI 第 3 回会 合分 ></p>	<p>(1) 環境社会配慮に関する主要な文書は、EIA であると了解しております。</p> <p><参加者：NGO></p> <p>(1) 前回コンサルテーション会合でのクラリフィケーションに基づき、「現行ガイドラインに規定する環境社会配慮に関する主要な文書の具体的内容如何」という質問と理解してお答えします。</p> <p>(2) 上記の通り、JBIC / NEXI による情報公開は、ステークホルダーによる情報提供促進と環境レビューにおけるアカウントビリティ・透明性の確保のために実施されます。したがって、「環境社会配慮に関する重要な文書」とは、その公開がこれらの目的に資する文書を指すものと考えます。具体的な範囲については上記 (2) をご覧ください。</p> <p>(3) 現行ガイドライン上、JBIC による環境レビューの範囲は、自然環境への影響にとどまらず、非自発的住民移転や先住民族の人権の尊重等他の社会面への配慮も含まれます。また、影響の評価だけでなく、その対策についても検討されなければなりません (JBIC ガイドライン第 2 部 (対策の立案))。したがって、「環境社会配慮に関する重要な文書」には、EIA 報告書のみならず、環境管理計画、非自発的住民移転や先住民族に対する配慮に関する計画等も含まれると考えます。</p> <p>(4) しかしながら、現在 JBIC は「環境社会配慮に関する重要な文書」として EIA 報告書等 (EIA 報告書及び環境許認可許可証) のみを挙げています。したがって、「環境社会配慮に関する重要な文書」の範囲についてガイドラインに定義規定を設けることが必要であると考えます。</p>
	<p>英語または日本語以外の 当該国公用語で作成 された環境社会配慮に 関する主要な文書につ いて、JBIC / NEXI の環 境レビュー実施の便宜 上の翻訳版 (当該国政府 が公認しない内容) を公 開することの必要性及 び実効性またその理由 は何ですか？</p> <p>< JBIC / NEXI 第 4 回会 合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 環境社会配慮自体はプロジェクト実施主体の責任であり、JBIC/NEXI はそれを確認する立場です。JBIC/NEXI の立場では、言語に関らず、環境社会配慮主体である事業実施主体が作成し、監督当局である当該国政府が公認し、かつ公開することが認められたありのままの環境アセスメント報告書等を公開することが必要だと考えます。逆に、事業実施主体が責任を有せず、当該国政府も公認していない内容の書類を公開すれば、環境社会配慮及びその確認の実態を歪めることになりかねません。</p> <p>(2) JBIC/NEXI の環境レビュー実施の便宜上、独自に翻訳版を作成することはありますが、外部に対してその翻訳の正確性を保証できるものではないため、当該翻訳版を公開する実効性は乏しいものと考えます。</p> <p><参加者：産業界></p> <p>(1) 環境社会配慮は、プロジェクト実施主体が当該国法令に従って実施し、JBIC/NEXI はパイの公的機関としてその実施状況を確認する立場となりますので、当該国政府が公認しておらず、かつ事業主体が責任を有していない内容の文書を公開することは、環境社会配慮及びその確認の実態を歪めることになりかねないと考えます。</p> <p><参加者：FoEJ></p> <p>(1) 日本の機関として、日本市民への透明性及び説明責任の確保を考慮するのであれば、翻訳版を公開することには効果があると考えます。</p> <p><参加者：メコンウォッチ></p> <p>(1) JBIC/NEXI が行う情報公開は、JBIC/NEXI による環境レビュー・プロジェクト監理についてステークホルダーからの情報提供を促進し、環境レビューのアカウントビリティ及び透明性を確保するために行われます。</p> <p>(2) JBIC/NEXI は、環境レビューやモニタリングを英語又は日本語の情報に基づいて行っており、このために必要な情報について、プロジェクト実施主体や借入人に対し、英語又は日本語での提出を求め、また当該情報が当該国の公用語で提供された場合には、翻訳版の提出を求め又は独自の翻訳版を作成しているものと理解しています。</p> <p>(3) したがって、JBIC/NEXI が環境社会配慮に関する主要な文書の翻訳版に基づいて環境レビューやモニタリングを行う場合には、これら文書の翻訳版を公開することは、上記の情報公開の目的を達成することに資するものです。</p> <p>(4) なお、翻訳の正確性の保証が不可能である点については、その旨の注記を行うことで弊害を回避できるものと考えます。また、翻訳が不正確である場合には JBIC/NEXI による環境レビューやモニタリングをゆがめる可能性があり、この点からも、翻訳版を公開し外部からの情報提供を可能にするには意義があるものと考えます。</p>
	<p>NGO 提言において定義 する「環境社会配慮に 関する主要な文書」に含 まれる商業上の機密と は何ですか？</p> <p>< NGO 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) NGO 提言において定義されている「環境社会配慮に関する主要な文書」の形式及び内容は各国環境法令により多様であり、また「商業上の機密」自体も案件の特性等によって様々なものがありうるため、全てを列挙することは困難ですが、例えば、企業の競争力の源泉たる技術 (掘削、製造、プロジェクト管理、販売などに関する最先端技術や最先端手法等) 環境社会配慮対策費の財源や企業収益への影響などは商業上の機密にあたる考えます。</p> <p><参加者：産業界></p> <p>(1) NGO 提言において定義する「環境社会配慮に関する主要な文書」が、具体的にいかなる文書を示すのかについては承知致していません。一方、プロジェクト実施主体は内外にコンペティターを抱えていることも多く、その競争環境は市場により産業により全く異なるため、「商業上の機密」は、案件の特性等によって様々なものがあり得ます。そのため、あるケースでは特段問題はなくとも、別のケースでは機密に属するということもあり、一律に論ずることは困難です。</p> <p>(2) そのため、全てを列挙することは困難ですが、例えば、プロジェクトによっては工事進捗、操業開始予定時期、操業状況などは、企業の損益に大きな影響を与え得るため、商業上の機密にあたる場合もあると考えます。</p> <p>(3) なお、産業界としては、上記 9. においてコメントしたとおり、環境社会配慮に関する主要な文書は、EIA であると了解しております。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	<p>他機関の対応状況はどのようなものですか？ < NGO 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 米輸銀、SACE、Coface 等の ECA、世銀、IFC 等の国際機関、いずれのガイドラインにおいても、JBIC/NEXI の現行ガイドラインと同様の内容を公開しています。一方、赤道原則のように特段規定をしていないものもあります。</p> <p>< 参加者：地球・人間環境フォーラム > 他機関の事例については下記の通り（NGO 提言書 p.1 より抜粋） (1) JICA は、カテゴリ A・B の案件について、環境アセスメント報告書等の他、「住民移転に関わる計画書、先住民への影響緩和に関する計画書等相手国政府・実施機関から入手した環境社会配慮に関する主要な文書」を入手後速やかに公開するとしている¹。 (2) 世界銀行は、環境アセスメント報告書（環境管理計画を含む）住民移転文書、先住民への配慮に関する計画等を公開している²。 (3) ADB は、環境アセスメント報告書（環境管理計画を含む）住民移転計画、先住民への配慮に関する計画等を公開している³。 (4) OPIC は、カテゴリ A の案件について、環境アセスメント報告書の他、初期環境監査、環境管理計画、環境回復計画を公開している⁴。 (5) Coface は、「環境影響評価及びその他関連環境社会情報（環境管理計画や住民移転行動計画）」について、ウェブサイト又は請求に応じて公開している⁵。</p> <p>¹ JICA ガイドライン 3.4.2.1。 ² World Bank, OP4.01, Environmental Assessment, para.18, World Bank, Policy on Disclosure of Information, paras.31, 34. ³ ADB, Public Communication Policy, paras.77, 82, 85, ADB, Environmental Policy, para.65. ⁴ OPIC, Environmental Handbook (February 2004), p.14, OPIC, Anti-Corruption & Transparency Initiative: Fact Sheet, p.2. ⁵ Coface, Coface and Environment (Last Updated May 2006), p.9.</p>
<p>10：スクリーニング終了後の情報公開の方法 「環境社会配慮に関する主要な文書を、ウェブサイト上に掲載する」 「環境社会配慮に関する主要な文書を、本部及び当該国における現地事務所または在外公館で、誰もが自由に閲覧・複写が可能な状態で公開する」 「地域住民や現地 NGO からの要請がある場合には、文書の写しを無償で交付・送付する」 (現行条文) 「カテゴリ A 及びカテゴリ B のプロジェクトについては、環境アセスメント報告書及び相手国政府等の環境許認可証明書等、借入人等（NEXI：輸出者等）から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を JBIC（NEXI）ウェブサイト上に掲載し、環境アセスメント報告書等を速やかに公開する。」 (JBIC 第 1 部 5 (2)・NEXI 6)</p>	<p>情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容はどのようなものですか？ (検討ポイント 9 に同じ) < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>他 ECA の対応状況はどのようなものですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>環境社会配慮に関する主要な文書について当該国法令等に定める所定の閲覧・複写が実施され且つ仮に JBIC / NEXI が Web 公開も行った場合において、JBIC / NEXI の在外事務所または日本国在外公</p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 事業者は、当該国法令等が規定する情報公開の範囲、内容等に則し当該プロジェクトに関する情報を当該国国民に公開する責任を有します。 (2) JBIC / NEXI は、我が国政府系機関として、関係法令が規定する情報公開の範囲、内容等に則して、当該プロジェクトに関する情報を、我が国国民に公開する責任を有します。また、環境ガイドライン規定に則して、我が国法令が規定する以上の情報公開を行っております。 (3) 上記(1)(2)何れにおいても、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等に十分配慮した上で情報公開に努めるべきことは論を待ちません。</p> <p>< 参加者：産業界 > (1) 事業者は、所在国の法令に基づき当該国の国民に対する情報公開の責任を負い、JBIC/NEXI は政府系金融機関として環境社会配慮の為のガイドラインを含む関連法規に基づき国民に対する情報公開義務を負っていると了解しております。また、事業者、借入人、輸出者等の商業上の秘密保持また競争関係等に十分な配慮が必要であると考えます。</p> <p>< 参加者：NGO > (1) 検討ポイント 9 をご覧ください。</p> <p>< JBIC / NEXI > (1) コモンアプローチでは、カテゴリ A について EIA を公開することを規定していますが、公開方法についての具体的な規定はありません。 (2) 今回調査を行った他 ECA においては、コモンアプローチに則した情報公開を行っておりますが、具体的な手法としては、要望により文書として開示している場合、Web 上で公開先にリンクを貼っている場合等、様々です。</p> <p>< 参加者：NGO > (1) NGO 提言 p.2 をご参照ください（下記に引用） • Coface は、EIA だけでなく、その他の文書（たとえば、住民移転計画）についても、事業者のウェブサイト上の当該文書へのリンクを掲示している。</p> <p>< JBIC / NEXI > (1) 事業実施主体が当該国法令等に基づいて所定の文書を閲覧・複写に供し、且つ JBIC/NEXI がそれら文書（もしくはリンク先）を掲載している場合において、それと重複して JBIC/NEXI の在外事務所または日本国在外公館において当該文書の閲覧・複写を実施する必要性はないと考えます。 (2) なお、環境社会配慮の一環としての現地での情報公開は、事業実施主体の責任範囲です。JBIC/NEXI 自身が現地で情報公開を行うことは、事業実施主体の自らの情報公開に対する意識、延いては環境社会配慮に対する当事者意識を減退させかねない点を懸念します。</p> <p>< 参加者：産業界 > (1) 事業実施主体が当該国法令等に基づいて所定の文書を閲覧・複写に供し、且つ JBIC/NEXI がそれら文書を Web 公開している場合において、それと重複して JBIC/NEXI の在外事務所または日本国在外公館において当該文書の閲覧・複写を実施する必要性はないと考えます。また、Web 公開されていない場合、上記 10 のとおり、環境社会配慮の一環としての現地での情報公開は、事業者が商業上の秘密保持または競争関係等に配慮しつつ、自らの責任のもとに実施されるべきと考えます。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	<p>館において当該文書の閲覧・複写を無償で実施することの必要性及び実効性またその理由は何ですか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>< 参加者：メコンウォッチ > (1) 検討ポイントに示された条件が全て満たされるのであれば、JBIC/NEXI が環境社会配慮に関する主要な文書について閲覧・複写を実施する必要性はありません。 (2) しかしながら、実際のプロジェクトにおいては、ガイドラインの規定上現地で公開されるべき文書へのアクセスが容易でない例が見られます。また、JBIC ガイドラインの実施状況確認によれば、ガイドラインで求められている EIA 報告書の現地での公開が行われていなかったプロジェクトが、カテゴリ A 案件 30 件中 3 件ありました。したがって、検討ポイント記載の条件が満たされることを所与とすることはできず、JBIC/NEXI が独自に情報公開を行う必要性はまだまだ存在するものと考えます。</p>
	<p>NGO 提言を実施した場合に必要とされるコストはどの程度ですか？ < NGO 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 「コスト」には、金銭的成本のみならず、人的コスト、時間的成本等があり、必ずしも金額換算できませんが、少なからずコストは発生します。 < 参加者：産業界 > (1) JBIC/NEXI は公的機関ではありますが、株式会社化の方向性もあり、両機関にはコストを極力削減し、効率的に業務を運営されることを強く希望致します。</p>
	<p>他国際機関の対応状況はどのようなものですか？ < NGO 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 世銀等の国際機関は、Web 等による公開を行っているものと認識しています。 < 参加者：NGO > (1) NGO 提言 p.2 をご参照下さい（下記に引用）。 <ul style="list-style-type: none"> • JICA は、開発調査によって作成された EIA 等を全て PDF としてウェブサイト上で公開している*1。 • 世界銀行は、EIA を全て PDF にしてウェブサイト上で公開している。 • ADB は、EIA のサマリーをウェブサイト上で公開している。 • IFC は、借入人のウェブサイト上に公開された EIA に、IFC のウェブサイトからリンクを貼っている。 *1 JICA ガイドライン II 2.1.8.</p>
<p>11：融資（保険）契約締結後の情報公開の内容 「融資／保険契約後に、環境チェックリストに基づく環境社会配慮確認の結果及び当該事業の環境社会影響に関する融資／保険期間としての所見ないし環境審査結果を公開する」 「環境レビュー結果には、(1)借入人／輸出者等と合意された主たる環境社会配慮上の対策、(2)ステークホルダーから提供された意見、懸念に対する事業者の対応と、当該対応に対する JBIC or NEXI の評価を含む」 (現行条文) 「JBIC (NEXI) は、融資 (NEXI : 保険) 契約締結後、カテゴリ A、B 及び FI プロジェクト (NEXI : カテゴリ A 及び B に属するプロジェクト) については、環境レ</p>	<p>情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容は何ですか？ (検討ポイント 9 に同じ) < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>JBIC / NEXI が、事業者が当該国法令等で不要であることから公開していない文書、情報等を公開せしめることの実効性の有無とその具体的な理由は何ですか？ (検討ポイント 9 に同じ) < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 事業者は、当該国法令等が規定する情報公開の範囲、内容等に則し当該プロジェクトに関する情報を当該国国民に公開する責任を有します。 (2) JBIC / NEXI は、我が国政府系機関として、関係法令が規定する情報公開の範囲、内容等に則して、当該プロジェクトに関する情報を、我が国国民に公開する責任を有します。また、環境ガイドラインの規定に則して、我が国法令が規定する以上の情報公開を行っております。 (3) 上記(1)(2)何れにおいても、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等に十分配慮した上で情報公開に努めるべきことは論を待ちません。 < 参加者：産業界 > (1) 事業者は、所在国の法令に基づき当該国の国民に対する情報公開の責任を負い、JBIC/NEXI は政府系金融機関として環境社会配慮の為のガイドラインを含む関連法規に基づき国民に対する情報公開義務を負っていると了解しております。 < 参加者：NGO > (1) (9) をご覧ください。 < JBIC / NEXI > (1) 当該文書、情報等が、他 ECA も共有する国際的基準（例えば世銀、IFC 等）において公開を望ましいと規定するものであれば、事業者に対して公開を促す実効性はあると考えます。 (2) 他方、国際的基準での公開規定の存在しない文書、情報等については、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等への十分な配慮を前提とすべきところ、実効性に一定の限界はあると考えます。また、JBIC / NEXI が固有の規定を以って、これを要求することにも一定の限界があるあるいは十分な配慮を要すべきものと思われる。 < 参加者：産業界 > (1) 対象となる情報が、一般的に国際的基準においても公開を求めているものでない限り、実効性には限界があると思われる。 < 参加者：NGO > (1) (9) をご覧ください。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>ビュー結果を一般の閲覧に供することとし、ウェブサイト上で公開する。」 (JBIC 第 1 部 5 (2) ・ NEXI 6)</p>	<p>上記検討ポイント に 関連し、借入人等 / 輸出 者等からの公開を前提 とした文書 / 情報の提供 依頼に対し、事業者の側 が商業上の機密を理由 にこれを断った場合の 実効性どのようなもの ですか？ また、借入人等 / 輸出者 等自ら商業上の機密を 理由に公開を断った場 合の実効性はどのよう なものですか？ (検討ポイント 9 に同 じ) < JBIC / NEXI 第 3 回会 合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 事業者の側から公開を断った場合の実効性については、上記 9 (2)の通りです。 (2) 借入人等 / 輸出者等が自ら公開を断った場合についても、入札段階での競争関係等の十分配慮すべき事由のある場合もあり得るところ、一定の限界があるあるいは十分な配慮を要すべきものと思われます。</p> <p>< 参加者：産業界 > (1) JBIC/NEXI が支援する商業ベースのプロジェクトは厳しい競争に晒されており、商業上の機密また競争関係等に十分な配慮が必要であり、これを理由に事業者、借入人等 / 輸出者等が情報公開を拒んだ場合には実効性には限界があると考えられます。</p> <p>< 参加者：NGO > (1) (9) (1) ~ (3) をご覧ください。</p>
	<p>他 ECA の対応状況はど のようなものですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会 合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 今回調査を行った他の ECA においては、コモンアプローチの規定に則して、少なくとも年一回の頻度で、支援を決定したカテゴリ A、B の情報公開を行っています。 (2) 上記(1)の情報公開の内容は、当該期間におけるプロジェクト概要、カテゴリ分類、主要な環境社会影響因子などの項目に関し、簡単に要点をまとめたものです。</p> <p>< 参加者 ></p>
	<p>当該融資 / 保険契約の 内容の一部を構成する ことから商業上の秘密 と解される「 JBIC / NEXI と契約者が合意し た主たる環境社会配慮 上の対策」を公開するこ とが必要・適切である理 由はありますか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会 合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 融資 / 保険契約は、商取引としての契約当事者間の権利義務関係を規定しているものであることから、環境社会配慮上の対策に限らず、その全てが商業上の機密にあたり、必ずしも公開は適切ではありません。 (2) ただし、上記(1)の制約を踏まえつつも、政府系機関としての日本国民に対する説明責任の観点でいかなる対応が可能・適切であるかについては、議論が必要と考えます。</p> <p>< 参加者：産業界 > (1) JBIC / NEXI の融資 / 保険契約は、商取引としての契約当事者間の権利義務関係を規定しているものであることから、環境社会配慮上の対策に限らず、その全てが商業上の機密に当たると考えます。従って、直接的にこれらの文書を公開することは適切でないと考えます。一方で JBIC / NEXI には公的機関としての日本国民に対する説明責任もあると思えますので、いかなる対応が可能かについて十分ご検討頂きたいと思えます。</p> <p>< 参加者：FoEJ > (1) 環境社会配慮上の対策は、JBIC / NEXI による環境社会配慮上の確認において、どのような判断のもと、融資・付保決定を行なったか説明責任を果たすため、公開すべきものと考えます。 (2) (環境社会配慮上の対策は、基本的には、それを公開することにより、商業上の不利益を被るような経済的価値を持つものではなく、商業上の機密には当たらないと考えます。</p> <p>< 参加者：メコンウォッチ > (1) 現行ガイドラインは、借入人等が環境社会配慮を確実に実施するために必要だと考える場合、融資契約等に必要な環境社会配慮に関する借入人等の義務を盛り込むよう努力することを求めています (JBIC ガイドライン 6. 意思決定、融資契約等への反映)。 (2) 融資契約等に反映された環境社会配慮に関する合意事項は、融資等の意思決定後のモニタリングにおいて JBIC/NEXI が借入人に対して環境社会配慮について適切な対応を求め、適切な対応がなされない場合に必要な措置を取るための法的根拠であり、ステークホルダーから環境社会配慮上の指摘があった際に JBIC/NEXI が説明責任を果たす上で重要な情報となります。</p>
<p>上記 の内容について</p>	<p>< JBIC / NEXI ></p>	

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	<p>の情報公開をガイドラインに規定する E C A はありますか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>(1) 商業上の秘密である当該融資/保険契約の内容を公開することをガイドラインに規定している ECA はありません。 < 参加者 ></p>
	<p>NGO 提言において定義する「環境社会配慮に関する主要な文書」に含まれる商業上の機密とは何ですか？ < NGO 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) NGO 提言において定義されている「環境社会配慮に関する主要な文書」の形式及び内容は各国環境法令により多様であり、また「商業上の機密」自体も案件の特性等によって様々なものがありうるため、全てを列挙することは困難ですが、例えば、企業の競争力の源泉たる技術 (i.e.掘削、製造、プロジェクト管理、販売などに関する最先端技術や最先端手法等) 環境社会配慮対策費の財源や企業収益への影響などは商業上の機密にあたると思います。 < 参加者：産業界 > (1) NGO 提言において定義する「環境社会配慮に関する主要な文書」が、具体的にいかなる文書を示すのかについては承知致していません。一方、プロジェクト実施主体は内外にコンペティターを抱えていることも多く、その競争環境は市場により産業により全く異なるため、「商業上の機密」は、案件の特性等によって様々なものがあり得ます。そのため、あるケースでは特段問題はなくとも、別のケースでは機密に属するということもあり、一律に論ずることは困難です。 (2) そのため、全てを列挙することは困難ですが、例えば、プロジェクトによっては工事進捗、操業開始予定時期、操業状況などは、企業の損益に大きな影響を与え得るため、商業上の機密にあたる場合もあると思います。 (3) なお、産業界としては、上記 9. においてコメントしたとおり、環境社会配慮に関する主要な文書は、EIA であると了解しております。</p>
	<p>他機関の対応状況はどのようなものですか？ < NGO 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) カテゴリ A 及び B (B を含まない場合もある) の環境レビュー結果を公開する ECA (コモンアプローチ) や、融資案件情報に順次情報を追加していく方法を取る世銀、IFC 等が存在します。 (2) 但し、公開に当たっては、借入人側の了解を得て行い、秘密情報は公開の除外対象としている場合が多いというのが傾向です。 < 参加者：NGO > (1) NGO 提言 p.3 をご参照下さい (下記に引用) 。 <ul style="list-style-type: none"> 世界銀行は、Project Information Document (PID) 及びそのアップデート、Integrated Safeguard Data Sheet (ISDS)、Project Appraisal Document (PAD)、融資契約書等を公開しており*²、環境レビュー結果等を詳細に記載している。また、実施中に環境社会配慮上の問題が発生し、ステークホルダーからの意見・懸念が表明された場合にQ&Aページの中で世銀の対処方法を明らかにしている例がある*³。 ADB は、パブリックセクター融資においては世銀とほぼ同レベルの公開を行っているが、プライベートセクター融資においても、Report and Recommendation of the President(RRP)の簡略版が公開され、環境レビュー結果等を詳細に記載している。 <p>*² World Bank, Policy on Information Disclosure, paras.15, 18, 30, 72 * 3 http://www.worldbank.org.pk/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/SOUTHASIAEXT/PAKISTANEXTN/0,,contentMDK:21144808-pagePK:141137-piPK:141127~theSitePK:293052,00.html#question1 < 参加者：FoEJ > (1) IFC は、カテゴリ C およびカテゴリ FI を除く全ての投融資案件について「環境・社会審査概要 (ESRS)」(審査結果と勧告の簡潔な要約) と全ての関連する社会・環境評価文書の公開を、カテゴリ A の場合 IFC 理事会承認のための審議の 60 日以前、カテゴリ B の場合 30 日以前と定めています (情報公開政策 パラ 13 社会・環境情報 (a)) 。</p> </p>
<p>12：モニタリングに係る情報公開 「カテゴリ A プロジェクトについて、事業者から入手した環境社会モニタリング報告書入手次第速やかに公開する」 「JBIC / NEXI が自らモニタリングを行った場合には、その結果を公開する」 (現行条文) 「モニタリング結果は、当該プロ</p>	<p>情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容は何か？ (検討ポイント 9 に同じ) < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 事業者は、当該国法令等が規定する情報公開の範囲、内容等に則し当該プロジェクトに関する情報を当該国国民に公開する責任を有します。 (2) JBIC / NEXI は、我が国政府系機関として、関係法令が規定する情報公開の範囲、内容等に則して、当該プロジェクトに関する情報を、我が国国民に公開する責任を有します。また、環境ガイドライン規定に則して、我が国法令が規定する以上の情報公開を行っております。 (3) 上記(1)(2)何れにおいても、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等に十分配慮した上で情報公開に努めるべきことは論を待ちません。 < 参加者：産業界 > (1) 事業者は、所在国の法令に基づき当該国の国民に対する情報公開の責任を負い、JBIC / NEXI は政府系金融機関として環境社会配慮の為のガイドラインを含む関連法規に基づき国民に対する情報公開義務を負っていると了解しております。 < 参加者：NGO > (1) (9) をご覧ください。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>ジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい。」 (JBIC 第 2 部 1 (モニタリングとフォローアップ)) (NEXI 別紙 1 (モニタリングとフォローアップ))</p>		<p><参加者：FoEJ> 論点 12 全体に係るコメント (1) 論点 12 であげられた各々の検討ポイントにおいて、JBIC/NEXI によるモニタリング結果の公開についての議論 (JBIC ガイドラインの第一部に係る議論) と、事業者によるモニタリング報告書の公開についての議論 (JBIC ガイドラインの第二部に係る議論) を分けて進めていただきたいと思います。具体的には、検討ポイント 、 、 、 については、前者、後者ともにそれぞれ議論し、検討ポイント については前者のみ、検討ポイント については、後者のみの議論をする形になると思います。</p>
<p>JBIC / NEXI が、事業者が当該国法令等で不要であることから公開していない文書、情報等を公開せしめることの実効性の有無とその具体的な理由は何ですか？ (検討ポイント 9 に同じ) < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>		<p>< JBIC / NEXI > (1) 当該文書、情報等が、世銀、IFC 等の他 ECA も共有する国際的基準において公開を望ましいと規定するものであれば、事業者に対して公開せしめる実効性はあると考えます。 (2) 他方、国際的基準での公開規定の存在しない文書、情報等については、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等への十分な配慮を前提とすべきところ、実効性に一定の限界はあると考えます。また、JBIC / NEXI が固有の規定を以って、これを要求することにも一定の限界があるあるいは十分な配慮を要すべきものと思われる。</p> <p><参加者：産業界> (1) 対象となる情報が、一般的に国際的基準においても公開を求めているものでない限り、実効性には限界があると思われる。</p> <p><参加者：NGO> (1) (9) をご覧ください。</p> <p><参加者：FoEJ> (1) 事業者の環境社会モニタリング報告書は、JBIC / NEXI の環境ガイドラインの規定等に倣いながら、事業者が融資・付保決定後も環境社会配慮を確実に実施しているかを確認することのできる重要な文書なので、公開されるべきものと考えます。</p>
<p>上記検討ポイントに関連し、借入人等/輸出者等からの公開を前提とした文書/情報の提供依頼に対し、事業者の側が商業上の機密を理由にこれを断った場合の実効性はどのようなものですか？ また、借入人等/輸出者等自ら商業上の機密を理由に公開を断った場合の実効性はどのようなものですか？ (検討ポイント 9 に同じ) < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>		<p>< JBIC / NEXI > (1) 事業者の側から公開を断った場合の実効性については、上記 9 (2) の通りです。 (2) 借入人等/輸出者等が自ら公開を断った場合についても、入札段階での競争関係等の十分配慮すべき事由の存する場合もあり得るところ、一定の限界があるあるいは十分な配慮を要すべきものと思われる。</p> <p><参加者：産業界> (1) JBIC/NEXI が支援する商業ベースのプロジェクトは厳しい競争に晒されており、商業上の機密また競争関係等に十分な配慮が必要であり、これを理由に事業者、借入人等/輸出者等が情報公開を拒んだ場合には実効性には限界があると考えられます。</p> <p><参加者：NGO> (1) (9) (1) ~ (3) をご覧ください。</p>
<p>他 ECA の対応状況はどのようなものですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>		<p>< JBIC / NEXI > (1) コモンアプローチは、モニタリングに関して、ECA による公開は規定していませんが、ECA が事業者に公開を促す旨の規定を 2007 年 6 月の改訂で追加しています。この内容は、JBIC / NEXI ガイドラインでは既に規定されています。 (2) 今回調査を行った他 ECA ガイドラインにおいても、ECA 自身による公開についての規定は確認されず、モニタリング結果を自ら一般に公開を行っている ECA は現時点ではないと理解しています。</p> <p><参加者：NGO> (1) NGO 提言 p.4 をご覧ください (下記に引用)。 ● 米国輸銀では、2006 年に米国輸出入銀行法が改正され、モニタリング報告書の公開が義務付けられている*4。 *4 12 U.S.C. § 635i-5(a)(1)</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	<p>モニタリングに係る情報公開について、コモンアプローチが実施主体の責務と規定し、多くの ECA がそれに準拠する現状において、JBIC / NEXI が、当該国での情報公開の範囲、内容に係らず、一律に公開することの必要性及び実効性またその理由は何ですか？</p> <p>< JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) モニタリングに関する情報公開は、環境社会配慮の責任主体である事業実施主体が現地ステークホルダーに対して行うべきものであるというのが ECA 間の共通理解であり、その旨コモンアプローチでも記載されている中、JBIC/NEXI が公開することに関して必ずしもプロジェクト実施主体からの理解が得られないと考えられ、実効性には一定の限界があります。</p> <p>(2) ただし、上記(1)の制約を踏まえつつも、政府系機関としての日本国民に対する説明責任の観点でいかなる対応が可能・適切であるかについては、議論が必要と考えます。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) コモンアプローチまた各 ECA において代表的国際基準として示されていない国際条約、宣言、概念等を逸脱して情報公開を行うことは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、Equal Footing の原則が確保されなくなる虞がある為、問題があると考えております。また、コモンアプローチは競合関係にある OECD 加盟国の共通規範であり、モニタリングに関する情報公開についても基本的にコモンアプローチをベースにすべきと考えます。</p> <p>< 参加者：FoEJ ></p> <p>(1) JBIC / NEXI は、モニタリングにおいて、事業者が環境社会配慮を確実に実施しているか確認した結果、および、それを受けての JBIC / NEXI による評価を明らかにし、融資決定後も、当該事業に対する環境社会配慮が適切に行なわれているかについて、説明責任を果たすべきだと考えます</p> <p>< 参加者：メコンウォッチ ></p> <p>(1) 本現行ガイドラインの規定に関連する NGO 提言 12 (p.12) は、事業者による環境社会モニタリング結果の公開を求めており、JBIC/NEXI によるモニタリング結果の公開を求めているわけではなく、本検討ポイントは失当です。</p> <p>(2) なお、JBIC/NEXI によるモニタリング報告書の公開を求める NGO 提言 6 (p.4) は、JBIC ガイドラインの第 1 部 5(2)に対する提言です。</p>
	<p>事業者によるモニタリング結果に含まれる商業上の機密とは何ですか？</p> <p>< NGO 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) モニタリング結果の形式及び内容は各国環境法令により多様であり、また「商業上の機密」自体も案件の特性等によって様々なものがありうるため、全てを列挙することは困難ですが、例えば、プロジェクトによっては工事進捗、操業開始予定時期、操業状況などは、企業の損益に大きな影響を与えうるため、商業上の機密にあたる場合もあると考えます。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) 事業者によるモニタリング結果の形式及び内容は各国環境法令により多様であり、また「商業上の機密」は案件の特性等によって様々なものがあり一律には論ずることはできません。全てを列挙することは困難ですが、例えば、プロジェクトによっては工事進捗、操業開始予定時期、操業状況などは、企業の損益に大きな影響を与えうるため、商業上の機密にあたる場合もあると考えます。</p>
	<p>他国際機関の対応状況はどのようなものですか？</p> <p>< NGO 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) IFC の持続可能性ポリシーでは顧客に公開を促すこととしています (para26)。世銀のセーフガードポリシー上では特段の記載はありません。</p> <p>< 参加者：NGO ></p> <p>(1) NGO 提言 p.4 をご覧ください (下記に引用)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ADB は、事業実施者が作成する環境社会モニタリング報告書を公開している *5。 <p>*5 ADB, Public Communication Policy, para.92.</p> <p>< 参加者：FoEJ ></p> <p>(1) 事業者による公開の状況を見た場合、IFC は、影響を受ける地域社会に行動計画を公表することを要求しています。加えて顧客は、影響を受ける地域社会への継続的なリスクや影響を伴う問題、あるいは地域社会の懸念として特定された協議プロセスや、苦情処理の仕組みの問題に対する行動計画の実施状況を記述した報告を定期的に提供することになっています。</p>
<p>13：ステークホルダーからの意見への対応</p> <p>「プロジェクトの影響を受ける地域住民や現地 NGO からの意見や懸念が表明された場合には、事業者の対応やこれに対する JBIC / NEXI の評価について回答するなど、適切な対応を取る」</p>	<p>ステークホルダーからの情報・意見への対応について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容は何ですか？</p> <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 事業者は、ステークホルダーからの情報・意見への説明責任を一義的に有する立場にあります。</p> <p>(2) JBIC / NEXI は、ステークホルダーからの情報・意見への説明責任を果たすよう、事業者に促す立場にあります。</p> <p>(3) JBIC / NEXI は、ステークホルダーからの情報・意見の内容を事業者を確認し、望ましくない環境影響を及ぼすと認められる場合には、適切な配慮がなされるよう事業者に働きかけ、また、場合によっては融資承諾 / 保険内諾を行わない等の対応を行う場合もあります。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) 環境社会配慮は事業者が実施し、JBIC/NEXI はその実施状況を確認する立場にあることから、ステークホルダーからの情報・意見への対応は事業者が行い、JBIC/NEXI は事業者がプロジェクト実施国における法令や手続きに則って適切な対応を行うよう促す立場にあると考えております。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>(現行条文) 「JBIC は、環境レビュー及びプロジェクトの監理において様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、ステークホルダーからの情報提供を歓迎する。」 (JBIC 第 1 部 5 (1)) 「NEXI は、関係機関との情報交換に努めつつ、地域住民や現地 NGO を含むステークホルダーから提供される情報も活用して環境レビューを行う。」(NEXI 3 (3))</p>	<p>ステークホルダーからの意見への対応(説明責任)は、実施主体に存し、JBIC / NEXI はその責任を促す立場にある前提において、JBIC / NEXI が実施主体同様の説明責任を担うことの必要性及び実効性またその理由は何ですか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p><参加者：NGO> (1) 実施主体は、プロジェクトの環境社会配慮に関するステークホルダーからの情報提供や意見表明について対応すべき一義的責任を有します。 (2) JBIC/NEXI が有するステークホルダーからの情報・意見への対応の責任には、2 つの側面があると考えます。第一に、プロジェクトの環境社会配慮に関する見解が JBIC/NEXI に寄せられた場合には、これをプロジェクト実施者に伝達し、必要な対応を促し、プロジェクト実施者による適切な環境社会配慮とその過程におけるアカウンタビリティを確保する責任があります。第二に、JBIC/NEXI は環境社会配慮確認を主体的に行う立場にあるため、JBIC / NEXI が行う環境レビューやモニタリングについて情報が提供されるいは意見が表明された場合には、JBIC/NEXI は、プロジェクト実施者の行う環境社会配慮の適切性やガイドラインへの遵守状況についての判断を、自らステークホルダーに説明する責任を有するものと考えます。 なお、ステークホルダーから世銀、ADB 等の国際機関に意見が提出された場合、国際機関は説明責任を果たすよう事業者に促すのみでなく、自らの政策に即して適切に実施されている等の具体的な返答を行っている例が数多く見られます。</p> <p>< JBIC / NEXI > (1) JBIC / NEXI は、事業を実施する立場にないため、ステークホルダーからの意見に対して対応案を提示・説明できるものではありません。従って、JBIC/NEXI としてはプロジェクト実施主体に説明責任を果たすよう促すことが適切であると考えます。</p> <p><参加者：産業界> (1) 事業を通じて環境社会的配慮を行っている事業者がステークホルダーからの意見への対応(説明責任)を行うべきであり、JBIC/NEXI はパイの公的機関としてそれを促す立場にあり、自ら説明責任を課することには限界があると考えます。</p> <p><参加者：メコンウォッチ> (1) 本検討ポイントに対応する NGO 提言 3 (p.2) は、JBIC/NEXI に対し「実施主体同様」の説明責任を担うことを求めてはいません(また、「対応策の提示・説明」がプロジェクト実施主体による環境社会影響への対応策を意味しているのであれば、このような対応策の提示・説明も求めていません)。したがって、本検討ポイントは失当です。 (2) 現行ガイドラインは、JBIC/NEXI が行う環境社会配慮確認のアカウンタビリティ確保を目的の一つとしています (JBIC ガイドライン 2)。 (3) JBIC/NEXI は、外部からのステークホルダーからプロジェクトの環境社会配慮について懸念が表明された場合には、融資者・保険者として、「JBIC/NEXI としての」対応策の提示・説明を行うべきです。したがって、事業者の対応とこれに対する JBIC/NEXI の評価を回答することは、上記ガイドラインの目的に資するものであると考えます。</p> <p><参加者：FoEJ> (1) 必要性：JBIC のガイドラインでは、「ステークホルダーからの情報提供を歓迎する」としていますが、その後の対応については記載がありません。現在、JBIC においてはその対応について担当者レベルで大きな差異が生じています。</p>
<p>14：環境社会配慮審査会の設置 「常設の第三者機関を設置し、融資前の審査に当たっての助言を得ると同時に、融資承諾後の案件に関する環境社会配慮面での助言を得る」 (現行条文) 「JBIC (NEXI) は、本ガイドラインに示された方針や手続が適切に実施され、ガイドラインの遵守が確保されるよう努める。」 (JBIC 第 1 部 7・NEXI 7) 「特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論の多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。」</p>	<p>F / S 段階から実質的な事業主体として関与する開発援助実施機関(世銀グループ等)に対し、別事業者の設計・施工案件に対する環境社会配慮の確認を行う JBIC / NEXI の如き E C A の環境社会配慮における役割の違いは何ですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>F / S・D / D 段階を完了し少なからずは建設着工済の案件の環境社会</p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) JBIC / NEXI ガイドラインは、環境社会配慮の主体は事業者であり、JBIC / NEXI は事業者による環境社会配慮を確認する立場と規定しています。 (2) 他方、世銀グループ等は開発援助を主たる役割とし、F / S 段階から関与し、自ら環境社会配慮を実施する立場にあります。 (3) 上記(1)(2)でいう実施主体とその確認にとどまる立場との差異に加え、設計段階からの幅広い関与と、主に施工段階以降からの関与という、関与の質的・量的な差異も二者間の違いとして顕著なものと思われます。</p> <p><参加者：産業界> (1) JBIC/NEXI は、事業者が行う環境社会配慮の実施状況を確認する立場にあり、事業主体として計画段階からプロジェクトに関与する開発援助実施機関とは環境社会配慮における役割は大きく異なっていると考えております。</p> <p><参加者：地球・人間環境フォーラム> (1) 世銀グループ等の開発金融機関は、検討ポイントで言うように「事業主体」として関与するわけではありませんが、技術支援を通じて案件形成段階で事業に関与できるという点では ECA とは異なります。 (2) 一般に、事業形成段階、設計・施工段階、操業段階といったプロジェクト・サイクルのそれぞれの段階において、適宜、環境社会配慮が実施されていく必要があります。これらの責任は一義的には事業実施者が負い、JBIC/NEXI はそれを(a)融資 / 付保に関する意思決定前に確認し、(b)融資 / 付保決定後の段階においても確認の上、必要に応じて働きかけを行うという立場にあると理解します。</p> <p>< JBIC / NEXI > (1) 仮に常設の第三者機関を JBIC / NEXI に設置した場合、設計段階に戻れない状況での助言は実効性を欠くものと思われます。また、競争関係等への十分な配慮に鑑みれば、入札期間等に影響を及ぼすような、長期の審査や助言も同様です。 (2) 従って、JBIC / NEXI としては、常設の第三者機関を設ける必要性はないと考えております。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
(JBIC 第 2 部 1 (基本的事項)) (NEXI 別紙 1 (基本的事項))	配慮確認を行うことが多い JBIC / NEXI に対して、常設の第三者機関を以ってして行う具体的な助言の内容はどのようなものですか？ また、その具体的理由は何ですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 >	< 参加者：産業界 > (1) JBIC/NEXI は事業者が既に環境社会配慮への対応を含めて立案した計画に基づき往々にして着手済のプロジェクトにおける環境社会配慮の実施状況を確認する立場にあることから、第三者機関を常設してプロジェクトの環境審査を行う意義・必要性は見出せず、むしろ審査プロセスが複雑化・長期化し、国際競争に晒され迅速な対応を求められる企業の海外ビジネス展開を阻害されることが懸念されます。 また、関与する範囲の拡大に伴う商業上の秘密保持が困難になることも懸念されます。 < 参加者：NGO > (1) JBIC/NEXI においては、環境社会配慮の主体は事業者であり、JBIC/NEXI は事業者が適切な配慮を行っているかどうかを確認する立場にあると理解しています。 (2) したがって、常設の第三者機関は、事業者が行った環境アセスメント等環境社会配慮に関する情報を基礎に、事業者による環境社会配慮がガイドラインを満たしているかどうかについて助言を得るべきであると考えます。 < 参加者：地球・人間環境フォーラム > (1) NGO 提言では、環境社会配慮審査会の役割として、(a) 融資意思決定前の環境レビュー(審査)にあたっての助言、(b) 融資承諾後の案件に関する環境社会配慮面での助言を JBIC/NEXI に与えるという 2 点を想定しています。 (2) (a) については、今後、原子力発電事業、資源開発事業など、環境社会面でのリスクの高い案件が増加していくと予想される中、こうした第三者機関を置き、独立した立場からの助言を得る意義は高いと考えます。 (3) 一方で、このような機関を設置することにより、審査が徒らに長期化するのではないかと懸念があるかと思えます。よって、原子力発電事業、大規模ダム建設事業、資源開発事業など、環境社会面でのリスクが高いと判断される案件に限って、第三者機関に諮るなどの手法も一案と考えます。 (4) (b) については、施工段階、操業段階であっても、各段階における環境社会配慮はありうべしという観点から、かかる第三者機関による助言には意味があります。(例：緩和措置・モニタリングの実施手法、予期しない影響に対する対策など) (5) なお、環境社会配慮審査会の設置を提案した背景として、「審査の透明性や情報公開の促進、アカウンタビリティの確保などが課題」(NGO 提言 p.5) という NGO 側における問題意識があります。このため、審査会の設置の意味合いは、情報公開(論点 9～12)に関する JBIC/NEXI の対応にも左右されるものと考えています。
	他 ECA またコモンアプローチ対応状況はどのようなものですか？	< JBIC / NEXI > (1) コモンアプローチでは、環境社会配慮審査会等の常設の第三者機関に類する規定はありません。 (2) 今回調査を行った他 ECA においても、常設の第三者機関による助言を審査プロセスに組み込んでいる機関はないと理解しております。
	< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 >	< 参加者：産業界 > (1) コモンアプローチでは審査プロセスにおける第三者機関の設置は規定されておられません。又、他 ECA で常設の第三者機関を設置している例は承知していません。
15：原材料調達の影響 「原材料の調達を通じた環境社会影響の配慮についての記述をガイドラインに盛り込む」 (現行条文) 「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(検討する影響の範囲)」において、「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む」(JBIC 第 2 部 1 (基本的事項)) (NEXI 別紙 1 (基本的事項))	JBIC / NEXI ガイドラインが「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮(検討する影響の範囲)」において、「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む」と規定する中で、原材料の調達のみを殊更特記する必要性・実効性の有無またその理由は何ですか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 >	< JBIC / NEXI > (1) JBIC / NEXI ガイドラインの当該現行規定は、原材料調達というサプライ・チェーンの一部に特化した内容も包含し、セクター・事業内容またサプライ・チェーンの上流・下流を問わず、環境社会配慮の確認対象とする柔軟な内容です。 (2) 従って、原材料調達のみを特記する必要性また実効性は、現時点では特段ないものと思料します。 < 参加者：産業界 > (1) 本規定の主旨に鑑み、確認対象は個別の事業計画全体をみて合理的に判断するべきと思われま。原材料調達は事業実施主体の事業計画の一部であり、この部分のみを特記することにより本規定の実効性が薄れるケースも出てくると思われま。特記する必要性は無いと考えます。 < 参加者：FoEJ > (1) 現行 G L には「合理的と考えられる範囲内で」とありますが、合板原料及び製材品製造販売事業やバイオ燃料事業のように明らかに原材料がなくては成り立たない事業の場合、使用される原材料への配慮は、運用上はガイドラインの配慮の対象となるかは疑問です。 (2) 上記のようなプロジェクトは、原材料なくしては成り立たないことなどの理由を考えれば、原材料調達への配慮を特記することは重要であると考えます。

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	<p>合分></p> <p>個々のプロジェクト原材料調達との関係は多様であるが、一律に原材料調達に係るプロジェクトの環境審査を行うことは適切ですか？</p> <p>< JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>< 参加者：地球人間環境フォーラム ></p> <p>(1) 原材料調達の及ぼす影響は「派生的影響」の一つであると考えます。一方で「派生的影響」という表現は JBIC/NEXI のコメントどおり多岐にわたり、これのみをとって関係者に原材料調達の及ぼす影響を想起させるには十分ではありません。関係者の予測可能性を向上させるためにも、原材料調達の影響を明記することには意味があります。</p> <p>(2) 一方、現行の JBIC/NEXI ガイドラインの「派生的影響」の規定が事実上どこまで運用されているかについては不明です。たとえばロシア沿海州における「合板原料及び製材品製造販売事業」がカテゴリ C とされていますが、同国における森林資源の状況や林業の影響を考えたとき、原材料採取に伴う「派生的影響」は少なくなく、当該事業をカテゴリ C としているのは「派生的影響」を考慮していないのではないかと疑問が生じます。</p> <p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 当該プロジェクトと原材料調達に係るプロジェクトとの関係は多様であり、特に実施主体また借入人 / 輸出者等の関与度合いから、原材料調達に係るプロジェクトの環境社会配慮確認を行う実効性が極めて限定的な場合も少なくないと考えられることから、一律に審査対象範囲に含めることは適切とは言い難いとの認識です。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) 原材料調達はケースにより多様であり、環境審査の対象として一律に審査対象とすることには問題があります。また輸入原材料を使う場合もあり、その際は海外にまで調査の範囲を広める必要がありますし、当該プラントの原料が製品である場合にはどこまでサプライチェーンを遡るかは不可能な場合もあり、同様一律な審査対象とするには困難が伴います。</p> <p>< 参加者：地球人間環境フォーラム ></p> <p>(1) 原材料調達の影響への配慮は、現行の「派生的影響・二次的影響」と同様「合理的と考えられる範囲」で行うことにより、ご懸念の点は対処できると考えます。</p>
<p>16：林産業部門における森林認証の取得の奨励・要求</p> <p>「林産業部門における森林認証の取得を奨励・要求する規定をガイドラインに盛り込む」</p> <p>(直接に対応する現行条文なし)</p>	<p>森林認証制度の普及は生産規模の 1 / 4 程度ですが、同制度外の木材は、すなわち違法伐採や不適切な環境社会配慮を行っているものといえますか？</p> <p>< JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p> <p>認証制度、自主基準等の類を様々な機関・組織が多数制定している現状において、E C A が一部の認証のみの取得を奨励また要求することは適切ですか？また、その理由は何か？</p> <p>< JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 森林認証を受けた木材には違法伐採による木材が含まれていないとはいえるが、森林認証を受けていない木材イコール違法伐採や不適切な環境社会配慮を伴うわけではないことは、自明です。</p> <p>(2) JBIC / NEXI においては、多数の事実確認から総合的に当該プロジェクトの環境社会配慮を確認するものであり、森林認証の有無のみからでは確認できない多様な環境社会配慮を確認しうるものとの認識です。</p> <p>< 参加者：地球人間環境フォーラム ></p> <p>(1) 森林認証を受けている木材は、「違法伐採等が行われていないことが確認されている」木材とすることができます。</p> <p>(2) 森林認証の利点は、一定の基準に基づき、第三者機関により当該森林の経営が持続可能に実施されていることが確認されていることにより、買い手などが自ら調査を行うことなく当該森林経営の少なくとも合法性を(場合によっては持続可能性も)確認できることにあります。このような森林認証制度を奨励・要求することにより、当該プロジェクトの環境社会配慮を向上させるのみならず、合法性が確認された木材・木材製品のマーケットの構築により、生産者の持続可能な森林経営の支援ともなると考えられます。</p> <p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 世界経済のグローバル化の中で、認証制度、自主基準の制定について、官・民・あるいは NGO 等が多様な動きを示しています。</p> <p>(2) 実施主体による環境社会配慮の確認を目的とする JBIC / NEXI 等の ECA による環境審査において、何らかの認証制度や自主基準を当該プロジェクトが満たしていることは、確認の上での一つの助けと成り得るものと思料します。</p> <p>(3) 他方、多様な、時には重複する、あるいは必ずしもユニバーサルではない認証制度、自主基準から、特定の内容のみを奨励また要求することは、現状においては適切とは言い難いものとの認識です。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) 森林認証および HC VF については、環境社会配慮において考慮すべき観点であると考えられますが、現行の JBIC ガイドライン第 2 部 1 (法令、基準、計画等との整合) (検討する影響のスコープ) および NEXI ガイドライン 3 のカテゴリ A (ハ) 別紙 1 の(法令、基準、計画等との整合) (検討する影響のスコープ) で対応は可能と思われます。もちろん、政府が恣意的に保護を解除した場合は、十分な検証は必要です。</p> <p>< 参加者：地球人間環境フォーラム ></p> <p>(1) ご指摘のとおり、森林資源以外の自然資源についても、認証制度の取組があります(例：海洋管理協議会による漁業認証など)。本提案においては、世界的に森林の減少・劣化が深刻化していること、その原因に過剰な商業伐採や森林ガバナンスの問題があること、林業施業は、現地において大きな環境社会問題が生じている例が少なからずあること、認証制度としての実績があり、手法が確立していること、日本は木材・紙原料の多くを輸入に頼った有数の木材資源消費国であり、また JBIC/NEXI は多くの植林案件などに融資・付保をしていること という理由から森林認証を挙げさせて頂きました。～ は、世界銀行や、Citigroup、JP モルガン・チェース、HSBC などがそれぞれのセーフガード政策の中で森林認証に関する規定を有している背景でもあったと考えます。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>17：保護価値の高い森林（HCVF）の転換を行うべきではない 「保護価値の高い森林（生態系）の転換を禁じる規定をガイドラインに盛り込む」 (直接に対応する現行条文なし)</p>	<p>HCVF の概念は、複数の定性的定義が並立した現状であるが、例えば IFC パフォーマンススタンダードにおける「重要な生息地」との平仄合わせなど、統一的な国際的基準はありますか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) HCVF の概念自体が、複数並立しており、統一的な国際的基準はない現状と認識しています。 < 参加者：地球人間環境フォーラム > (1) HCVF については FSC において定義されているものが最もよく使われており、評価手法が確立されている基準です。近年は多くのツールキットも開発され、その定義・評価手法には実績があります。(評価基準については別途提出させていただきます) HCVF は、IFC パフォーマンススタンダードにおける「重要な生息地」と類似の基準によって定義されていますが、海域や草原、湿地なども含んでいる「重要な生息地」と比して、「森林」に限定しているため範囲は狭いと考えます。</p>
	<p>HCVF の概念を実質的に規定する法令は世界各国で多数あるものと認識されますが、HCVF の概念を何ら無視した法令あるいはガイドラインが横行している実状はありますか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) コモンアプローチや他 ECA ガイドライン等においては、直接あるいは世銀等の基準に言及すること等により、森林に対する配慮について実質的に考慮されているものと認識しています。 (2) また、具体的なプロジェクトの実施に伴う樹木の伐採に関しても、当該国法令により管理が行われていることを確認しており、HCVF の概念を無視したものではないと認識しております。</p>
	<p>HCVF の概念を実質的に規定する法令は世界各国で多数あるものと認識されますが、HCVF の概念を何ら無視した法令あるいはガイドラインが横行している実状はありますか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>< 参加者：産業界 > (1) 森林認証および HCVF については、環境社会配慮において考慮すべき観点であると考えられますが、現行の JBIC ガイドライン第 2 部 1 (法令、基準、計画等との整合) (検討する影響のスコープ) および NEXI ガイドライン 3 のカテゴリ A (ハ) 別紙 1 の (法令、基準、計画等との整合) (検討する影響のスコープ) で対応は可能と思われます。もちろん、政府が恣意的に保護を解除した場合は、十分な検証は必要です。</p>
	<p>HCVF の概念を実質的に規定する法令は世界各国で多数あるものと認識されますが、HCVF の概念を何ら無視した法令あるいはガイドラインが横行している実状はありますか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>< 参加者：地球人間環境フォーラム > (1) 保護価値の高い森林は必ずしも保護地域に設定されていない場合があります。また、保護地域に設定されていたとしても、政府が事業実施のために保護指定を解除する場合があること、あるいは解除されなくても当該地域の生態系にとって著しく脅威となるような事業が当該地域内で実施される場合があることなど、当該国の保護政策が必ずしも適切に実施されているとは限りません。例えば、世界資源研究所 (WRI) の調査によれば、残された原生林のうち、農地開発やインフラ開発、商業伐採が脅威となっている地域はそれぞれ 20%、38%、72% であり、さらに現在操業中の鉱山の 10% および探鉱中の鉱山の 20% が保護価値の高い地域に位置します (WRI, Last Frontier Forest および Mining and Critical Ecosystems- Mapping the Risks)。このような状況が示すように、現行の法制度内で保護価値の高い森林が守られるとは限りません。なお、保護価値の高い森林、または重要な生息域に関する規定は、世界銀行、IFC、OPIC、Citigroup、HSBC、JP Morgan Chase、Citigroup などの環境政策等に盛り込まれています (それぞれの具体的な規定については別途提出します)。</p>
<p>18：地域住民等との協議 「主要な環境社会配慮に関する文書の作成過程で行われた協議について、現地の言論の自由の保障状況など公正な協議を担保する条件に配慮しながら、協議の開催時期・場所、参加者、進行方法、主要なステークホルダーの意見とこれに対する対応など協議の実施状況を審査し、協議が適切に実施されたか否かを確認する」 「協議の前提として、当該国内及びプロジェクト対象地域における言論の自由、集会の自由及び</p>	<p>当該国法令等に則して規定、実施されるべきと考えられる内容について、それら法令等に定めぬ内容であっても JBIC / NEXI がガイドラインで規定し、一律に事業者に要求することの必要性、実効性の有無とその具体的理由は何ですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) JBIC / NEXI ガイドラインの規定する内容の全てが、全ての国々の関係法令等が規定するものではないことは自明です。従って、当該国の法令等に定めのないこと自体が、当該内容を JBIC / NEXI ガイドラインから排除する理由とは成り得ぬものと思われます (2) 他方、事業者は当該国法令等に定める内容に一義的に規定されるものであり、当該国法令等に定めぬ場合も想定される個々の内容をガイドラインで一律に規定しようとする場合は、相応の合理的理由が必要と考えます。 < 参加者：産業界 > (1) 環境社会配慮は事業者が現地法令に従って実施するものですが、コモンアプローチが定める社会環境配慮における基本的規範に関しては、現地法令に定めがない場合でも JBIC / NEXI がガイドライン規定に沿って事業者に要求することもあると考えます。一方、ガイドラインが参照する国際基準やその他の宣言、条約等で規定されている事項については、特にプロジェクト実施国における法令に規定がない場合、過度に事業者に負担を求めることになりかねず、以って競争力の阻害要因となることも危惧される為、JBIC / NEXI がガイドラインに規定し一律に事業者に要求する必要性はないと考えます。又、ガイドラインに直接規定するのではなく、国際的基準等を参照する形を採ることで、個別案件毎の異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みとなっており、これを踏襲していくべきと考えます。 < 参加者：NGO > (1) NGO 提言「8. 地域住民との協議」(p.5) は、事業者への要求事項ではなく、JBIC/NEXI の確認手法を問うものです。</p>
	<p>地域住民等との協議内</p>	<p>< JBIC / NEXI ></p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>知る権利が実質的に保障されていることを確認する」 「当該国内及びプロジェクト対象地域における地域住民等の自由な意志による参加を妨げる状況が存在する場合には、実施主体が当該障害を除去するための適切な配慮を行ったことを確認する」 (現行条文) 「(協議)協議会の記録。影響を受ける人々、地元の NGOs、及び規制当局が情報を与えられた上で有する見解を得るために行われた協議の記録も含む。」 (JBIC 第 2 部 1 (基本的事項)) (NEXI 別紙 1 (基本的事項))</p>	<p>容を当該国法令に拠る公開の範囲等と異なる形で、JBIC/NEXI がガイドラインで公開を規定し、実施することの必要性、実効性の有無とその具体的理由は何ですか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p> <p>地域住民等との協議内容を ECA 自ら公開することを規定するガイドラインを有す ECA はありますか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>(1) 地域住民との協議記録は、JBIC/NEXI ガイドラインにおいて、一般的には EIA に含まれるべきものとして規定しています。 (2) 但し、EIA 制度は一義的に当該国の法制度によるため、一律に全て公開せしめることは困難であることも十分に認識しています。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <ul style="list-style-type: none"> EIA は、事業者が現地法令に従って実施するものですが、コモンアプローチが定める社会環境配慮における基本的規範に関しては、現地法令に定めがない場合でも JBIC / NEXI がガイドライン規定に沿って事業者に要求することもあると考えます。しかしながら、JBIC/NEXI が現地国法令を超えて義務化しても、その実効性はないものと考えます。 また、本件が JBIC/NEXI の確認手法を問うものであれば、ガイドラインの問題ではありませんし、現実に JBIC/NEXI もオピニオンにおいては確認と現地の逸脱に対しては対応も用意をしていると回答をしています。 <p>< 参加者：FoEJ ></p> <p>(1) 本項目が NGO 提言 8 を念頭においたものである場合、同提案の趣旨は、事業者による協議の質を確保するために、新 JBIC が、協議開催の有無だけでなく、その開催方法や内容、ステークホルダーからの意見や懸念に対する事業者の対応などについてもあわせて確認することを求める内容でした。 (2) 協議のあり方については、個別プロジェクトにおいて現地からその適切性について問題が指摘される場合が少なくありません。協議は、ガイドラインの目的を達成する上で最も重要な手段のひとつであり、その質を担保することが必要です。そのために、新 JBIC が協議内容や質について自ら確認することは、意義があると考えます。</p> <p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) コモンアプローチでは、地域住民との協議記録を Annex II で示しており、一般的には EIA に含まれるべきものであることを規定しています。標準的な EIA の中に当該趣旨を盛り込むことを、JBIC/NEXI もさることながら、米輸銀、EDC、EFIC 等でもガイドライン上に記載しています。</p> <p>< 参加者 ></p>
<p>19-1：社会的合意の形成 「ステークホルダー分析」 「ステークホルダーとの協議について、事業に拠り直接的または間接的に影響を受ける住民や発言力の弱い社会層など、協議を意識的に行うべきステークホルダーに関する分析を踏まえて行う」 (現行条文) 「環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開されたうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されていないなければならない。」 (JBIC 第 2 部 1 (基本的事項)) (NEXI 別紙 1 (基本的事項))</p>	<p>当該国法令等に則して規定、実施されるべきと考えられる内容について、それら法令等に定めぬ内容であっても JBIC / NEXI がガイドラインで規定し、一律に事業者に要求することの必要性、実効性の有無とその具体的理由は何ですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) JBIC / NEXI ガイドラインの規定する内容の全てが、全ての国々の関係法令等が規定するものではないことは自明です。従って、当該国の法令等に定めのないこと自体が、当該内容を JBIC / NEXI ガイドラインから排除する理由とは成り得ぬものと思われ (2) 他方、事業者は当該国法令等に定める内容に一義的に規定されるものであり、当該国法令等に定めぬ場合も想定される個々の内容をガイドラインで一律に規定しようとする場合は、相応の合理的理由が必要と考えます</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) 環境社会配慮は事業者が現地法令に従って実施するものですが、コモンアプローチが定める社会環境配慮における基本的規範に関しては、現地法令に定めがない場合でも JBIC / NEXI がガイドライン規定に沿って事業者に要求することもあると考えます。一方、ガイドラインが参照する国際基準やその他の宣言、条約等で規定されている事項については、特にプロジェクト実施国における法令に規定がない場合、過度に事業者に負担を求めることになりかねず、以って競争力の阻害要因となることも危惧される為、JBIC / NEXI がガイドラインに規定し一律に事業者に要求する必要性はないと考えます。又、ガイドラインに直接規定するのではなく、国際的基準等を参照する形を採ることで、個別案件毎の異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みとなっており、これを踏襲していくべきと考えます。</p> <p>< 参加者：NGO ></p> <p>(1) NGO 提言書 p.12 11 は、JBIC 現行ガイドライン第二部「社会的合意及び社会影響」部分に関係するものですので、左の引用部には当たりません。コメントについては NGO 提言書 11.1 (現状) および (趣旨) をご参照ください。</p> <p>(現状)</p> <ul style="list-style-type: none"> ステークホルダーとの協議が、合法的用地取得対象者などのみを対象としたものなど一部のステークホルダーにしか行われていないケースが見られます。 協議が形式的な説明にとどまり、必ずしも住民が十分に事業の影響を理解していないケースが見られます。 <p>(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ステークホルダーとの協議は、少なくとも、事業によって直接的・間接的に影響を受ける住民をカバーするものでなければなりません。例えばダム建設事業においては、水没地の地権者のみならず、当該水没地を利用していた住民(小作農民、森林や河川を利用していた住民など)、影響が及ぶ上下流域の住民などをカバーするものでなければなりません。このため事業の環境社会影響を十分踏まえたステークホルダーの特定を行うべきです。 また、とりわけ、発言力が弱い社会層(貧困層、先住民、女性、小作農民など)が十分発言できるように留意するため、それぞれのグループの社会的特性を分析するべきです。 <p>< 言論の自由、集会の自由及び知る権利が実質的に保障されていることを確認すべきという提言に関して ></p> <p>< 必要性 ></p> <p>(1) ステークホルダーが自由に発言できないような状況では、環境への悪影響があっても、明らかにならず隠ぺいされてしまうことがあります。環境基準が達成されているかどうかの</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
		<p>判断も誤ったものになるおそれがあり、言論の自由、集会の自由、知る権利が実質的に保障された状況でステークホルダー協議は行われるべきです。</p> <p>(2) 言論の自由、集会の自由、知る権利が実質的に保障された状況でステークホルダー協議がなしえないような場合、その後の事業実施過程において、環境面、社会面に悪影響があっても、それをステークホルダーが申し立てることが困難で、適切にモニタリングできる保障がないので、モニタリング体制の観点からも事業実施が不適當です。</p> <p>(3) そもそも、人権は特定の人間の尊厳が害されている状況にたいして、被害者に権利をあたえ、国家に対してその権利を保護すべき責務を課すことにより、人間の尊厳の回復を目指す法的技術であって、みずから権利を主張することに本質的な意味があります。つまり、困窮した人間に施しをするのではなく、みずから主体的に状況を改善することをサポートするという発想にたつものであって、日本政府の推進する人間の安全保障の理念とも合致するものです。ステークホルダーの参加やアカウンタビリティの確保自体が、「人権の原則」として、充足すべき性質のものであります。</p> <p>< 具体的理由 ></p> <p>(1) 現地国基準に照らしてみても、自由権規約及び社会権規約をはじめとする国際人権条約に批准している国は相当数に及び、また、国連加盟国として一般的に人権を尊重すべきであるので、表現の自由の確保を求めることは相当であると考えます。</p> <p>(2) 現地法令に記載がなくても、自由権規約批准国においては表現の自由を保障すべきですし、条約批准国でなくても表現の内容によって強制労働、拷問、拘禁、殺害等がなされることは国際慣習法として許されないと考えるので、表現の自由が確保された状態でステークホルダー協議を行うことを要求しても不当ではないと考えます。</p> <p>< 参加者：地球・人間環境フォーラム ></p> <p>NGO 提言の「ステークホルダー分析」は、(a)事業により影響を受ける可能性のある人々の把握、(b)(a)の人々の社会的・経済的・文化的な特性の把握 の二つの要素を含んでいます。提言の背景には、協議の対象となっていなかった人々がいたり、協議が形式的なものにとどまっていたりする例が多くあるという問題意識があります。</p> <p>(a) 事業により影響を受ける可能性のある人々の把握</p> <p>下記のような事例があります（国金以外の案件も含む）。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 協議が、用地取得対象者など一部のステークホルダーにしか行われていなかった。 • 協議会合に漁民や陸上処理施設近くの住民など直接影響を受ける住民が参加したか不明であった。 • 詳細設計によりルート変更が行われたが、変更後の被影響住民に対して協議が行われていなかった（ODA 案件）。 • 水没農地で働く小作人が協議の対象となっていなかった（ODA 案件）。 • ダム上流部の先住民族のコミュニティは土砂堆積の影響を受けるにもかかわらず協議の対象となっていなかった。 <p>(b)：ステークホルダーの特性の把握</p> <p>意味のある協議を行うため、以下の諸点を検討し、実効性のある協議計画立案のために必要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 協議を実施する日時・場所（ターゲットとするステークホルダーが実質的に参加可能か） • 協議の呼びかけ方法（ターゲットとするステークホルダーに的確に届いているか） • 事業影響についての説明内容（ステークホルダーの現在の経済・社会・文化的な状況を踏まえ、便益のみならず、リスクが説明されているか） • 緩和措置についての協議内容（ステークホルダーの現在の経済・社会・文化的な状況を理解した上での緩和措置となっているか） • 言語（理解可能な言語か） • 協議手法（各ステークホルダーのグループから意見を引き出せるような協議手法か） • 配布資料（理解を助けるような資料か）等
<p>19 - 2：社会的合意の形成</p> <p>「ステークホルダーとの協議の記録」</p> <p>「環境社会配慮に関する主要な文書の作成段階で行われたステークホルダーとの協議の実施状況、ステークホルダーからの主</p>	<p>ステークホルダーとの協議内容を当該国法令に拠る公開の範囲等とは無関係に、JBIC / NEXI がガイドラインで公開を規定し、実施することの必要性、実</p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) ステークホルダーとの協議内容は、JBIC/NEXI ガイドラインにおいて、一般的には EIA に含まれるべきものとして規定しています。</p> <p>(2) 但し、E I A 制度は一義的に当該国の法制度によるため、一律に全て公開せしめることは困難であることも十分に認識しています。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) EIA は、事業者が現地法令に従って実施するものですが、コモンアプローチが定める社会環境配慮における基本的規範に関しては、現地法令に定めがない場合でも JBIC / NEXI がガイドライン規定に沿って事業者に要求することもあると考えます。しかしながら、JBIC/NEXI が現地国法令を超えて義務化しても、その実効性はないものと考えます。また、商業上の機密には、十分配慮することは必要です。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>要な意見とこれに対する対応状況は、各環境社会配慮に関する主要な文書の一部として添付し、公開する。 (現行条文) 「環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開されたうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行われ、協議記録等が作成されていなければならない。」 (JBIC 第 2 部 1 (基本的事項)) (NEXI 別紙 1 (基本的事項))</p>	<p>効性の有無とその具体的理由は何ですか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p> <p>ステークホルダーとの協議内容を ECA 自らが公開することを規定するガイドラインを有する E C A はありますか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p><参加者：メコンウォッチ> (1) EIA 報告書作成にあたって実施されるステークホルダーとの協議内容は、既に現行ガイドラインにおいても記録が作成されていなければならないとされており (JBIC ガイドライン第 2 部 2)、協議内容の文書化の必要性については特段異論はないものと考えます。 (2) 現行ガイドラインは、地域住民等のステークホルダーとの協議を求めており (JBIC ガイドライン第 2 部 1 (社会的合意及び社会影響) 2)、協議が適切に実施されたか、協議結果がプロジェクト内容に反映されたかを JBIC/NEXI は確認しなければなりません。したがって、協議記録の公開は、協議の実施方法やプロジェクト内容への反映について JBIC/NEXI が行う確認について、ステークホルダーが情報提供を行うために、必要不可欠であると考えます。 (3) (なお、現行ガイドラインは EIA 報告書に関する協議についての規定はありますが、ステークホルダーとの協議一般、ないし住民移転計画や先住民への配慮に関する計画作成にあたって実施された協議に関する規定は設けられていません。</p> <p><参加者：FoEJ> (1) 協議のあり方については、個別プロジェクトにおいて現地からその適切性について問題が指摘される場合が少なくありません。協議は、ガイドラインの目的を達成する上で最も重要な手段のひとつであり、その質を担保することが必要です。そのために、協議記録が公開され被影響住民を含むステークホルダーその内容を確認できるようにすることは、その質を高める有効な方法であると考えます。</p> <p>< JBIC / NEXI > (1) コモンアプローチでは、ステークホルダーとの協議内容を Annex II で示しており、一般的には EIA に含まれるべきものであることを規定しています。標準的な EIA の中に当該趣旨を盛り込むことを、JBIC/NEXI もさることながら、米輸銀、EDC、EFIC 等でもガイドライン上に記載しています。</p> <p><参加者></p>
<p>20 - 1 : 非自発的住民移転 「再取得価格による補償」 「非影響住民が、移転前の生活水準を少なくとも維持できるように、土地及びその他資産の喪失に対する「完全な再取得価格」を補償する」 「当該国の法制度上完全な再取得価格による補償が補償されておらず、又は当該国において実態上完全な再取得価格による補償が行われていない場合は、再取得価格による補償を確保するための追加的な措置が法的拘束力ある文書として、合意させ、融資 / 保険契約等に盛り込む」 「「完全な再取得価格」算定のため、市場価格調査が実施される。」 (現行条文) 「環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開されたうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行</p>	<p>参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の内容そのものを、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由は何ですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) コモンアプローチは、遵守すべき当該国規準と参照すべき国際的基準とを別個に定めており、ガイドラインが国際的基準を逐条的に盛り込むことを必須とはしていないと理解しております。 (2) 参照すべき国際的基準と言っても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので一律に規定するには相応の合理的理由が必要と考えます。</p> <p><参加者：産業界> (1) ガイドラインにおいて参照すべき対象としている国際的基準は、環境変化に応じ改訂が加えられていくものであり、その内容そのものを逐条で盛り込む必要はないと考えます。又、ガイドラインに直接規定するのではなく、国際的基準を参照する形を採る事で、個別案件毎の異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みとなっており、これを踏襲していくべきと考えます。</p> <p><参加者：NGO> (1) JBIC ガイドライン第 2 部、NEXI ガイドライン別紙 1 に定める要件は、「満たされていることを原則とする」とされている一方、国際基準については「参照する」だけにすぎません。したがって、参照すべき国際基準に盛り込まれている要件であっても、適切な環境社会配慮の確保に重要であると考えられる内容は、JBIC/NEXI のガイドラインにおいてプロジェクトに求められる環境社会配慮として盛り込むべきです。</p> <p><参加者：メコン・ウォッチ> (1) JBIC ガイドライン第 2 部や NEXI ガイドライン別紙 1 に掲げられている要件は、プロジェクトへの融資等において原則として遵守されていることが求められています。 (2) 一方、参照すべき国際基準は、ガイドライン上、これら要件が満たされているかどうかを判断するためのベンチマークと位置づけられており、国際基準を遵守することが直接求められているわけではありません。 (3) したがって、参照すべきとされている国際基準と同様の内容であっても、当該規定が適切な環境社会配慮のために重要であって、JBIC/NEXI として参照するだけでなく遵守を求めるべきである場合には、ガイドラインに個別に逐条で盛り込む必要があるものと考えます。 (4) 以上の見解は、現行のガイドラインの「参照」という文言を前提にしており、国際基準の取扱いについてガイドラインが改訂される場合には、国際基準の新たな位置づけに基づいて、国際基準とガイドライン第 2 部ないし別紙 1 の関係について改めて議論しうる余地はあるものと思います。ただし、その場合でも、ガイドライン第 2 部ないし別紙 1 に盛り込まれる要件と、国際基準である世界銀行セーフガード政策や IFC パフォーマンススタンダードの要件の間では、求められる遵守のレベル (ないし不遵守の際に求められる正当化事由の合理性の程度) は異なるのではないかと思料します。また、新たな国際基準の取扱いを前提として本論点を議論するためには、国際基準の取扱いについての改訂の方向性が明らかになる必要があります。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>われ、協議記録等が作成されていなければならない。」 (JBIC 第 2 部 1 (基本的事項) (NEXI 別紙 1 (基本的事項)) 「非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。」 「非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体者等により適切な時期に与えられなければならない。プロジェクト実施主体者等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による(土地や資産の損失に対する)損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティー再建のための支援等が含まれる。」 「非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティーの適切な参加が促進されていなければならない。」 (JBIC 第 2 部 1 (非自発的住民移転))</p>	<p>他 ECA またコモンアプローチ対応状況はどのようなものですか? < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) コモンアプローチでは、非自発的住民移転についてレビュー上考慮すべき内容としていますが、本項目を含む詳細規程はなく、レビューに際しての世銀セーフガードポリシーを含む参照すべき国際基準を記載しています。 (2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している事例はないと考えております。 < 参加者 ></p>
	<p>JBIC / NEXI ガイドラインが「プロジェクト実施主体等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない」と包括的規定を設け、且つ、世銀 OP4.12 を参照することで、これに則した環境社会配慮が実現されている中で、「再取得価格による補償」を一律に規定することの必要性及び実効性またその理由は何ですか? < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 再取得価格による補償が行われることは、移転住民の生計水準の回復を実現する上での、有効なアクションの一つであることは、世銀 OP や IFC - PS の規定からも明らかであり、JBIC / NEXI においてもこの概念を参照すべきベンチマークと認識するものです。 (2) 他方、再取得価格による補償を実現する上での幾つかの前提条件として、例えば当該移転対象地域の市場価格が存在することがあるが、かような市場価格という概念が当該国にそもそも無い場合、あるいはいわゆる近傍類地が無い場合など、その前提が成り立たない場合等も在り得るものです。 (3) 従って、「再取得価格による補償」を一律に規定することは、現行ガイドライン規定の柔軟な対応を制限し、実効性の低下を招くおそれがあるものと思料します。 < 参加者：産業界 > (1) 包括的に規定され、国際基準としてのベンチマークとして認識がされていれば、特段一律に規定する必要性はないと考えます。</p>
		<p>< 参加者：地球・人間環境フォーラム > (1) 再取得価格による補償は、喪失した資産を代替するための費用(取引に生じる費用を含む)を支払うことを意味しており、再取得価格を下回る補償では移転者が移転前の同等の資産を入手することができないと考えます。 JBIC/NEXI コメントに対して：「現行ガイドライン規定の柔軟な対応」 再取得価格以下の補償を支払ってなお、移転者が移転前の同等の資産を入手した具体的事例をご教示下さい。 < 参考 > 世銀 OP4.12 Annex 脚注 1 ● 農地の場合：同等の生産性を持った近隣土地の市場価格(事業前又は移転前のどちらか高い方) + 同レベルに整備するためのコスト + 登録費用・譲渡税 ● 都市の土地の場合：同等のサイズ及び用途の土地と同様またはそれ以上の公共インフラ設備・サービスを有した近隣土地の市場価格(事業前又は移転前のどちらか高い方) + 登録費用・譲渡税</p>
		<p>< 参加者：メコン・ウォッチ > (1) 再取得価格の義務づけによって要求されるのは、補償額の算定において、移転前と同等の財産を取得するのに十分な算定方法が採られることであり、必ずしも頻繁な取引がなされる土地市場の存在が前提となるわけではありません。また、近隣類地が存在しない場合、土地取引がほとんど行われていない場合など、移転住民による市場等を通じた代替地取得が困難な場合には、金銭ではなく代替地による補償が行われるべきであり、そもそも再取得価格が問題となるべきではないと考えます。 < 参加者：FoEJ > (1) 包括的規定のみでは、それをどのように実現するのか明らかではありません。 (2) 現在、世銀 OP4.12 を文字通り遵守しているのであれば、実効性は既に証明されているはずです。</p>
<p>「完全な再取得価格による補償」「追加的措置を法的拘束力ある文書として、合意し、融資契約等</p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 「完全な再取得価格による補償」「追加的措置を法的拘束力ある文書として、合意し、融資契約等に盛り込むこと」「市場価格調査の実施」が、世界各国で一般に法制化され実現されているという前提があるならば、これらを伴った住民移転は生計回復等の面で望ましい内容となりうるものと思料します。 (2) しかし、世界各国での法制化また実現以前に、国際的基準としても採用されていないことから、必要性また実効性については、十分な客観的検証が必要と思料します。</p>	

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
(NEXI 別紙 1 (非自発的住民移 転))	<p>に盛り込むこと」「市場価格調査の実施」は、国際的基準においても規定されていない内容ですが、JBIC/NEXI がこれらをガイドラインで規定し一律に実施主体に要求することの必要性及び実効性またその理由は何か？</p> <p>< JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) 国際的基準において、また契約ビジネス慣行としても確立されていない規定を融資契約等に盛り込むことは、そうでなくともありうるビジネスディスピュートをいたずらに増やし、ビジネスの安定性に影響を与えます。</p> <p>< 参加者：地球・人間環境フォーラム ></p> <p>(1) 「完全な再取得価格 full replacement cost」による補償：世銀 OP4.12 の中で規定されています。</p> <p>(2) 「市場価格調査」： replacement cost を事業ごとに把握するために必要であると考えます。</p> <p>(3) 「追加的措置」： なんらかの理由で再取得価格による補償が支払われない場合は、移転住民の生計回復を図るために必要であり、世銀 OP4.12 脚注 11 においても規定されています。当該措置が事業者等により確実に実施されるためには、借入人が事業者である場合は L/A 等において合意されることが妥当であると考えます。</p> <p>< 参加者：メコン・ウォッチ ></p> <p>(1) 追加的措置の融資契約等への盛り込みは、JBIC/NEXI と借入人との関係に関する要件であって、世界各国で法制化されていることが実効性の前提となるものではありません。</p> <p>(2) ただし、融資契約等は借入人との交渉に基づき締結されるものであり、一律に追加的措置について融資契約等に盛り込むことを要件とすることができるかどうかは検討の余地があると認識しています。</p> <p>< 参加者：FoEJ ></p> <p>(1) 「完全な再取得価格による補償」については、世界銀行の OP4.12 脚注 11 には、「国内法が再取得価格を満たすような基準でない場合、国内法の下での補償は、再取得価格を満たすよう追加的な方策によって補足すること」が規定されています。つまり、現在の JBIC・NEXI が支援するプロジェクトが OP4.12 を満たしているのであれば、現在も再取得価格が国内法において満たされていない場合でも、それを満たすような方策がとられているはずで、従って、もしも、世界銀行の OP4.12 を遵守しているのであれば、実効性は既に証明されているはずで、</p>
	<p>再取得価格による補償に関する現行ガイドライン適用上の実施状況はどのようなものですか？</p> <p>< NGO 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) JBIC / NEXI は、「移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できる」ことを基準におきつつ、当該国の関係法令が、再取得価格による補償を規定した世銀 OP また IFC-PS から著しい乖離がないかを確認するものです。</p> <p>(2) 再取得価格による補償は、当該確認の上での一つの確認ポイントではありますが、その他の生計回復手段とも合わせて総合的に判断するものと認識します</p> <p>< 参加者：メコン・ウォッチ ></p> <p>(1) 実施状況確認の対象プロジェクト中大規模な非自発的住民移転を生じさせる 4 件について、再取得価格に基づく補償が提供されるか、提供されない場合、どのような追加的措置が取られたか、追加的措置が取られている場合、これを勘案して生活水準の回復というガイドラインの要件がどのように満たされたかと判断したか、再取得価格に基づく補償が行われなかったとして国際基準を満たさないと判断されたプロジェクトがあったか、をご教示いただくと、議論に資するものと思われま。</p>
	<p>再取得価格による補償が行われない場合に、生計回復は図れますか？</p> <p>< NGO 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 再取得価格による補償が行われない場合には、その場合の補償内容は、単に再取得価格を規定していないだけで実質的には移転に十分な補償額が算定されている場合から、補償額の不足等の様々な瑕疵から生計回復自体が実現されない場合まで多様な場合が想定されます。</p> <p>(2) 従って、生計回復が図れぬ可能性は排除し得ませんが、この場合においては、借入人 / 輸出者等を通じ実施主体への働きかけが講じられるところであり、最終的に生計回復が図れぬまま放置されることを意味するものでもありません。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) 再取得価格による補償が行われる場合や行われない場合など、様々なケースがあるとは存じますが、JBIC/NEXI においてガイドラインにある十分な補償は確認されていると考えられます。</p> <p>< 参加者：地球・人間環境フォーラム ></p> <p>(1) 再取得価格による補償は、移転者が喪失した資産と同等の資産を、再度入手するのにかかる費用を支払うことを意味しており、生計手段を最低限回復するための必要条件であると考えます。それをもってしても移転に困難をきたす住民、生計回復に失敗する住民もいるため、追加的に講じられる措置（例：移転の際の補助、補償金の管理手法の訓練、職業訓練）を検討する必要があると考えます。</p> <p>JBIC/NEXI コメントに対して：「単に再取得価格を規定していないだけで実質的には移転に十分な補償額が算定されている場合」について、また、「借入人 / 輸出者等を通じ実施</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
		主体への働きかけ」により移転者の生計が回復した例について、具体的事例をご教示下さい。
<p>20 - 2 : 非自発的住民移転「事前の補償」 「非自発的住民移転を伴うプロジェクトについては、十分な補償及び支援策が、移転前に与えられなければならない」 (現行条文については、20 - 1 参照)</p>	<p>参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の内容そのものを、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由は何ですか？ (検討ポイント 20 に同じ) < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) コモンアプローチは、遵守すべき当該国規準と参照すべき国際的基準とを別個に定めており、ガイドラインが国際的基準を逐条的に盛り込むことを必須とはしていないと理解しております。 (2) 参照すべき国際的基準と言っても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので一律に規定するには相応の合理的理由が必要と考えます。</p> <p>< 参加者：産業界 > (1) ガイドラインにおいて参照すべき対象としている国際的基準は、環境変化に応じ改訂が加えられていくものであり、その内容そのものを逐条で盛り込む必要はないと考えます。又、ガイドラインに直接規定するのではなく、国際的基準を参照する形を採る事で、個別案件毎の異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みとなっており、これを踏襲していくべきと考えます。</p> <p>< 参加者：NGO > (1) JBIC ガイドライン第 2 部、NEXI ガイドライン別紙 1 に定める要件は、「満たされていることを原則とする」とされている一方、国際基準については「参照する」だけにすぎません。したがって、参照すべき国際基準に盛り込まれている要件であっても、適切な環境社会配慮の確保に重要であると考えられる内容は、JBIC/NEXI のガイドラインにおいてプロジェクトに求められる環境社会配慮として盛り込むべきです。</p> <p>< 参加者：メコン・ウォッチ > (1) 20-1 へのコメントをご覧ください。</p>
	<p>他 ECA またコモンアプローチ対応状況はどのようなものですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) コモンアプローチでは、非自発的住民移転についてレビュー上考慮すべき内容としていますが、本項目を含む詳細規程はなく、レビューに際しての世銀セーフガードポリシーを含む参照すべき国際基準を記載しています。 (2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している事例はないと考えております。</p> <p>< 参加者 ></p>
	<p>JBIC / NEXI ガイドラインが「十分な補償及び支援策が、プロジェクト実施主体等により適切な時期に与えられなければならない」と包括的規定を設け、且つ、世銀 OP4.12 を参照することで、これに則した環境社会配慮が実現されている中で、「事前の補償」を一律に規定することの必要性及び実効性またその理由は何ですか？</p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 事前の補償が行われることは、移転住民の生計水準の回復を実現する上での、有効なアクションの一つであることは、世銀 OP や IFC - PS の規定からも明らかであり、JBIC / NEXI においてもこの概念を参照すべきベンチマークと認識するものです。 (2) 他方、補償の支払時期は、一義的には当該国法令等に基づくものであり、JBIC / NEXI では、参照基準の規定する「事前の補償」から大きな乖離がある場合にはその背景・理由等を確認するとともに必要に応じ対応策を確認するところ、事前の補償が実現されぬ場合でも、移転住民の生計水準の回復に支障を来すことを容認するものではありません。 (3) 従って、「事前の補償」を一律に規定することは、現行ガイドライン規定の柔軟な対応を制限し、実効性の低下を招くおそれがあるものと思料します。</p> <p>< 参加者：産業界 > (1) 包括的に規定され、国際基準としてのベンチマークとして認識がされていれば、特段一律に規定する必要性はないと考えます。</p> <p>< 参加者：メコン・ウォッチ > (1) 特に家屋の物理的な移転を伴うプロジェクトにおいて、適切な補償が事前に支払われない場合、他の世帯への間借りや高利貸しからの借入れなど他の手段によって生活を再建することを余儀なくされ、移転後の生計回復が困難になる例が多々見られます。したがって、事前の補償は生計回復のために最低限遵守されるべき要件として、ガイドラインに追加されるべきであると考えます。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	< JBIC / NEXI 第 4 回会 合分 >	<p>< 参加者：FoEJ ></p> <p>(1) 移転住民への配慮を実効性のあるものとする（生活水準や収入機会を以前のレベルより改善、少なくとも回復させる）ためには、十分な補償が事前に提供されていることが重要で す。</p> <p>(2) 移転住民の生活改善、少なくとも回復のために実質的に必要となる措置については、ガイドラインで規定すべきです。</p>
<p>20 - 3 : 非自発的住民移転「移転・ 補償合意文書」 「非自発的住民移転を伴う移転・ 補償の合意にあたっては、対象 者は移転及び補償内容に対する 合意書の内容を理解していなけ ればならない」 「合意書は、対象者に渡されてい なくてはならない」 (現行条文については、20 - 1 参 照)</p>	<p>参照すべき対象として いる国際機関基準と同 程度の内容そのものを、 JBIC / NEXI のガイド ラインに逐条で盛り込 むことの必要性、実効性 の有無とその具体的理 由は何ですか？ (検討ポイント 20 に同じ)</p> <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会 合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) コモンアプローチは、遵守すべき当該国規準と参照すべき国際的基準とを別個に定めており、ガイドラインが国際的基準を逐条的に盛り込むことを必須とはしていないと理解して おります。</p> <p>(2) 参照すべき国際的基準と言っても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので一律に規定するには相応の合理的な理由が必要と考えます</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) ガイドラインにおいて参照すべき対象としている国際的基準は、環境変化に応じ改訂が加えられていくものであり、その内容そのものを逐条で盛り込む必要はないと考えます。又、 ガイドラインに直接規定するのではなく、国際的基準を参照する形を採る事で、個別案件毎の異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みとなっており、これを踏襲してい くべきと考えます。</p> <p>< 参加者：NGO ></p> <p>(1) (2 0 2) < 事前の補償 > をご覧ください。</p> <p>< 参加者：メコン・ウォッチ ></p> <p>(1) 20-1 へのコメントをご覧ください。</p>
	<p>他 ECA またコモンアプ プローチ対応状況はどの ようなものですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会 合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) コモンアプローチでは、非自発的住民移転についてレビュー上考慮すべき内容としていますが、本項目を含む詳細規程はなく、レビューに際しての世銀セーフガードポリシーを含 む参照すべき国際基準を記載しています。</p> <p>(2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している 事例はないと考えております。</p>
		<p>< 参加者：FoEJ ></p> <p>(1) NGO 提言 9.3 の趣旨は、補償内容や支援策の内容について、被影響住民が後にその内容を確認できるようにすることが趣旨です。</p> <p>(2) 実際に JBIC が支援したプロジェクトにおいても、被影響住民が自らの補償に関する内容や移転の条件等が記された文書を持っていなかったため、その内容が曖昧となり、問題が 起きているケースがあります。</p>
	<p>移転・補償合意文書は、 当該国関係法令等に基 づき、書式、内容、取交 方法等が規定されてい ることが一般的であり、 JBIC / NEXI ガイドラ インはこの点踏まえ、 「対象者との合意の上 で」との包括的規定を設 置していますが、これに 対して、「合意書」と JBIC / NEXI がこれら</p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) JBIC / NEXI ガイドラインの規定する「対象者との合意の上で」とは、一般通念として合意とは内容を理解した上で行うことを前提としたものです。この点において、仮に一方 が内容を十分に理解しないまま合意に至っている場合、それは一方の理解度という内面に帰因する可能性もあり、合意書さえ用意すれば、こうした事態を防ぎうるものか疑問もあ ります。</p> <p>(2) むしろ、「対象者との合意の上で」との規定においては、仮に合意書を取り交した場合においても、一方が内容を理解していないことを客観的に証明しうるのであれば、合意とは 言い難いと判断することも可能であり、より広い救済の幅を有するものと思料します。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) 包括的に規定され、国際基準としてのベンチマークとして認識がされていれば、特段一律に規定する必要性はないと考えます。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	<p>をガイドラインで規定し一律に実施主体に要求することの必要性及び実効性またその理由は何ですか？</p> <p>< JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p> <p>補償・移転策に関する合意内容を影響住民が十分理解していない場合や合意文書が影響住民に提供されない場合に生じる問題点は何ですか？</p> <p>< NGO 第 4 回会合分 ></p>	<p>< 参加者：メコン・ウォッチ ></p> <p>(1) 合意文書に関する NGO 提言は、合意プロセスの適切性を担保すること、合意後、移転住民が自らの権利を認識し、合意の実施状況について確認できるよう確保すること、の 2 点を目的としています。</p> <p>(2) このうち、については、合意文書の取り交わしを確認することが適切かどうかについては、再考の余地があるものと考えています。</p> <p>(3) 一方、の目的を果たすためには、移転住民に対して、移転補償の方針・内容や異議申立方法等について十分な情報が提供されることが必要です。これは必ずしも合意文書である必要があるかどうかは検討の余地がありますが、現行ガイドラインの規定は不十分であるという認識に変わりはありません。</p> <p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 補償・移転策に関する合意内容を影響住民が十分理解していない場合には、影響住民が不十分な理解のまま合意文書に署名をするおそれがあります。</p> <p>(2) 合意文書が影響住民に提供されない場合には、後日、合意の内容を確認できないおそれがあります。</p> <p>(3) 他方、「合意内容を影響住民が十分理解していない」ことの客観的証明、また、「合意内容を影響住民が十分理解していない」とことと「合意文書が影響住民に提供されない」とこととが相当の因果関係を有するものかについては、軽々には断じ得ないものと思料します。</p> <p>< 参加者：NGO ></p> <p>(1) 環境レビューでは、対象者による合意書への署名をもって、対象者の合意を確認することがあると思われませんが、対象者が合意書の内容を理解しないまま署名してしまうことがあります。</p> <p>(2) 対象者が、合意した内容を後に確認できず正当な補償措置を受けられない、もしくは、その補償措置が正当であったか確認できないことがあります。</p> <p>(3) 補償措置が適切に行なわれるよう、上記 2 つの事態を防ぐための要件が具体的に含まれることが重要だと思います。NGO 提言 p.7 を参照下さい。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) 補償・移転策に関する合意内容を影響住民が十分理解していない場合には、後になって当該合意内容が影響住民にとって十分な補償及び支援ではないと感じる可能性が生じると思われます。</p> <p>(2) 合意文書が影響住民に提供されない場合には、影響住民とプロジェクト実施主体との間で後日合意内容が確認できないため、プロジェクト実施主体が影響住民に合意内容を実施しているかどうかの検証ができない可能性が生じると思われます。</p> <p>(3) しかしながら、合意文書署名時点で「影響住民が十分理解していない」事をどの様に確認するか等困難な問題もあることから、合意内容を合意文書（案）として提示することにより、「影響住民」の理解を深めてゆくことが可能となるのではないかと考えられます。</p>
<p>20 - 4 : 非自発的住民移転「住民移転計画」</p> <p>「非自発的住民移転を伴うプロジェクトには、以下を含む住民移転計画が策定されなければならない」</p> <p>事業概要</p> <p>住民移転に係る基本方針及び法制度</p> <p>影響の規模・内容</p> <p>社会的に脆弱な被影響住民の規模と内容</p> <p>被影響住民の社会経済的状況に関する調査結果</p> <p>非自発的住民移転による影響を最小化するような代替案の検討</p> <p>市場価格調査に係る計画</p> <p>補償に係る基本方針、法制</p>	<p>参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の環境社会配慮確認内容を、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由は何ですか？</p> <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>他 ECA またコモンアプローチ対応状況はどのようなものですか？</p> <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) コモンアプローチは、遵守すべき当該国規準と参照すべき国際的基準とを別個に定めており、ガイドラインが国際的基準を逐条的に盛り込むことを必須とはしていないと理解しております。</p> <p>(2) 参照すべき国際的基準と言っても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので一律に規定するには相応の合理的理由が必要と考えます。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) ガイドラインにおいて参照すべき対象としている国際的基準は、環境変化に応じ改訂が加えられていくものであり、その内容そのものを逐条で盛り込む必要はないと考えます。又、ガイドラインに直接規定するのではなく、国際的基準を参照する形を採る事で、個別案件毎の異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みとなっており、これを踏襲していくべきと考えます。</p> <p>< 参加者：NGO ></p> <p>(1) JBIC ガイドライン第 2 部、NEXI ガイドライン別紙 1 に定める要件は、「満たされていることを原則とする」とされている一方、国際基準については「参照する」だけにすぎません。したがって、参照すべき国際基準に盛り込まれている要件であっても、適切な環境社会配慮の確保に重要であると考えられる内容は、JBIC / NEXI のガイドラインにおいてプロジェクトに求められる環境社会配慮として盛り込むべきです。</p> <p>< 参加者：メコン・ウォッチ ></p> <p>(1) 20-1 へのコメントをご覧ください。</p> <p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) コモンアプローチでは、非自発的住民移転についてレビュー上考慮すべき内容としていますが、本項目を含む詳細規程はなく、レビューに際しての世銀セーフガードポリシーを含む参照すべき国際基準を記載しています。</p> <p>(2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している事例はないと考えております。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>度、補償受給対象者の定義、喪失する資産、補償方法、カット・オフ・デート 補償以外の手当 代替地、代替農地が用意される場合は、その確保状況、整備計画。用意されない場合は、その理由 生活維持・向上のための施策 実施体制・スケジュール 住民説明・協議及び公開：現在までの状況、主たる意見とその対応、今後の計画 モニタリング手法、項目・指標、期間、頻度、実施体制 被影響住民がアクセスできる苦情申立・紛争解決の系統 予算 被影響住民との協議記録 (現行条文については、20 - 1 参照)</p>	合分>	<参加者>
	<p>住民移転計画の内容については、JBIC / NEXI は世銀 OP4.12 を参照しているが、同基準が規定しない「市場価格調査に係る計画」「生計回復計画」「被影響住民との協議記録」「カットオフデート」等を、ガイドラインで規定し一律に実施主体に要求することの必要性及び実効性またその理由は何ですか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 世銀、IFC 等の国際的基準が規定しないことのみを以って、JBIC / NEXI ガイドラインに規定することの必要性また実効性がないと断じるものではないものと思料します。 (2) 他方、世銀、IFC 等の国際的基準また他 ECA の多数が規定しない内容を JBIC / NEXI ガイドラインで規定する場合には、個々の内容を規定する必要性また実効性について、客観的かつ十分な根拠について慎重に検証すべきものとの認識です。</p> <p><参加者：産業界> (1) 国際基準にないということをもって一概に否定することはできませんが、JBIC/NEXI が国際機関が要請しないことを事業主体に求めることは、事業実施主体の負担や事業計画スケジュールにも影響を与えますし、その合理的説明も必要になります。また、特に競合関係にある他 ECA との関係においても、イコールフットィングの原則から問題があると考えます。</p>
	<p>他国際機関の対応状況はどのようなものですか？ < NGO 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 世銀ではセーフガードポリシー (OP4.12 Annex)、IFC ではパフォーマンススタンダード (PS5) に関連する規定があると認識しています。</p> <p><参加者：NGO> (1) 世界銀行：住民移転計画 (Resettlement Plan) が必要とされる。(OP4.12 のパラグラフ 6) (2) ADB：住民移転計画 (Resettlement Plan) が必要とされる。移転の影響が大きい場合は包括的住民移転計画を必要とする。(OM Section F2/OP のパラグラフ 19) (3) IFC：移転行動計画 (Resettlement Action Plan) が必要とされる。(PS 5 のパラグラフ 12)</p>
	<p>情報公開の責任について、事業者、JBIC / NEXI 各々が負う具体的な範囲、内容は何か？ (検討ポイント 9 に同じ) < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の環境社会配慮確保</p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 事業者は、当該国法令等が規定する情報公開の範囲、内容等に則し当該プロジェクトに関する情報を当該国国民に公開する責任を有します。 (2) JBIC / NEXI は、我が国政府系機関として、関係法令が規定する情報公開の範囲、内容等に則して、当該プロジェクトに関する情報を、我が国国民に公開する責任を有します。また、環境ガイドラインの規定に則して、我が国法令が規定する以上の情報公開を行っております。 (3) 上記(1)(2)何れにおいても、事業者の商業上の秘密保持また競争関係等に十分配慮した上で情報公開に努めるべきことは論を待ちません。</p> <p><参加者：産業界> (1) 事業者は、所在国の法令に基づき当該国の国民に対する情報公開の責任を負い、JBIC/NEXI は政府系金融機関として環境社会配慮の為のガイドラインを含む関連法規に基づき国民に対する情報公開義務を負っていると了解しております。</p> <p><参加者：NGO> (1) (20 2) <事前の補償> をご覧ください。</p> <p><参加者：メコン・ウォッチ> (1) 9 へのコメントをご覧ください。</p> <p>< JBIC / NEXI > (1) コモンアプローチは、遵守すべき当該国規準と参照すべき国際的基準とを別個に定めており、ガイドラインが国際的基準を逐条的に盛り込むことを必須とはしていないと理解しております。 (2) 参照すべき国際的基準と言っても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので一律に規定するには相応の合理的理由が必要と考えます。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>ット・オフ・デート、補償以外の手当、代替地に関する情報、生計回復計画、住民との協議の計画、苦情申立・紛争解決の手続)について、住民移転計画のドラフト段階で、影響を受ける地域住民が理解できる言語及び様式による書面が作成され、世帯毎に配布されること。なお、書面による理解が困難な場合には他のコミュニケーション手段を用いること。</p> <p>住民移転計画の最終版及び詳細設計やプロジェクト内要の変更を経て変更された版が公開されること。これらの版に基づき、住民移転に関する重要な情報については、影響を受ける地域住民が理解できる言語及び様式による書面が作成され、世帯毎に配布されること。</p> <p>(現行条文については、20 - 1 参照)</p>	<p>認内容を、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由は何ですか？</p> <p>(検討ポイント 20 に同じ)</p> <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) ガイドラインにおいて参照すべき対象としている国際的基準は、環境変化に応じ改訂が加えられていくものであり、その内容そのものを逐条で盛り込む必要はないと考えます。又、ガイドラインに直接規定するのではなく、国際的基準を参照する形を採る事で、個別案件毎の異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みとなっており、これを踏襲していくべきと考えます。</p>
	<p>他 ECA またコモンアプローチ対応状況はどのようなものですか？</p> <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< 参加者：メコン・ウォッチ ></p> <p>(1) 20-1 へのコメントをご覧ください。</p> <p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) コモンアプローチでは、非自発的住民移転についてレビュー上考慮すべき内容としていますが、本項目を含む詳細規程はなく、レビューに際しての世銀セーフガードポリシーを含む参照すべき国際基準を記載しています。</p> <p>(2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している事例はないと考えております。</p>
	<p>住民移転計画に係る情報公開また協議の責任は当該実施主体が当該国法令に則して負うべきものでありますが、その公開また協議の内容や方法について、JBIC / NEXI がこれらをガイドラインで規定し一律に実施主体に要求することの必要性及び実効性またその理由は何ですか？</p> <p>< JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>< 参加者 ></p> <p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) JBIC / NEXI ガイドラインの規定内容は、世銀セーフガードポリシー OP4.12 の当該趣旨と同旨との認識です。また、当該国法令が世銀セーフガードポリシー OP4.12 の規定内容と大きな乖離がある場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じて対応策を確認することも規定するものです。</p> <p>(2) この現状において、情報公開あるいは協議の内容や方法を JBIC / NEXI のみが独自に規定し、当該国法令の有無にかかわらず、一律に実施主体に要求することは、十分な必要性あるいは実効性があるか疑義があります。</p>
	<p>住民移転計画に係る情報公開また協議の責任は当該実施主体が当該国法令に則して負うべきものでありますが、その公開また協議の内容や方法について、JBIC / NEXI がこれらをガイドラインで規定し一律に実施主体に要求することの必要性及び実効性またその理由は何ですか？</p> <p>< JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) JBIC / NEXI が商業機密に留意して公開を促すことは可能と考えますが、当該国法令とは無関係に一律に要求することは、実効性の点から疑問です。</p>
	<p>各国の法制度上公開が求められていない場合、住民参加の実効性は図れますか？</p> <p>< NGO 第 4 回会合分 ></p>	<p>< 参加者：メコン・ウォッチ ></p> <p>(1) 世界銀行 OP 4.12 は、住民移転計画の案及び最終版を、移転住民や現地 NGO に理解可能な書式・方法・言語を用いて、アクセス可能な場所で公開することを要件としています (para.22)。また、IFC のパフォーマンススタンダードは住民移転計画の公開を求めています (PS1, para.16, 26)。したがって、JBIC / NEXI ガイドラインの規定内容は、国際基準と同趣旨ではありません。</p> <p>< 参加者：FoEJ ></p> <p>(1) 住民移転計画を実効性のあるものとする (生活水準や収入機会を以前のレベルより改善、少なくとも回復させる) ためには、移転住民が立案、実施、モニタリングに参加することが必要です。したがって、その計画案が、移転住民の理解可能な言語、様式によって公開されることにより、移転住民がその内容を十分に理解することを確保し、また、意義のある協議を行えるよう確保することが重要です。</p> <p>(2) 以上のような、移転住民の生活改善、少なくとも回復のために実質的に必要となる措置については、ガイドラインで規定すべきです。</p>
	<p>各国の法制度上公開が求められていない場合、住民参加の実効性は図れますか？</p> <p>< NGO 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 協議結果の公開の有無にかかわらず、被影響住民との協議は、EIA また住民移転における、不可欠の公的プロセスとの認識です。</p> <p>(2) この公的プロセスにおいて、協議結果が非公開であるが故に、実施主体が環境社会配慮を怠ることはあるまじきものと思料します。</p> <p>(3) 従って、一義的には、協議結果が非公開であっても、住民参加の実効性は確保されるものと思料します。</p>
	<p>各国の法制度上公開が求められていない場合、住民参加の実効性は図れますか？</p> <p>< NGO 第 4 回会合分 ></p>	<p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) 公開が法制度上求められていないことと住民参加が行われるか否かは対応関係にはありません。JBIC / NEXI はガイドラインにそって住民参加の確認を行っていると考えます。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	<p>他国際機関の対応状況はどのようなものですか？</p> <p><NGO 第 4 回会合分></p>	<p><JBIC / NEXI></p> <p>(1) 世銀ではセーフガードポリシー (OP4.12 para2 等)、IFC ではパフォーマンススタンダード (PS5 para11 等) に関連する規定があると認識しています。</p> <p><参加者：NGO></p> <p>(1) 世界銀行：住民移転文書のドラフト (draft resettlement instrument) の被影響住民及び現地 NGO に対する公開がアプレイザルの条件とされており、移転住民やコミュニティとの協議が要件となっている。(OP4.12 のパラグラフ 13 及び 22)</p> <p>(2) ADB：住民移転計画はアプレイザル前に現地において公開し、協議を経てなければならない。(OM Section F2/OP のパラグラフ 44 及び 45)</p> <p>(3) IFC：住民移転の影響や緩和策を含む社会環境影響評価及び行動計画のドラフトは被影響コミュニティに公開され、協議されることが要件となっている。(PS1 のパラグラフ 20 及び 21、26) NGO 提言 p.9 を参照ください。</p>
<p>20 - 6：非自発的住民移転「苦情処理メカニズム」</p> <p>「非自発的住民移転又は生計手段の喪失を伴うプロジェクトにおいては、影響を受ける地域住民からの苦情を受け付け、対処を行うメカニズムが設置されていなければならない。」</p> <p>「当該苦情処理メカニズムは、プロジェクト実施主体から独立していることが望ましい」</p> <p>(現行条文については、20 - 1 参照)</p>	<p>参照すべき対象としている国際機関基準と同程度の環境社会配慮確認内容を、JBIC / NEXI のガイドラインに逐条で盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的理由は何ですか？</p> <p>(検討ポイント 20 に同じ)</p> <p><JBIC / NEXI 第 3 回会合分></p>	<p><JBIC / NEXI></p> <p>(1) コモンアプローチは、遵守すべき当該国基準と参照すべき国際的基準とを別個に定めており、ガイドラインが国際的基準を逐条的に盛り込むことを必須とはしていないと理解しております。</p> <p>(2) 参照すべき国際的基準と言っても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので一律に規定するには相応の合理的理由が必要と考えます。</p> <p><参加者：産業界></p> <p>(1) ガイドラインにおいて参照すべき対象としている国際的基準は、環境変化に応じ改訂が加えられていくものであり、その内容そのものを逐条で盛り込む必要はないと考えます。又、ガイドラインに直接規定するのではなく、国際的基準を参照する形を採る事で、個別案件毎の異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みとなっており、これを踏襲していくべきと考えます。</p> <p><参加者：NGO></p> <p>(1) (20 - 2) <事前の補償> をご覧ください。</p> <p><参加者：メコン・ウォッチ></p> <p>(1) 20-1 へのコメントをご覧ください。</p>
	<p>他 ECA またコモンアプローチ対応状況はどのようなものですか？</p> <p><JBIC / NEXI 第 3 回会合分></p>	<p><JBIC / NEXI></p> <p>(1) コモンアプローチでは、非自発的住民移転についてレビュー上考慮すべき内容としていますが、本項目を含む詳細規程はなく、レビューに際しての世銀セーフガードポリシーを含む参照すべき国際基準を記載しています。</p> <p>(2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している事例はないと考えております。</p> <p><参加者></p>
	<p>「中立的・客観的な判断を行うことが出来る苦情処理メカニズム」については、当該国の異議申立仲裁苦情処理や裁判制度の如何に拠るべきものとの考え方がありますが、その是非また理由は何ですか？</p> <p><JBIC / NEXI 第 4 回会合分></p>	<p><JBIC / NEXI></p> <p>(1) 「(プロジェクト実施主体から独立して) 中立的・客観的な判断を行うことが出来る苦情処理メカニズム」という概念そのものが、個々人の主観的な価値観に左右されるという側面もあり得るものと思われま。</p> <p>(2) 上記(1)の点を踏まえた上で、プロジェクト実施主体自らが中立的客観的な判断を心掛けたメカニズムを構築することは望ましい対応と史料します。</p> <p>(3) 但し、「独立して中立的・客観的な判断を行うことが出来る」点を追求する場合、一般には当該国の裁判所また公的な異議申立仲裁苦情処理制度に依拠することが一義的なアプローチとなるものと思料します。</p> <p><参加者：産業界></p> <p>(1) 中立的・客観的な判断を行うことができる苦情処理は、裁判所また公的な異議申立仲裁苦情処理制度であると考えます。</p> <p><参加者：メコン・ウォッチ></p> <p>(1) 当該国に住民移転に関する異議申立制度や信頼できる裁判制度が存在し、移転住民がこれを利用できるのであれば、これら制度は移転の過程で生じる紛争解決において重要な役割を果たすものと認識しています。</p> <p>(2) しかしながら、強制的な国家の権限に基づく財産収用とは異なり、開発プロジェクトにおける住民移転については、法制度が設けられていない国も多く、住民移転に関する紛争における裁判制度の役割は限られたものと考えます。また、司法権が行政から制度上・事実上独立していない国家もあり、裁判制度に対する信頼や、問題解決のための実効性は、国によってまちまちです。</p> <p>(3) また、住民移転に関する公的な裁判外の異議申立制度が設けられている国も限られます。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
		<p>(4) したがって、事業毎にプロジェクト実施主体が中立的な異議申立制度を設置することは、住民移転に関する紛争を処理する方法として推奨されるべきであると考えます。</p> <p><参加者：FoEJ> (1) 被影響住民のうち、特に社会的に弱い立場にある人々にとって、裁判に訴えるという手段をとることは、現実的に非常に困難です。問題に早期に対応し、解決を図るためには、裁判に訴えるような大きな事態になる前に解決を図ることのできる方策が必要であると考えます。</p>
	他国際機関の対応状況はどのようなものですか？	<JBIC / NEXI> (1) 世銀ではセーフガードポリシー (OP4.12 para17) IFC ではパフォーマンススタンダード (PS5 para10) に関連する規定があると認識しています。
	<NGO 第 4 回会合分>	<参加者：NGO> (1) ADB：被影響住民が脆弱性を持つ場合、苦情処理メカニズムが設置される。(OM Section F2/BP のパラグラフ 4 (V)) (2) IFC：苦情処理メカニズムの設置が要件となっている。(PS1 のパラグラフ 23)
<p>20 - 7：非自発的住民移転 「社会的弱者に対する特別な配慮」 「非自発的住民移転にあたっては、社会的弱者(女性、子ども、老人、貧困層、先住民族等)に対し、特別な配慮がなされなければならない」 (現行条文については、20 - 1 参照)</p>	<p>現行ガイドラインが同等の環境社会配慮確認内容を実質的に規定している内容を、さらに逐条でガイドラインに盛り込むことの必要性、実効性の有無とその具体的な理由は何ですか？ (検討ポイント 20 に同じ)</p>	<p><JBIC / NEXI> (1) コモンアプローチは、遵守すべき当該国規準と参照すべき国際的基準とを別個に定めており、ガイドラインが国際的基準を逐条的に盛り込むことを必須とはしていないと理解しております。 (2) 参照すべき国際的基準と言っても基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので一律に規定するには相応の合理的理由が必要と考えます。</p> <p><参加者：産業界> (1) ガイドラインにおいて参照すべき対象としている国際的基準は、環境変化に応じ改訂が加えられていくものであり、その内容そのものを逐条で盛り込む必要はないと考えます。又、ガイドラインに直接規定するのではなく、国際的基準を参照する形を採る事で、個別案件毎の異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みとなっており、これを踏襲していくべきと考えます。</p> <p><参加者：NGO> (1) 現行ガイドラインですでに盛り込まれているというのであれば、特段問題にする必要はないと考えます。</p> <p><参加者：ヒューマンライツナウ> (1) 参照基準はあくまでも参照基準にすぎないことから、順守を確保する必要がある事項については、ガイドラインに盛り込む必要があると思います。社会的弱者への特別な配慮をするのが相当でないケースは、社会的弱者が影響住民の中に存在しないケースぐらいしか考えられませんが、そのことは、論理的には当然なので、常に遵守を確保すべきものとして、ガイドラインに定めることは支障がないと考えられます。 (2) また、審査の予見可能性の確保、さまざまなステークホルダーがガイドラインを見たときに理解をしやすいするためには、ガイドライン上に明記することが望ましいと考えます。</p>
	他 ECA またコモンアプローチ対応状況はどのようなものですか？	<JBIC / NEXI> (1) コモンアプローチでは、本項目を含め非自発的住民移転に関する個々の具体的な規程はなく、世銀セーフガードポリシーを含む参照すべき国際基準のみ記載しています。 (2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している事例はないと考えております。
	<JBIC / NEXI 第 3 回会合分>	<参加者>
<p>JBIC / NEXI ガイドラインは、当該国また当該プロジェクト個々更には移転対象者の集団・個人での特性にも配慮すべきとの観点から「十分な補償及び支援が、プロ</p>		<p><JBIC / NEXI> (2) JBIC / NEXI ガイドラインは「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」の「社会的合意及び社会影響」において、「社会的弱者については」「適切な配慮がなされなければならない」と規定しており、この内容は、非自発的住民移転においても通底するものです。 (3) 提言における「特別な配慮」は、上記(1)でいう「適切な配慮」に包含される内容と史料します。</p>
		<p><参加者：産業界> (1) 当該包括的規定、「社会的合意及び社会影響」(第 2 部 1)での弱者への配慮、またチェックリスト 4 社会環境 - 住民移転でも確認対応がなされており、特段の改訂は必要はないと考えます。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	<p>プロジェクト実施主体等により適切な時期に与えられなければならない」と包括的規定を設け、且つ、世銀 OP4.12 を参照することで、これに則した環境社会配慮が実現されている中で、「社会的弱者に対する特別な配慮」という趣旨での改訂を行うことの必要性及び実効性またその理由は何ですか？</p> <p>< JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>< 参加者：ヒューマンライツナウ ></p> <p>(1) 移転住民に対する補償やその他支援策について、移転住民を平等に扱う必要があります。しかし、社会的弱者については特別な配慮をすることのほうが、平等にかなうと考えられます。「平等であること」の理解については、同じに扱うことが平等であるという発想も根強くあるので、あえて注記することが望ましいと考えます。障害者に対する対応については、障害者権利条約が「合理的配慮」を要求しており、この考え方を取り入れています。</p>
<p>21 - 1：先住民族 「<u>依拠すべき国際条約・宣言と基本原則</u>」 「当該プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族の権利に関する国連宣言及びILO169号条約等の先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、先住民族の伝統的な領域における生活様式及び文化を発展する権利が尊重され、その基盤となる土地、領域、及び資源に対する先住民族の権利が認知される」 (現行条文) 「プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。」 (JBIC 第 2 部 1 (先住民族)) (NEXI 別紙 1 (先住民族))</p>	<p>国際法としての拘束力に疑問のある宣言、また、条約を批准していない国に対し、当該宣言、条約、法律を JBIC / NEXI がガイドラインの適用対象として規定することの実効性の有無とその具体的理由は何ですか？</p> <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>当該国法令等に則し規定、実施されるべきと考えられる内容について、それら法令等に定めぬ内容であっても JBIC / NEXI がガイドラインで規定し、一律に事業者に要求することの必要性、</p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 国際法としての拘束力を欠く宣言、また、未批准の条約は、当該国国内法の規定が優先され、当該国への履行要求の実効性根拠とは成り難いものと考えております。</p> <p>(2) 他方、当該国際法の拘束力の強さ、また、当該条約の批准国数が、ガイドラインの適用対象とすることの唯一無二の判断根拠とも言い難いものと思われま。</p> <p>(3) 従って、国際的な宣言や条約については、そもそもガイドラインの適用対象とするか否かの判断は個々の判断であるほか、その個別具体的な事案への適用の適切性についても、一義的には、当該国法令等を踏まえつつ、個々の実情に応じた参照という形でのより広い環境社会配慮確認に努めるべき内容と考えます。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) 国際法としての拘束力に疑問のある宣言や非批准国が多数存在する宣言・条約等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定・参照することは、実効性を伴わない上、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある為、問題があると考えております。</p> <p>< 参加者：NGO ></p> <p>(1) 実効性については、審査の過程において遵守を要求し、それが確認できなければ、融資をしないという対応は可能であり、実行性が確保できないということはないはずで。</p> <p>(2) そもそも、法的拘束力があるのであれば、ガイドラインで定めるまでもなく、企業は不遵守について法的責任を追及されます。ガイドラインのようないわゆるソフトローは、法的にはかならずしも要求されていませんが、一定事項を行うことをみずから誓約し実践する、あるいは顧客・調達先等に義務付けることによって、よりよい社会をめざし、そのような積極的姿勢が自らの競争力を高めるという認識に基づくものです。従って、法的拘束力がないから取り入れないというのであれば、ガイドラインの自己否定です。</p> <p>(3) 国連総会の圧倒的多数を得て成立した本宣言の基準遵守に向けて努力することは国際的なコンセンサスであり、同時に賛成票を投じた日本政府の約束したコミットメントでもあります。準政府機関である JBIC がガイドラインに導入するのはきわめて妥当です。</p> <p>(4) 先住民族の権利宣言の内容は新たな権利を創設したものばかりではなく、既存の国際人権規約(自由権規約ならびに社会権規約)から導きだせるものも数多い(先住民族の権利宣言 10 条の移転についての自由で事前の情報を与えた上での合意、および 25 条の居住していた土地との精神的なつながりに対する権利は、社会権規約の相当な生活水準についての権利、文化に対する権利から導き出せる)。したがって、自由権規約、社会権規約を批准した国について、法的拘束力がないとは断定するのは誤りです。</p> <p>(5) 先住民族の慣習的権利については、主流民族の無理解や植民地における異質な法律の導入により、現状では不当に国内法で認められていない現実があります。そのために宣言やILO169号条約などの国際的基準が形成されてきたのであり、日本政府が宣言採択の際に賛成票を投じたことを考えれば、ガイドラインで宣言の遵守を求めるのは妥当です。</p> <p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) JBIC / NEXI ガイドラインの規定する内容の全てが、全ての国々の関係法令等が規定するものではないことは自明です。従って、当該国の法令等に定めのないこと自体が、当該内容を JBIC / NEXI ガイドラインから排除する理由とは成り得ぬものと思われま。</p> <p>(2) 他方、事業者は当該国法令等に定める内容に一義的に拘束されるものであり、当該国法令等に定めぬ場合も想定される個々の内容をガイドラインで規定しようとする場合は、相応の合理的理由が必要と考えます。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) 環境社会配慮は事業者が現地法令に従って実施するものですが、コモンアプローチが定める社会環境配慮における基本的規範に関しては、現地法令に定めがない場合でも JBIC / NEXI がガイドライン規定に沿って事業者に要求することもあると考えます。一方、ガイドラインが参照する国際基準やその他の宣言、条約等で規定されている事項については、</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	実効性の有無とその具 体的理由は何ですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会 合分 >	特にプロジェクト実施国における法令に規定がない場合、過度に事業者に負担を求めることになりかねず、以って競争力の阻害要因となることも危惧される為、JBIC / NEXI が ガイドラインで規定し一律に事業者に要求する必要性はないと考えます。又、ガイドラインに直接規定するのではなく、国際的基準等を参照する形を採ることで、個別案件毎の異 なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みとなっており、これを踏襲していくべきと考えます。
	他 ECA またコモンアプ プローチ対応状況はどの ようなものですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会 合分 >	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) コモンアプローチでは、本項目を含め先住民族に関する個々の具体的な規定はなく、世銀セーフガードポリシーを含む参照すべき国際基準のみ記載しています。</p> <p>(2) 今回調査を行った他の ECA においても、コモンアプローチあるいは世銀セーフガードポリシーの規定を参照する旨の規定のみであり、本項目に関して個別具体的に規定している 事例はないと考えております。</p> <p>< 参加者：NGO ></p> <p>(1) 上記(1) - (5)をご覧ください。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) コモンアプローチでは世銀セーフガードポリシーを参照基準としています。</p> <p>< 参加者：ヒューマンライツナウ ></p> <p>(1) 欧州復興開発銀行では、Environmental and Social Policy の改定中ですが、その案によると、PR 7 para. 4, 30 で、一定のプロジェクトを実施する場合には、先住民族の権 利宣言において述べられている原則に従い、当該プロジェクトによって影響を受ける先住民族から、事前で十分な情報な情報に基づく合意を得ることが必要である。としており、 paras. 31-36 で、一定の場合を定義しています。</p>
	先住民族の権利に関す る国連宣言が 当該国において効力を 有するには、如何なる措 置を要しますか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会 合分 >	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 先住民族の権利に関する国連宣言が当該国において効力を有するには、当該国において、同宣言の内容が法制化されることが必要です。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) 法的効力を有するためには、法制化されなければならないと理解します。</p> <p>< 参加者：ヒューマンライツナウ ></p> <p>(1) そもそも、先住民族の権利に関する宣言の効力を議論することには、あまり意味がないと考えます。法的拘束力のある規範に違反すれば、賠償・差し止めその他原状回復措置の履 行等の法的責任を問われることがあり、融資者もほう助ないし共同不法行為者としての責任を問われることもあるわけで、ガイドラインで規定するまでもなく、法的拘束力のある 規範に違反するべきではありません。ガイドラインの策定は、法的拘束力が必ずしもあるとは言えない事象について定めることが必要であると考えます。</p> <p>(2) NGO 提言では、ガイドライン上依拠すべき国際条約・宣言等を明確にすること、先住民族の文化に関する権利やその基盤となる土地・領域・資源に対する権利が認知される こと、自由で事前の十分な情報を得た上での合意がえられるべきこと、先住民族の配慮に関する計画の策定などを提言しています。</p> <p>この提言に関して考えると、は、ガイドライン上依拠するとなっている国際条約・宣言とは何かという問題ですので、先住民族に関する宣言が、法的拘束力をどのような場合に 有するかとあまり関係がないと思われます。も先住民族に対する社会影響を評価し軽減するための枠組みの提案であって、先住民族の権利宣言が法的拘束力を有するか否かとあ まり関係がないと思われます。</p> <p>、の権利は、社会権規約やその他の人権条約から導き出すことも可能と考えます。</p> <p>(3) 国内法上効力を有するかは、当該国の憲法等の規定に一義的には左右されます。慣習法的な権利の存在を広く認める法制もあり得ますので、必ず国内法制化が必要とはいえません。</p> <p>(4) 日本の例をあげれば、条約と異なり批准といった国家の行為を必要としませんから、法制化をしなくても、国内法的効力を有するという主張をする可能性があります。憲法 9 8 条 2 項の「確立された国際法規」であるとする他の憲法上の権利や私法の一般条項の解釈指針として活用する他の批准した条約上の権利として援用するなどの方法です。</p>
	ILO169 号条約が、当該 国において効力を有す るには、如何なる措置を 要しますか？	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) ILO169 号条約の、各国における効力を有する条件は、当該国における批准です。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) 条約の効力は条約の批准により発生します。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	<p>< JBIC / NEXI 第 4 回会 合分 ></p>	<p>< 参加者：ヒューマンライツナウ ></p> <p>(1) ILO 条約が ILO 加盟国において効力を有するには、批准が必要です。ただし、以下の点で特殊性があります。</p> <p>a) 差別の禁止、強制労働の禁止その他中核的権利については、ILO 総会において特別の報告監視制度が確立されているので、条約の批准の有無にかかわらず、ILO 加盟国は遵守する義務があるとされているので、先住民に関係し、これら中核的権利が問題になっている場合にも同様に、批准の有無を問いません。</p> <p>b) 批准していない ILO 条約であっても、ILO 加盟国は、すべての条約について当該国の権限ある機関に提出し、その措置を ILO 事務局長に通知し、その写しを労使団体に通報しなければなりません。(そのため、批准が義務付けられているわけではありませんが、当該国政府は批准について検討して報告する必要があります。労使団体への通報は、政府に対するチェック機能を期待してのことであるとされています。)</p> <p>c) ILO 理事会は、未批准条約についても、条約で取り扱っている事項についての自国の法律および実行状況を ILO 事務局長に報告することを求めることができます。</p> <p>d) 他の批准している ILO 条約上の権利と考えられるものについては、遵守状況について、条約適用専門家委員会や、基準適用総会委員会において審議されることがあります。</p> <p>e) ILO 条約は調印手続きがありません。ILO 総会により採択されたことにより条約として成立しますので、採択に賛成した場合、国内法的効力はともかくとして、対外的には、賛成した以上、それに反する行動をとることは、他国の信頼を著しく損なうものであり、道義的・政治的に行うべきでないと考えます。署名した条約に反する行動をとってはならないという条約法条約の趣旨から見ても同様に考えられます。</p>
	<p>当該国における権利・義務の「認知」を、当該国における行政機関にも外交機関にも該当しない JBIC / NEXI が行うことの必要性及び実効性またその理由は何ですか？</p> <p>< JBIC / NEXI 第 4 回会 合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) JBIC / NEXI は、当該国における権利・義務を認知する何らの権能も有さぬところ、JBIC / NEXI による「認知」の実効性が乏しいものと思料します。</p> <p>(2) なお、当該国における権利・義務の認知は、一義的には当該国の法制に拠り規定するものです。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) 当該国におけるプロジェクト事業者と先住民の権利義務の法的認知は、当該国の法令に則って、当該国関係機関が行うものと考えます。例え、JBIC / NEXI が認知したとしても実効性に乏しく、また当該国と無用の軋轢を生じかねません。</p> <p>< 参加者：ヒューマンライツナウ ></p> <p>(1) 社会環境配慮の確認の一環として、先住民の権利に悪影響を及ぼしていないかを判断する必要性はあります。「当該国の行政機関でも外交機関でもないのに、権利義務の認知ができない」のであれば、すべての社会配慮について同様の問題が生じるので、社会配慮確認はしませんと言っているに等しく、到底納得できません。</p>
	<p>先住民の権利に関する国連宣言また ILO169 号条約が法的拘束力を有しない国が多数を占める現状において、JBIC / NEXI がこれらを依拠すべきものとガイドラインで規定し一律に実施主体に要求することの必要性及び実効性またその理由は何ですか？</p> <p>< JBIC / NEXI 第 4 回会 合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 上記を踏まえれば、先住民の権利に関する国連宣言や ILO169 号条約等を特記し、これらに一律に整合的であることをプロジェクト実施主体に求める実効性は乏しいものと思料します。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) ガイドラインは基本的に、国際的に法的拘束力が実質的に求められる基準（条約であれ紳士協定であれ）を、遵守するための国内規定です。当該国連宣言、ILO169 号条約が法的拘束力を有しない国においては、あくまで現行ガイドラインにおける参照とすべきであり、要求規定にするべきではありません。現行ガイドラインでも、大きな乖離を起こしている場合は、融資・付保不可の対応も可能であり、特段これら宣言や条約を特定して一律適用することには疑問を感じます。</p> <p>< 参加者：ヒューマンライツナウ ></p> <p>(1) 先住民の権利宣言に掲げられた多くの権利は、他の人権条約や国際慣習法上権利と認められているものもありうるもので、先住民の権利宣言に整合することを求めることに実効性がないとは言えないと思われまます。</p> <p>個別具体的にどのような権利については、「一般的に権利とは言えない」と考えるのかを明らかにした上で議論したほうが生産的であると考えます。</p>
	<p>当該国の法令において先住民の権利が定められていない場合、先住民の権利が侵害され</p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 先住民の権利が不当・違法に侵害される事態は、あってはならないものと思料します。</p> <p>(2) 他方、上記の通り、先住民の権利とは当該国法制から認識されるものであり、当該国法制また国際法にも依拠せぬ内容は、一般的には「権利」とは言い得ないものです。</p> <p>(3) 但し、先住民への配慮に関して世銀セーフガードポリシー OP4.10 規定の内容と大きな乖離がある場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認するものです。</p>

項目・改訂二一ズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
	<p>ていてもよしとするの ですか？ < N G O 第 4 回会合分 ></p>	<p>< 参加者：産業界 > (1) 先住民族の権利が侵害されることはあってはならないと考えますが、これは JBIC/NEXI だけの問題ではなく、一義的に外交を含む国際政治および国内政治の問題と考えられ、JBIC/NEXI の環境ガイドラインで解決できる問題とは性質が異なります。</p> <p>< 参加者：ヒューマンライツナウ > (1) 先住民族の権利宣言に掲げられた多くの権利は、他の人権条約や国際慣習法上権利と認められているものもありうるので、先住民族の権利宣言に整合することを求めることに実効性がないとは言えないと思われます。 個別具体的にどのような権利については、「一般的に権利とは言えない」と考えるのかを明らかにした上で議論したほうが生産的であると考えます。</p>
<p>21 - 2 : 先住民族 「自由で事前の十分情報を得た上での合意」 「先住民族の土地、領域及び他の資源に影響を及ぼす如何なるプロジェクトの承認にも先立ち、先住民族の代表的な機構を通じ、自由で事前の十分な情報を得た上での合意 (FPIC) が得られなければならない」 (現行条文については、21 - 1 参照)</p>	<p>先住民族の権利に関する国連宣言が、当該国において効力を有するには、如何なる措置が必要ですか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p> <p>先住民族の権利に関する国連宣言の採択に賛成した国は、同宣言の内容について、その賛成を以って遵守すべき義務はありますか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p> <p>FPIC をガイドラインに規定する ECA はありますか？ また、規定しない他 ECA また国際金融機関ガイドラインの関連箇所の具体的規定内容はどのようなものですか？ < JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 先住民族の権利に関する国連宣言が当該国において効力を有するには、当該国において、同宣言の内容が法制化される必要があります。</p> <p>< 参加者：産業界 > (1) 法的効力を有するためには、法制化されなければならないと理解します。</p> <p>< JBIC / NEXI > (1) 宣言への賛成・反対は、当該国における同宣言の効力を担保するものではありません。</p> <p>< 参加者：産業界 > (1) 宣言への賛成とその法的義務・効力は別問題であると理解しています。</p> <p>< 参加者：ヒューマンライツナウ > (1) 総会決議は法的拘束力がないものと理解されているので、当該国が賛成しようが反対しようが法的拘束力はないという考え方はあり得ます。 (2) 宣言の効力としては、国内法的効力のほかに、他の主権国家との間での対外的効力の問題もあります。宣言に賛成した以上、それに反する行動をとることは、他国の信頼を著しく損なうものであり、道義的・政治的に行うべきでないと考えます。 (3) 主権国家の平等が規定され、世界政府がない状況では、法的拘束力があるといっても、実際的には、他国が強制措置をとらないかぎり、実力で強制されることはありませんから、賛成した宣言に従うべき道義的・政治的義務と法的義務を明確に区別することに、そもそも、法的義務を前提としないガイドラインの議論において、どれほどの実益があるか不明です。 (4) 国内法的効力については、一義的には各国の憲法制度によりますが、21 - 1 で述べたことが、宣言に対するその時の政府の賛否が決定的な影響を与えるとは考えられません。</p> <p>< JBIC / NEXI > (1) 今回調査した他 ECA においては、FPIC (Free, Prior and Informed Consent) をガイドライン等で明記している事例は確認されておりません。また、世銀 (OP4.10 para6) IFC (PS7 para9) においても合意 (Consent) ではなく、協議 (Consultation) と表現されています。</p> <p>< 参加者 ></p>
<p>21 - 3 : 先住民族 「先住民族への配慮に関する計画」 「先住民族に影響を及ぼすプロジェクトにおいては、先住民族の土地権・資源権をはじめとする</p>	<p>先住民族への配慮に関する計画については、世銀 OP4.10 第 12 ~ 15 条が規定していますが、この内容に含まれぬ「先住民族が理解可能な言</p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 先住民族への配慮に関する計画については、世銀セーフガードポリシー OP4.10 第 12 ~ 15 条が規定し、各 ECA ともこの内容を国際的基準として、実施主体の環境社会配慮を確認するものです。 (2) JBIC / NEXI においても、当該国法令が世銀 OP4.10 の規定内容と大きな乖離がある場合には、その背景・理由等を確認するとともに、必要に応じて対応策を確認することも規定するものです。 (3) この現状において、世銀 OP4.10 の規定しない内容を、当該国法令の有無にかかわらず、一律に実施主体に要求する必要性また実効性については、今後客観的な検証が必要だと</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>諸権利に及ぼす影響を評価、回避、最小化、緩和し、先住民が開発による影響を受ける以前の生活を回復するための計画が作成、文書化されなければならない」</p> <p>「上記回復計画の策定にあたっては、計画案は先住民が理解可能な言語、または様式によって公開された上で、先住民との協議が行われなければならない」</p> <p>「上記競技記録は、上記回復計画に添付されなければならない」</p> <p>(現行条文については、21 - 1 参照)</p>	<p>語、様式での計画案の公開」「計画に関する協議記録の添付」を JBIC / NEXI がガイドラインで規定し一律に実施主体に要求することの必要性及び実効性またその理由は何か？</p> <p>< JBIC / NEXI 第 4 回会合分 ></p>	<p>考えます。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) 趣旨は理解できますが、国際基準にも当該国法令にもない内容を一律に要求することは、実効性に問題があると考えます。また、OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなります。</p> <p>< 参加者：FoEJ ></p> <p>(1) 先住民が開発における影響を受ける以前の生活を回復するための計画を実効性のあるものとするためには、当該先住民自身が立案、実施、モニタリングに参加することが必要です。したがって、その計画案が、先住民の理解可能な言語、様式によって、公開されることにより、先住民がその内容を十分に理解することを確保することが重要だと考えます。</p> <p>(2) 同計画の作成に先住民が参加する、つまり、先住民との協議が行われるにあたって、そのプロセスが適切なものであるかを検証できるよう、その協議内容を公開するべきであると考えます。</p> <p>(3) 以上のような、先住民への十分な配慮のために実質的に必要となる措置については、ガイドラインで規定すべきです。</p> <p>< 参加者：市民外交センター ></p> <p>(1) 世銀 OP4.10 Annex B には、被影響先住民共同体との協議結果の要旨を先住民計画に含めることが定められています。</p> <p>(2) こうした協議結果の要旨には、協議の開催時期・場所、参加者、進行方法、合意を得るためになされた説明、負の影響を特定するためのヒアリング内容、主要なステークホルダーの意見とこれに対する対応が含まれることが必要です。(参照：NGO 提言 8、検討ポイント 18：地域住民等との協議)</p> <p>(3) 現行ガイドラインでは、環境アセスメント報告書の説明に際して、「地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されねばならない」と定めています。したがって、先住民計画案が非影響先住民に理解可能な言語、または様式によって公開されることが妥当であり、かつ実行可能であると考えます。</p>
<p>22：労働状況</p> <p>「プロジェクトに伴う労働状況について、労働における基本原則及び権利（強制労働の禁止、児童労働の禁止、結社の自由の保障、差別禁止）が保証されていることを確認する」</p> <p>(直接に対応する現行条文なし)</p>	<p>他国際機関の対応状況はどのようなものですか？</p> <p>< NGO 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 世銀ではセーフガードポリシー（OP4.10 para10～15）、IFC ではパフォーマンススタンダード（PS7 para8、9）に関連する規定があると認識しています。</p> <p>< 参加者：NGO ></p> <p>(1) 世界銀行：先住民に影響を与える事業については、アプレイザルに先立って先住民計画または枠組みが策定され、協議され、公表されていることが必要であるとしています（OP4.10 パラ 12、Annex B、パラ 13、Annex C）</p> <p>(2) ADB：先住民開発計画（Indigenous Peoples Development Plan (IPDP)）の策定を求めています。</p> <p>(3) IFC：先住民への悪影響の回避、最小化、緩和、補償などの顧客の行動は、情報公開、協議、情報を提供された上での参加の上で策定されるとされています（パフォーマンス基準 7：パラ 8-9）。さらに特別要求事項として以下の影響評価が挙げられています。・利用下にある伝来の、あるいは慣習的な土地への影響 / ・伝来の、あるいは慣習的な土地からの先住民の移転 / ・文化的資源 NGO 提言 p.11 を参照下さい。</p> <p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 規定することが必要不可欠とは云えませんが、個別に確認が必要となる場合もあり得ると思います。また、個々のプロジェクトにおいては、当該国また当該プロジェクトの固有の事情を踏まえ、参照する場合もあると考えます。</p> <p>(2) 参照すべき国際的基準、条約、宣言あるいはグッドプラクティスとして E C A 間で明示的に認知されている基準等についても、基本は参照基準であり、それをガイドラインそのもので一律に規定するには相応の合理的な理由が必要と考えます。</p> <p>(3) 明示的ではなくとも参照すべき国際的基準、条約、宣言あるいはグッドプラクティスとして E C A 間では多数存在するものであり、特定の内容のみを例示することは、環境社会配慮確認の内容を狭めるおそれもあり得ます。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) ECA 間で明示的に認知されていない基準等を、JBIC / NEXI のガイドラインで規定・参照することは、実効性を伴わない上、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある為、問題があると考えております。</p> <p>< 参加者：NGO ></p> <p>< 必要性 ></p> <p>(1) そもそも、労働における基本原則及び権利の確保は、グッドプラクティスではなく、日本を含むすべての ILO 加盟国の ILO 憲章上の義務であることが、ILO 総会で確認され、独特の監視機構があります。従って、相手国が ILO 加盟国であるかぎり、国内基準に準拠しても遵守されなければならないこととなります。(なお、基本原則及び権利の確保におい</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
		<p>ては、国家が労働組合をつくることを禁止しないという意味での、結社の自由だけでなく、使用者との関係での労働組合の自由な活動をも保障しており、いわゆる団体交渉権を含むものです。）</p> <p>(2) 当然のことであるので、あえて規定する必要はないという考え方もありうるが、残念ながら日本企業においてもコンプライアンス体制にはさまざまなレベルのものがあり、日本企業の CSR の取り組みにおいても、環境分野に比べ労働分野は立ち遅れているといわざるをえません。そのため、明確に規定に書いておかなければ、そのようなことはガイドラインに書かれていないから、やる必要はないと誤解する企業もありうるので、ガイドラインに明記する必要があります。</p> <p><具体的理由></p> <p>(1) JBIC/NEXI オピニオンにおいても、「労働における基本原則および権利についてプロジェクト実施主体により保障されていないとの情報があれば、輸出者等を通じプロジェクト実施主体に確認します」としているため、ガイドラインに定めるべきです。</p> <p>(2) 強制労働にかかわるなどして、企業に損害賠償責任が与えられた例もあるので、そのようなことがおこらないように注意することは、日本企業のリスク回避としても有益です。</p>
<p>23：原子力発電関連：セクターの例示</p> <p>「原子力発電所及び核燃料サイクル施設は、「一般的に影響を及ぼしやすいセクター」に追加される」</p> <p>「原子力発電所及び核燃料サイクル施設に関する環境チェックリストが作成される」</p> <p>(現行条文)</p> <p>(1) 影響を及ぼしやすいセクター</p> <p>以下に示すセクターのうち大規模なもの</p> <p>(11) 火力発電</p> <p>(12) 水力発電、ダム、貯水池</p> <p>(JBIC 第 2 部 3 . 1 ・NEXI 別添 3 (2))</p>	<p>他国際機関の対応状況はどのようなものですか？</p> <p><NGO 第 4 回会合分></p> <p>コモンアプローチが明示した内容(含む改定結果)につき、現行 JBIC / NEXI ガイドライン上矛盾はないものも、改めて明定する必要性の有無とその具体的理由は何ですか？</p> <p><JBIC / NEXI 第 3 回会合分></p>	<p><JBIC / NEXI ></p> <p>(1) IFC パフォーマンス・スタンダード (PS2) に関連する規定があると認識しています。</p> <p><参加者：NGO ></p> <p>(1) IFC パフォーマンス・スタンダード 2 にとりあげられています。</p> <p><参加者：ヒューマンライツナウ></p> <p>(1) 欧州復興開発銀行は、Environmental and Social Policy を改定中ですが、その案では、社会環境配慮の核となる分野について、特に 10 の P Rs (performance requirements) を定めることとしており、ILO の定める労働における基本原則及び権利に触れているほか、労働安全衛生についても詳細に規定しています。</p> <p><JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 現行ガイドラインに例示されているセクターは、コモンアプローチに例示されているセクターのうち、現行ガイドライン制定時における融資や保険付保の蓋然性を勘案しつつ、例示列挙したものです。</p> <p>(2) 今般の見直しに際して、現時点のまた近い将来における融資や保険付保の蓋然性を踏まえ、現行例示内容について、検討していくべきものと認識しています。</p> <p><参加者：産業界></p> <p>(1) 内容が明確化し、利便性が向上するのであれば、検討は必要と考えます。</p> <p><参加者：NGO ></p> <p>(1) CA Annex I, 2 と同様に、すべての原子力発電関連案件 (1kW 以下の研究施設以外) をカテゴリ A にすべきです。「...nuclear power stations and other nuclear reactors, including the dismantling or decommissioning of such power stations or reactors (except research installations for the production and conversion of fissionable and fertile materials, whose maximum power does not exceed 1 kilowatt continuous thermal load).」 Common Approach Annex I, 2</p> <p>(2) NGO 提言 13.3 (趣旨) をご参照ください (下記に引用)。</p> <p>(趣旨) 原子力関連プロジェクトは、大規模な発電関連プロジェクトであり、放射性廃棄物が発生すること、事故時の影響の大きさなどに鑑みて、カテゴリ A と考えるのが妥当である。よって、カテゴリ A として影響を及ぼしやすいセクターに掲載するとともに、チェックリストの整備が必要となる。</p>
<p>24：原子力関連：求められる要件</p> <p>「原子力固有の問題(核拡散の防止、安全性の確保・事故時の対応、放射性廃棄物の適切な管理・処分)について、原子力関連プロジェクトに求められる環境社会配慮上での要件をガイドラインに規定する」</p> <p>(現行条文)</p>	<p>現行ガイドラインが「プロジェクトの特性に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則」とし、また「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的影響のみならず、合理的と考えられる範</p>	<p><JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 原子力以外のセクターであっても、夫々に配慮すべき固有の事故防止対策や廃棄物対策が存在し、それらは多種多様です。このため、JBIC / NEXI ガイドラインは、特定のセクターに限定することなくセクター横断的なものとして規定しています。</p> <p>(2) また、JBIC / NEXI は、プロジェクトの特性に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを確認しており、特定セクターにのみ固有の要件を設ける特段の必要性・実効性はないものと考えております。</p> <p><参加者：産業界></p> <p>(1) 原子力関連案件については、安全面について既に行政機関による許認可・審査プロセスが確立しており、JBIC/NEXI による審査プロセスにおいてはそれらの許認可・審査結果を確認すればよく、ガイドラインにおいて原子力関連における固有の環境社会配慮要件を規定する必要性はないと考えます。また、JBIC/NEXI はプロジェクトの特性に応じた適切な環境社会配慮が行われることを確認しており、特定セクターにのみ固有の要件を設ける必然性が見出せないと考えます。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>「調査・検討すべき環境への影響には、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響、社会的関心事項（非自発的住民移転、先住民族、文化遺産、景観、ジェンダー、子どもの権利、HIV/AIDS などの感染症等）、越境または地球規模の環境問題への影響が含まれる。」</p> <p>「調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮することが望ましい。</p> <p>(JBIC 第 2 部 1 (検討する影響の範囲))</p> <p>(NEXI 別紙 1 (検討する影響の範囲))</p>	<p>困で、派生的・二次的な影響、累積的影響を含む」と規定し、各セクター案件毎に確認している上に、原子力関連案件を固有の環境社会配慮要件を規定する必要性・実効性の有無とその具体的理由は何ですか？</p> <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>他 ECA またコモンアプローチ対応状況はどのようなものですか？</p> <p>< JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< 参加者：NGO ></p> <p>(1) 原子力固有の問題（核拡散防止、安全性の確保・事故時の対応、放射性廃棄物の適切な管理・処分）は、その他のセクターの事業の「派生的・二次的な影響、累積的影響」とは次元の異なる問題です。これらの事項は環境影響評価書に含まれないこともあるため、現行ガイドラインの規定だけでは、これらの問題への対処は確実ではありません。</p> <p>(2) 原子力委員会が 2005 年 10 月にまとめた「原子力政策大綱」では、「原子力産業の国際展開」について「相手国における安全の確保並びに核拡散防止及び核セキュリティ確保のための体制の整備状況、さらに相手国の政治的安定性等を確認するとともに、国内外の理解を得ることが前提となる」としている。これら日本政府の政策を実施に移すために、新機関のガイドラインに具体的な配慮事項が盛り込まれるべきです。</p> <p>(3) また、JBIC 自身も、「安全確保、放射性廃棄物対策及び原子力事故発生時の適切な措置体制の整備の視点からの十分な配慮」を輸出金融供与への必要条件としています*7。</p> <p>*7 JBIC「資料要求への回答」(福島瑞穂参議院議員宛て)、2000 年 3 月。</p> <p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) コモンアプローチは、原子力関連案件の要件に関し、具体的な規定はありません。</p> <p>(2) 今回調査を行った他 ECA においても、米輸銀を除き、具体的な規定はないと理解しております。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) コモンアプローチでは原子力関連案件の要件に関し具体的な規定はなく、商業上の機密保持、競争関係の観点からも、原子力関連案件固有の要件を設けることには賛同致しかねます。</p> <p>< 参加者：NGO ></p> <p>(1) ドイツではそもそも支援しないという方針。(Official Export Guarantee Scheme of the Federal Republic of Germany Guiding Principles Environment: Consideration of ecological, social and developmental aspects (Published April 2001))</p>
<p>25：原子力関連：協議と情報公開</p> <p>「原子力関連プロジェクトについては、当該プロジェクトの安全性、核不拡散、放射性廃棄物の影響、事故発生時の対応等の情報を盛り込んだ文書が作成される」</p> <p>「上記文書は、ドラフト作成時に公開された上で、現地においてステークホルダーとの協議が行われる」</p> <p>「原子力関連プロジェクトの環境レビューにあたっては、借入人/輸出者等に対して、当該プロジェクトの安全性、核不拡散、放射性廃棄物の影響、事故発生時の対応等の情報を求める」</p> <p>「上記情報は、他の環境社会配慮に関する主要な文書と同様、入手後速やかに公開される」</p>	<p>現行ガイドラインが「プロジェクトの特性に応じた適切な環境社会配慮が行われていることを原則」とし、「特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、そのプロジェクト内容に反映されていること（を確認する。）」と規定している上に、原子力関連案件を固有の情報公開要件を規定する必要</p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 原子力関連プロジェクトに限らず、必要な情報公開やステークホルダーとの協議はプロジェクト実施主体者が現地国の法令等に則して実施すべきものと考えており、JBIC / NEXI の環境レビューでは、情報公開やステークホルダーとの十分な協議を経て、個々のプロジェクト内容に反映されていることを確認しています。</p> <p>(2) 上記(1)の対応は原子力セクター含む各セクター共通のものであり、特定セクターにのみ、固有の情報公開要件を規定する必要性・実効性はないものと考えます。</p> <p>< 参加者：産業界 ></p> <p>(1) 原子力関連案件については、安全面について既に行政機関による許認可・審査プロセスが確立しており、JBIC/NEXI による審査プロセスにおいてはそれらの許認可・審査結果を確認すればよく、ガイドラインにおいて原子力関連における固有の情報公開要件を規定する必要性はないと考えます。</p> <p>また、JBIC/NEXI はプロジェクトの特性に応じた適切な環境社会配慮が行われることを確認しており、特定セクターにのみ固有の要件を設ける必然性が見出せないと考えます。</p> <p>< 参加者：NGO ></p> <p>(1) NGO 提言は、通常の事業において公開が要求される文書に加え、「当該プロジェクトの安全性、核不拡散、放射性廃棄物の影響、事故発生時の対応などの情報を盛り込んだ文書」の作成および公開・協議を求めるものです。上記の質問はこれを踏まえたものではありません。</p> <p>(2) 必要性については、NGO 提言 13.2 をご参照下さい（下記に引用）</p> <p>（現状） 現行ガイドラインでは、原子力関連プロジェクトの環境レビューにおいて必要とされる追加的な情報やその公開については何ら規定されていません。</p> <p>（趣旨） 日本における原発建設の際には、安全性、核不拡散性、事業者の技術能力等に関しては、原子炉設置許可の申請書、同添付書類、原子炉安全専門審査会等での配布資料が公開されています。日本が海外の原子力関連プロジェクトに融資するにあたり、最低限、日本で行われている情報公開のレベルを確保することが必要です。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>「融資／保険契約締結後に公表される環境レビュー結果には、プロジェクト実施主体の技術的能力の評価が盛り込まれる」 (現行条文)</p> <p>「特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、そのプロジェクト内容に反映されていること」 (JBIC 第 2 部 1 (社会的合意及び社会影響)) (NEXI 別紙 1 (社会的合意及び社会影響))</p>	<p>性・実効性の有無とその具体的理由は何ですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>他 ECA またコモンアプローチ対応状況はどのようなものですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) コモンアプローチは、原子力関連案件の要件に関し、具体的な規定は存しません。 (2) 今回調査を行った他 ECA においても、原子力案件固有の情報公開に関する規定は、米輸銀も含めないと理解しております。</p> <p><参加者：産業界></p> <p>(1) コモンアプローチでは原子力関連案件の要件に関し具体的な規定はなく、商業上の機密保持、競争関係の観点からも、原子力関連案件固有の情報公開要件を設けることには賛同致しかねます。</p>
<p>26：原子力関連：第三者機関の設置</p> <p>「原子力関連プロジェクトへの支援・融資の検討に当たっては、専門家及び NGO を含む第三者機関を設置し、その助言を得て、審査結果に反映させる」 「当該機関における審議は公開される」 (現行条文)</p> <p>「JBIC (NEXI) は、本ガイドラインに示された方針や手続が適切に実施され、ガイドラインの遵守が確保されるよう努める。」 (JBIC 第 1 部 7・NEXI 7)</p> <p>「特に影響が重大と思われるプロジェクトや、異論の多いプロジェクトについては、アカウンタビリティを向上させるため、必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置し、その意見を求める。」 (JBIC 第 2 部 1 (基本的事項)) (NEXI 別紙 1 (基本的事項))</p>	<p>現行ガイドラインが「必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置して、その意見を求める」と規定している上に、原子力関連案件のみ固かつ常設の第三者機関を設置する必要性・実効性の有無とその具体的理由は何ですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI ></p> <p>(1) 現行ガイドラインは、プロジェクト個々の必要性に応じ、専門家等からなる委員会を設置して、その意見を求めることを規定しています。 上記(1)対応は、原子力関連の具体的な案件を含む全セクターを念頭に置いての規定であり、特定セクターのみ固有且つ常設の別途の第三者機関を設置する必要性・実効性はないと考えています。</p> <p><参加者：産業界></p> <p>(1) 原子力関連案件については、安全面について既に行政機関による許認可・審査プロセスが確立しており、JBIC/NEXI による審査プロセスにおいてはそれらの許認可・審査結果を確認すればよく、更に第三者機関を設置して原子力固有の環境影響を審査することは、いたずらに審査プロセスを長期化させるのみと考えます。</p> <p><参加者：NGO ></p> <p>(1) 現行ガイドラインの「必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置して、その意見を求める」は第 2 部、すなわち事業実施機関の対応を指しているものです。NGO 提言 (p.15) は新機関の取り組むべきことを求めています。 (2) NGO 提言 13.4 (趣旨) を参照下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力関連プロジェクトには他セクターに伴わない特別な問題、すなわち 核拡散の問題、 安全性の問題、 放射性廃棄物の問題を有しており、事故時のリスクも大きい。第三者機関における公開の審議により、これらの問題に対処し、慎重かつ透明性の高い審査を行うべきである。

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>27：異議申立期間に関する情報公開 「各プロジェクトについて、ガイドラインに基づく異議申立が可能な期間を公開する」 「ガイドラインに基づく異議申立期間について、融資/保険付前から可能となるよう規定する」 (直接に対応する現行条文なし(*)) *：異議申立制度に関する内容は、JBIC「異議申立手続要綱」及び NEXI「異議申立手続等について」にて規定。</p>	<p>異議申立期間が商業上の秘密に当たる具体的な理由は何ですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>他 ECA またコモンアプローチ対応状況はどのようなものですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p> <p>異議申立期間が不明な場合、影響住民が異議申立を行うにあたり、どのような負担がありますか？ < NGO 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 異議申立期間について、JBIC「異議申立手続要綱」第 3 条第 3 項は「融資契約調印後、それぞれ貸出が終了するまでの期間」、NEXI「異議申立手続等について」第 5 条第 1 項は「保険契約締結以後から資金等供給が終了するまでの期間」と規定しています。 (2) JBIC 融資契約および NEXI 保険契約上、上記「貸出が終了するまでの期間」および「資金等供給が終了するまでの期間」が商業上の秘密に該当します。 (3) なお、JBIC「異議申立手続要綱」および NEXI「異議申立手続等について」では、融資・保険契約以前および貸出終了後の異議申立に関する対応も定めています。 (4) もっとも、JBIC「異議申立手続要綱」および NEXI「異議申立手続等について」にも記載しているとおり、申立人は異議申立を行う前に、プロジェクト実施主体者との対話を行う努力を行うことが求められ、また、JBIC / NEXI の融資・付担当部署との対話・協議も求められておりますため、まずはこれらを通じて解決が図られることが望ましいことは言うまでもありません。</p> <p>< 参加者：産業界 > (1) 異議申立期間は、融資契約締結から貸出が終了するまで、乃至保険契約締結から資金等供給が終了するまでの期間となりますが、これは JBIC との融資契約及び NEXI との保険契約上の機密事項に該当します。</p> <p>< JBIC / NEXI > (1) コモンアプローチには、異議申立制度に関し、具体的な規定はありません。 (2) 今回調査を行った他 ECA においても、異議申立制度に関する具体的な規定はありません。</p> <p>< 参加者 ></p> <p>< JBIC / NEXI > (1) JBIC「異議申立手続要綱」および NEXI「異議申立手続等について」において、異議申立期間を規定している一方で、異議申立が必ずしも当該期間中に限定されるわけではない点も規定しています。 (2) もっとも、申立人は異議申立を行う前に、プロジェクト実施主体者との対話を行う努力を行うことが求められ、また、JBIC / NEXI の融資・付担当部署との対話・協議も求められておりますため、まずはこれらを通じて解決が図られることが望ましいことは言うまでもありません。</p> <p>< 参加者：NGO > (1) 現行ガイドライン上、異議申立期間の始期である融資契約締結日及び終期である貸出終了日は情報公開の対象とされていません。 (2) したがって、異議申立てを検討する影響住民は、当該プロジェクトが現在異議申立て可能な期間中なのか否かについて判断することができません。この判断をするためには、実際に異議申立てを行わざるをえないことになり、これは影響住民にとって大きな負担となるものと考えます。</p> <p>< 参加者：産業界 > (1) JBIC「異議申立手続要綱」および NEXI「異議申立手続等について」では、融資・保険契約以前および貸出終了後の異議申立に関する対応も定めていますので、特段の問題は惹起しないのではないかと思います。</p>
<p>28：地球環境保全に貢献するプロジェクト支援 「当該案件が、省エネ、CDM 候補等地球環境保全的要素を有する場合に、積極的に把握、公表」 「具体的には、上記地球環境保全的要素について、プロジェクト実施主体者に求める環境社会配慮に必要な要件とは切り離し、例えば、スクリーニング・フォームに別枠を設ける格好で、申告していただく」 (現行条文) 「なお、JBIC は、融資等の対象となるプロジェクトについて環境</p>	<p>「地球環境保全に貢献するプロジェクトへの支援」というコンセプトと、JBIC / NEXI のガイドラインとを組み合わせることの必要性の有無とその具体的な理由、更には具体的な組み合わせのイメージはどのようなものですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 両方とも地球環境保全への貢献というコンセプトには変わりはなく、JBIC / NEXI とともに両方に取り組んでおります。また、現在地球環境保全そのものに世の中の関心が集まっていることも論を待ちません。 (2) また、現行の JBIC 環境ガイドラインの前文においても、個別案件への適切な環境社会配慮の促進とともに、地球環境保全に貢献する案件への積極的な支援を表明しています。 (3) かかる中、個別案件の環境社会配慮確認のみならず、当該案件そのものが、省エネ、CDM 候補等地球環境保全的要素を有する場合は、同時にそれを積極的に把握、公表せんというのが JBIC 案です。具体的には、両コンセプトの質的相違を考慮に入れ、上記地球環境保全的要素については、プロジェクト実施主体者に求める環境社会配慮に必要な要件とは切り離し、例えば、スクリーニング・フォームに別枠を設ける格好で、申告頂いては如何かと考えております。</p> <p>< 参加者：産業界 > (1) 「地球環境保全に貢献するプロジェクトへの支援」というコンセプト自体は、共に地球環境保全を目的としており、違和感はありません。但し、地球環境保全への貢献は環境社会配慮とは異なる概念である為、プロジェクト実施主体者に求める環境社会配慮確認プロセスとは独立した形で行うべきと思われる。</p> <p>< 参加者：NGO > (1) ガイドラインという文書の性質上、地球環境保全に貢献するプロジェクトへの支援について取り上げるのであれば、これら支援に対する融資条件上の優遇策につき、その適用条件と審査方法をガイドラインに明記するべきです。 (2) 地球環境保全に貢献するプロジェクトにおいても、他の通常のプロジェクトと同様の環境社会配慮確認を行うという現在の方法を維持すべきです。</p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
<p>社会配慮が適切になされるよう 促す一方で、環境保全 / 改善に 資するプロジェクトや、温室効 果ガス排出削減等、地球環境保 全に貢献するプロジェクトは積 極的に支援する方針である。」 (JBIC 前書き)</p>	<p>他 ECA またコモンアプ ローチ対応状況はどの ようなものですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会 合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) コモンアプローチにおいては、プロジェクト等の環境への負の影響や環境リスクの回避及び緩和が主眼であるため、地球環境保全に貢献するプロジェクトへの支援に係わるコンセプトの記載はありません。 (2) しかしながら、上記の考えをうまく実現することによって、日本としての地球環境保全への包括的な取組を対外的にもアピールしていくことに繋がると考えております。</p> <p>< 参加者 ></p>
<p>「調査・検討すべき環境への影響 には、大気、水、土壌、廃棄物、 事故、水利用、生態系及び生物 相等を通じた、人間の健康と安 全への影響及び自然環境への影 響、社会的関心事項（非自発的 住民移転、先住民族、文化遺産、 景観、ジェンダー、こどもの権 利、HIV/AIDS などの感染症等）、 越境または地球規模の環境問題 への影響が含まれる。」 (JBIC 第 2 部 1 (検討する影響の スコープ)) (NEXI 別紙 1 (検討する影響のス コープ))</p>	<p>「地球環境保全に資するプ ロジェクト」であること の判断基準は何です か？ < NGO 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 詳細は今後検討していく所存です。JBIC 案としては省エネ案件や CDM 候補案件と認められるようなものについては、該当プロジェクトの一つとなるのではないかと考えております。</p> <p>< 参加者 : NGO > (1) 現行環境ガイドラインが規定する環境レビューは JBIC/NEXI が通常の支援を行うための手続きであり、「地球環境保全に資する」としてさらなる優遇措置を講じるためには、現行環境ガイドラインに加え、そのための適格性の判断が必要であると思料します。</p> <p>(2) 「地球環境」は、気候変動、生物多様性の保全、森林の保全等を含む包括的な評価を必要としており、数値化しやすい指標のみでの評価は不適切なプロジェクトの支援につながりかねません。現在もっとも定量化の試みが進み、LCA 手法が確立しているのは温室効果ガスの排出量を指標とした評価ですが、狭い範囲で適用される指標・評価のみを重視することにより、かえって環境を損なうプロジェクトを支援しかねないことを懸念します。</p> <p>(3) とりわけ、下記に分類されるプロジェクトは、環境社会上のリスクが高いと考えられるため、JBIC/NEXI が「地球環境保全プロジェクト」として支援を行っていくことに関しては懸念を感じています（詳細については別途提出します）。</p> <p>(ア) 大規模水力発電事業 (イ) 原子力発電関連事業 (ウ) (大規模農地を必要とする) バイオ燃料事業 (エ) (大規模用地を必要とする) 産業用植林事業</p>
	<p>上記 に基づく審査手 法およびアカウンタビ リティの確保はどのよ うなものですか？ < NGO 第 4 回会合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 上述の通り、詳細は今後検討していく段階であり、アカウンタビリティの確保も含めた本提案内容の取扱いを充分検討してまいりたいと存じます。</p> <p>< 参加者 : NGO > 「地球環境保全に資するプロジェクト」に対して積極的支援を行っていくためには最低限下記が必要であると考えます。</p> <p>(a) プロジェクトの選定方法や基準、審査手法を策定・公開すること (b) 個別案件の審査結果を、(a)の審査基準に即して具体的に公開すること</p> <p>(b)においては、通常のプロジェクトの環境レビュー手続きおよび評価項目に加え、当該事業が「地球環境保全に資する」根拠が、検討ポイント の(2)(3)のような考え方も踏まえ、総合的な評価として示されることが必要であると考えます。</p>
<p>29: 案件発掘・形成調査、および 輸入・投資事業化等促進調査結果 の公開 「案件発掘・形成調査及び輸入・ 投資事業化等促進調査等、国際 金融業務において実施される調 査の結果を公開する」 (直接に対応する現行条文な</p>	<p>商業上の守秘義務との 関係における当該調査 の性格はどのようなも のですか？ < JBIC / NEXI 第 3 回会 合分 ></p>	<p>< JBIC / NEXI > (1) 当該調査は、潜在的なプロジェクト実施主体に対し、将来のプロジェクト・フィージビリティ判断のための内部資料用として提出する性格のものであり、実際上も先方との間では非公開を前提にしております。 (2) 従って、ビジネス上の秘匿性が極めて高いものであり、情報公開原則との関係でも公開にはなじまないものであります。</p> <p>< 参加者 : 産業界 > (1) 案件発掘・形成調査および輸入・投資事業化等促進調査は、将来のビジネスに繋がるもので秘匿性が極めて高く非公開を原則として行われており、その結果を公開することは制度の主旨からしても不可能であると考えられます。</p> <p>< 参加者 : FoEJ ></p>

項目・改訂ニーズ骨子・現行条文	見直しの必要性についての 検討ポイント	検討ポイントに対するコメント
し)		(1) 日本貿易振興機構 (JETRO) では、地球環境・プラント活性化事業等調査、石油資源開発等支援調査事業、開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査といった、将来のプロジェクト・フィージビリティに関わる調査を実施しているが、これらの調査報告書の全文を公開しています。
	ガイドラインの目的に照らし、早期段階からの環境社会配慮実施において、当該報告書の公開は有効ですか？ < NGO 第 4 回会合分 >	<p>< JBIC / NEXI > (1) 当該報告書については、まだ事業化を決定していない潜在的なプロジェクト実施主体に対する事業化検討のための内部資料として提出するものであり、かかる観点からも JBIC の側から積極的に公開することは現実的ではないし、有効でもないと考えます。</p> <p>< 参加者：NGO > (1) 有効です。 (2) 公開を前提とすれば、守秘義務に反することはないと考えます。当該調査は、JBIC が行う調査であるため、公開するかどうかは、JBIC の判断で決めることが可能であると考えます。</p> <p>< 参加者：産業界 > (2) 案件発掘・形成調査および輸入・投資事業化等促進調査は、将来のビジネスに繋がるもので秘匿性が極めて高く非公開を原則として行われており、その結果を公開することは制度の主旨からしても不可能であると考えられます。また、そもそも環境ガイドラインで規定する問題かどうかは大いに疑問があります</p> <p>< 参加者：FoEJ > (1) ガイドラインには、「その計画段階で、プロジェクトがもたらす環境への影響について、できる限り早期から、調査・検討を行い、これを回避・最小化するような代替案や緩和策を検討し…」とあり、早期の段階から情報公開をすることは非常に重要であると考えます。 (2) プロジェクトの早期の段階から情報が公開されることによって、ガイドラインにある「代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていること」が可能になります。</p>
	ガイドラインの目的に照らし、当該報告書に環境社会配慮に関する調査項目を含めることは有効ですか？ < NGO 第 4 回会合分 >	<p>< JBIC / NEXI > (1) 当該報告書の調査項目は、潜在的なプロジェクト実施主体からの要請に基づいて決定されるものですが、将来の事業化に当って留意すべき環境社会配慮項目が含まれている例もあり、その場合には当該プロジェクト実施主体に対する有効な情報提供となっています。</p> <p>< 参加者 ></p>
	ODA ではない JETRO 調査のひとつ「石油資源開発等支援調査事業」(マスタープランを作成するもの)の報告書が公開されていることの問題が発生していますか？ < NGO 第 4 回会合分 >	<p>< JBIC / NEXI > (1) ご指摘の JETRO 殿事業の報告書の公開に係る問題の有無につき私どもがお答えするのは適当ではないと存じます。 (2) いずれに致しましても、私どもの当該調査は、上述(上記の検討ポイントへの JBIC コメントご参照)の性格を有するものであるため、公開にはなじまないものと考えます。</p> <p>< 参加者 ></p>